CZ-4-3
1200404246620

第四十回国会制定法

会期 〔昭和三十六年十二月九日から〕〔昭和三十七年五月七日まで〕

参議院法制局

第四十回国会制定法

会　期　昭和三十六年十二月九日から
　　昭和三十七年　五　月七日まで

参　議　院　法　制　局

~~320.91~~
~~Sa594k~~
CZ
4
3

国立国会
37.9.12
図書館

587819

凡例

一、本書は、第四十回国会（常会）〔昭和三十六年十二月九日から 昭和三十七年五月七日まで〕を通過成立した法律百四十七件〔閣法百四十件 衆法七件〕―昭和三七年法律第一号から同第一四七号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、索引及び本文の題名の下に「（衆法）」と表示してあるものは、議員提出の法律案中衆議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものである。

目　次

法律第一号　昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十七年二月十三日公布）……一
法律第二号　昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十七年二月十五日公布）……二
法律第三号　昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年二月十五日公布）……三
法律第四号　昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年二月二十日公布）……四
法律第五号　昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十七年二月二十日公布）……四
法律第六号　離島振興法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二日公布）（衆法）……五
法律第七号　炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三日公布）……五
法律第八号　郵便貯金法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月八日公布）……八
法律第九号　港域法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月十五日公布）……一四
法律第十号　昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（昭和三十七年三月十九日公布）……一四
法律第十一号　郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十日公布）……一五
法律第十二号　在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律……一八
法律第十三号　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十日公布）……一八
法律第十四号　警察法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十一日公布）……二八
法律第十五号　裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十一日公布）……二八
法律第十六号　住宅金融公庫法等の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十二日公布）……二八

法律第十七号　特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十二日公布）……三一
法律第十八号　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十三日公布）……三三
法律第十九号　しよう脳専売法を廃止する法律（昭和三十七年三月二十三日公布）……三五
法律第二十号　盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十三日公布）……三七
法律第二十一号　開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十四日公布）……三七
法律第二十二号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十四日公布）……三七
法律第二十三号　市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十七日公布）……三八
法律第二十四号　公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十七日公布）……三八
法律第二十五号　南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十七日公布）……四四
法律第二十六号　相続税法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十七日公布）……四四
法律第二十七号　通行税法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十七日公布）……四五
法律第二十八号　印紙税法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十七日公布）……四六
法律第二十九号　中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十七日公布）……四七
法律第三十号　商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十七日公布）……四八
法律第三十一号　日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十七日公布）……四九
法律第三十二号　自治省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十七日公布）……四九
法律第三十三号　公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十八日公布）……五一
法律第三十四号　文部省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十九日公布）……五三
法律第三十五号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十九日公布）……五三
法律第三十六号　建設省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十九日公布）……五五
法律第三十七号　公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十九日公布）……五五
法律第三十八号　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十九日公布）……五五
法律第三十九号　民法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十九日公布）……五六
法律第四十号　訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律（昭和三十七年三月二十九日公布）……五八
法律第四十一号　平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律（昭和三十七年三月二十九日公布）……六〇
法律第四十二号　阪神高速道路公団法（昭和三十七年三月二十九日公布）……六一
法律第四十三号　所得税法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……七三
法律第四十四号　法人税法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……一四三
法律第四十五号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……一四八
法律第四十六号　酒税法等の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……一六三
法律第四十七号　物品税法（昭和三十七年三月三十一日公布）……一八五
法律第四十八号　トランプ類税法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……二三〇
法律第四十九号　入場税法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……二三九
法律第五十号　地方税法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……二三四
法律第五十一号　関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……二五七
法律第五十二号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……二五九
法律第五十三号　法務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……二六一
法律第五十四号　通商産業省設置法等の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……二九一
法律第五十五号　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……二九四
法律第五十六号　国民健康保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……二九六
法律第五十七号　船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……二九六
法律第五十八号　地方交付税法の一部を改正する等の法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……三〇〇
法律第五十九号　義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……三〇七
法律第六十号　てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……三〇八
法律第六十一号　国民貯蓄組合法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……三〇八
法律第六十二号　医療金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十七年三月三十一日公布）……三一〇
法律第六十三号　簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年三月三十一日公布）……三一〇
法律第六十四号　関税法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月一日公布）……三一八
法律第六十五号　国税通則法（昭和三十七年四月二日公布）……三一九
法律第六十六号　国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭和三十七年四月二日公布）……三二四
法律第六十七号　森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月四日公布）……四一〇
法律第六十八号　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年四月四日公布）……四二九
法律第六十九号

法律第七十号　学校法人紛争の調停等に関する法律（昭和三十七年四月四日公布）……四三七
法律第七十一号　水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月四日公布）……四四〇
法律第七十二号　銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月四日公布）……四四二
法律第七十三号　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年四月五日公布）（衆法）……四四七
法律第七十四号　著作権法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月五日公布）（衆法）……四五〇
法律第七十五号　保険業法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月五日公布）……四五〇
法律第七十六号　質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月十三日公布）……四五一
法律第七十七号　総理府設置法等の一部を改正する法律（昭和三十七年四月十六日公布）……四五三
法律第七十八号　児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月十六日公布）……四五四
法律第七十九号　日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月十六日公布）……四五五
法律第八十号　国民生活研究所法（昭和三十七年四月十六日公布）……四五五
法律第八十一号　駐車場法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月十六日公布）……四五五
法律第八十二号　商法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月二十日公布）……四六二
法律第八十三号　競馬法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月二十日公布）……四六四
法律第八十四号　自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月二十日公布）……四七六
法律第八十五号　モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月二十日公布）……四八四
法律第八十六号　日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月二十日公布）……五〇一
法律第八十七号　科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月二十五日公布）……五〇七
法律第八十八号　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年四月二十七日公布）……五〇八
法律第八十九号　行政管理庁設置法等の一部を改正する法律（昭和三十七年四月二十七日公布）……五一一
法律第九十号　外国為替銀行法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月二十七日公布）……五一一
法律第九十一号　原子力委員会設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月二十八日公布）……五一四
法律第九十二号　国民年金法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月二十八日公布）……五一四
法律第九十三号　農業機械化促進法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月三十日公布）……五二三
法律第九十四号　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月三十日公布）……五三三
法律第九十五号　産炭地域振興事業団法（昭和三十七年四月三十日公布）……五三九
法律第九十六号　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律（昭和三十七年四月三十日公布）……五四五

法律第九十七号　経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月一日公布）……五四五
法律第九十八号　大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月一日公布）……五四六
法律第九十九号　工業用水法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月一日公布）……五四七
法律第　百　号　建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年五月一日公布）……五四九
法律第百一号　畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年五月一日公布）……五五四
法律第百二号　道路整備特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月一日公布）……五五六
法律第百三号　輸出保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月二日公布）……五五九
法律第百四号　家庭用品品質表示法（昭和三十七年五月四日公布）……五五九
法律第百五号　鉱山保安法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月四日公布）……五六三
法律第百六号　道路運送車両法等の一部を改正する法律（昭和三十七年五月四日公布）……五六四
法律第百七号　外務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月八日公布）……五七一
法律第百八号　財政法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月八日公布）……五七三
法律第百九号　災害対策基本法等の一部を改正する法律（昭和三十七年五月八日公布）……五七四
法律第百十号　海外経済協力基金法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月八日公布）……五七九
法律第百十一号　農地開発機械公団法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月八日公布）……五八〇
法律第百十二号　公職選挙法等の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十日公布）……五八一
法律第百十三号　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十日公布）……六一一
法律第百十四号　恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十日公布）……六二一
法律第百十五号　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十日公布）……六二八
法律第百十六号　昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十七年五月十日公布）……六三三
法律第百十七号　新産業都市建設促進法（昭和三十七年五月十日公布）……六四〇
法律第百十八号　市の合併の特例に関する法律（昭和三十七年五月十日公布）……六四七
法律第百十九号　住居表示に関する法律（昭和三十七年五月十日公布）……六四九
法律第百二十号　海外技術協力事業団法（昭和三十七年五月十日公布）……六五二
法律第百二十一号　木船運送法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十日公布）……六五八
法律第百二十二号　臨時司法制度調査会設置法（昭和三十七年五月十一日公布）……六六三

厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十一日公布）……六六六
北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十一日公布）……六七〇
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十一日公布）……六七一
法律第百二十六号　農地法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十一日公布）……六七一
法律第百二十七号　農業協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十一日公布）……六七七
法律第百二十八号　石油業法（昭和三十七年五月十一日公布）……六八四
法律第百二十九号　中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十二日公布）……六八八
法律第百三十号　船員法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十二日公布）……六九五
法律第百三十一号　鉄道敷設法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十二日公布）……七〇一
法律第百三十二号　防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十五日公布）……七〇一
法律第百三十三号　地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十五日公布）……七一三
法律第百三十四号　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年五月十五日公布）……七一九
法律第百三十五号　下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十五日公布）……七二三
法律第百三十六号　労働省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十六日公布）……七二四
法律第百三十七号　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年五月十六日公布）……七三三
法律第百三十八号　行政事件訴訟法（昭和三十七年五月十六日公布）……七三四
法律第百三十九号　行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年五月十六日公布）……七四三
法律第百四十号　商店街振興組合法（昭和三十七年五月十七日公布）（衆法）……七六八
法律第百四十一号　都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年五月十八日公布）（衆法）……七八五
法律第百四十二号　国土調査促進特別措置法（昭和三十七年五月十九日公布）（衆法）……七八七
法律第百四十三号　外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年五月二十五日公布）（衆法）……七八九
法律第百四十四号　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年六月一日公布）……七九〇
法律第百四十五号　ばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和三十七年六月二日公布）……七九二
法律第百四十六号　道路交通法の一部を改正する法律（昭和三十七年六月二日公布）……七九八
法律第百四十七号

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第四十回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。
例えば、
△アルコール専売法（昭一二―法三二）の一部改正（昭三七―法六七）とあるのは、昭和三十七年法律第六十七号（国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律）によつて、アルコール専売法（昭一二―法三二）が一部改正されたことを示す。

（あ）

△アルコール専売法（昭一二―法三二）の一部改正（昭三七―法六七）……四一〇
△奄美群島復興特別措置法（昭二九―法一八九）の一部改正（昭三七―法三四）……三三
△愛知用水公団法（昭三〇―法一四一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五五
△印紙税法の一部を改正する法律（昭三七・三・二七・法二八）……四六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法七）……七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法三二）……五一
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法四三）……七二
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法六四）……三一七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法六七）……三九三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法九五）……五四四
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法一二〇）……六五七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法一二七）……六八三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法一四一）……七八三
○医療金融公庫法の一部を改正する法律（昭三七・三・三一・法六三）……三一〇
△医療金融公庫法（昭三五―法九五）の一部改正（昭三七・五・一・法九八）……七五二
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三七―法一九）……三六
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三七―法六七）……四一〇
△印紙等模造取締法（昭二二―法一八九）の一部改正（昭三七―法五〇）……三三四
△意匠法（昭三四―法一二五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五八

（う）

○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三七・三・三一・法五六）……二九四
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三七―法四三）……七三
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三七―法一二一）……六六三
△運河法（大二―法一六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六三

（え）

△塩業整備臨時措置法（昭三四―法八一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五〇

（お）

○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三七・五・一・法九八）……五四六
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三七―法一九）……三六
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三七―法六七）……四一〇

○恩給法等の一部を改正する法律（昭三七・五・一〇・法一一四）……六三
△恩給法（大一二―法四八）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四四
△恩給法の一部を改正する法律（昭二六―法八七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四五
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八―法一五五）の一部改正（昭三七―法一一四）……六三

（か）

○開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭三七・三・二四・法二二）……三七
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・三・二九・法三九）……五六
○関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭三七・三・三一・法五二）……二九七
△関税暫定措置法（昭三五―法三六）の一部改正（昭三七―法五二）……二九九
○簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭三七・三・三一・法六四）……三〇
○関税法の一部を改正する法律（昭三七・四・一・法六五）……三一八
△関税法（昭二九―法六一）の一部改正（昭三七―法九）……一四
△関税法（昭二九―法六一）の一部改正（昭三七―法一四四）……六三
△関税法（昭二九―法六一）の一部改正（昭三七―法六七）……七八九
△河川法（明二九―法七一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六三
△関税法（昭二九―法六一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六三
△簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭一九―法一二）の一部改正（昭三七―法六四）……三一六
△海難審判法（昭二二―法一三五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六一
△家事審判法（昭二二―法一五二）の一部改正（昭三七―法四〇）……五九
△会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律（昭二三―法六四）の一部改正（昭三七―法八二）……四七三
△簡易生命保険法（昭二四―法六八）の一部改正（昭三七―法六四）……三一六
△海上運送法（昭二四―法一八七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五九
△外国為替及び外国貿易管理法（昭二四―法一二八）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五〇
△学校施設の確保に関する政令（昭二四―政三四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五一
△外資に関する法律（昭二五―法一六三）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五〇
△外国為替資金特別会計法（昭二六―法一四四）……七八九
△河川法（明二九―法七一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六三
△関税法（昭二九―法六一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六三
△簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭一九―法一二）の一部改正（昭三七―法六四）……三一六
△海難審判法（昭二二―法一三五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六一
△家事審判法（昭二二―法一五二）の一部改正（昭三七―法四〇）……五九
△会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律（昭二三―法六四）の一部改正（昭三七―法八二）……四七三
△簡易生命保険法（昭二四―法六八）の一部改正（昭三七―法六四）……三一六
△海上運送法（昭二四―法一八七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五九
△外国為替及び外国貿易管理法（昭二四―法一二八）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五〇
△学校施設の確保に関する政令（昭二四―政三四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五一
△外資に関する法律（昭二五―法一六三）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五〇
△外国為替資金特別会計法（昭二六―法

五六）の一部改正（昭三七―法一一五）……六七一
△株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二六―法一四三）の一部改正（昭三七―法八二）……四七三
△外務公務員法（昭二七―法四一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四九
△外国人登録法（昭二七―法一二五）の一部改正（昭三七―法一三三）……七三
△会社更生法（昭二七―法一七二）の一部改正（昭三七―法五一）……三六六
△会社更生法（昭二七―法一七二）の一部改正（昭三七―法六七）……四〇〇
△会社更生法（昭二七―法一七二）の一部改正（昭三七―法八二）……四七四
△外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭二八―法一）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△カス事業法（昭二九―法五一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六八
△株式会社以外の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二九―法一一〇）の一部改正（昭三七―法八二）……四七四
△核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭三二―法一六六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四七
△果樹農業振興特別措置法（昭三六―法一五）の一部改正（昭三七―法一二六）……六七六

（き）

○義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭三七・三・三一・法六〇）……三〇七
○行政管理庁設置法等の一部を改正する法律（昭三七・四・二七・法八九）……五二
△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三七―法六〇）……三七一
△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三七―法一四二）の一部改正（昭三七―法一四〇）……四七五
△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三七―法八二）……四七〇
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭二九―法一四二）の一部改正（昭三七―法九八）……五四七
△旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭三一―法一七七）の一部改正（昭三七―法一一四）……六三
△軌道法（大一〇―法七六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四
△銀行法（昭二―法二一）の一部改正（昭三七―法八二）……四七〇
△金融機関再建整備法（昭二一―法三九）の一部改正（昭三七―法八二）……四七三
△企業再建整備法（昭二一―法四〇）の一部改正（昭和三七―法八二）……四七三
○行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭三七・五・一六・法一四〇）……七四二
△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭三七―法六〇）……三七一
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭二九―法一四二）の一部改正（昭三七―法八二）……四七五
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭二九―法一四二）の一部改正（昭三七―法九八）……五四七
△金融機関再建整備法（昭二一―法三九）の一部改正（昭三七―法八二）……四七三
△企業再建整備法（昭二一―法四〇）の一部改正（昭和三七―法八二）……四七三
○議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭二二―法八一）の一部改正（昭三七―法五三）……二九〇
△行政事件訴訟特例法（昭二三―法八一）廃止（昭三七―法一三九）……七四一
△漁業法（昭二四―法二六七）の一部改正（昭三七―法一一二）……六〇五
△漁業法（昭二四―法二六七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五六
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五―法二五六）の一部改正（昭三七―法一一六）……六三七
△気象業務法（昭二七―法一六五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六一
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭二九―法一四二）の一部改正（昭三七―法一四〇）……三七一
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭二九―法一四二）の一部改正（昭三七―法八二）……四七五
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭二九―法一四二）の一部改正（昭三七―法九八）……五四七
△旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭三一―法一七七）の一部改正（昭三七―法一一四）……六三

正（昭三七一法一三三）……六六
△健康保険法（大一一一法七〇）の一部改正（昭三七一法七〇）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七三
△建築基準法（昭二五一法二〇〇）の一部改正（昭三七一法八一）……四四
△建築基準法（昭二五一法二〇〇）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七四
△結核予防法（昭二六一法九六）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七五
△計量法（昭二六一法二〇七）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七五

（こ）

○港湾法の一部を改正する法律（昭三七・三・八・法九）……八
○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・三・一三・法一八）……三
○公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭三七・三・一七・法二四）……六
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一法二三四）の一部改正（昭三七一法九二）……三三
○公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律（昭三七・三・二八・法三四）……五
△公営企業金融公庫法（昭三二一法八三）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七六
△国家行政組織法等の一部を改正する法律（昭三七・三・三一・法四〇）……七
△国家行政組織法（昭二三一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一三三）……七一
△国家行政組織法（昭二三一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七一
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法七七）……四三
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一二三）……六五
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一三三）……七〇
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七〇
△戸籍法（昭二二一法一二四）の一部改正（昭三七一法四〇）……六
△国有財産法（昭二三一法七三）の一部改正（昭三七一法一四〇）……五〇
△国家行政組織法（昭二三一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一三三）……六九
△国家行政組織法（昭二三一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一三三）……七一
△国家行政組織法等の一部を改正する法律（昭三七一法一三三）……七一
△公有水面埋立法（大一〇一法五七）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七四
△公営住宅法（昭二六一法三五）の一部改正（昭三七一法七六）……四三
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法七七）……四五
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一二三）……六九
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七〇
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一法二三四）の一部改正（昭三七一法九二）……三三
○公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律（昭三七・三・二八・法三四）……五
△公営企業金融公庫法（昭三二一法八三）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七六
△国家行政組織法等の一部を改正する法律（昭三七一法一三三）……七一
△国家行政組織法（昭二三一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一三三）……七一
△国家行政組織法（昭二三一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七一
△公有水面埋立法（大一〇一法五七）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七四
△公営住宅法（昭二六一法三五）の一部改正（昭三七一法七六）……四三
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法七七）……四五
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一二三）……六九
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七〇
△戸籍法（昭二二一法一二四）の一部改正（昭三七一法四〇）……六
△国有財産法（昭二三一法七三）の一部改正（昭三七一法一四〇）……五〇
△国家行政組織法（昭二三一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一三三）……六九
△国家行政組織法（昭二三一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一三三）……七一
△国家行政組織法等の一部を改正する法律（昭三七一法一三三）……七一
△国土調査促進特別措置法（昭三七・五・一九・法一四三）（衆法）……七七

△公有水面埋立法（大一〇一法五七）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七四
△公営住宅法（昭二六一法三五）の一部改正（昭三七一法七六）……四三
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法七七）……四五
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一二三）……六九
△国家公務員法（昭二二一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七〇
△戸籍法（昭二二一法一二四）の一部改正（昭三七一法四〇）……六
△国有財産法（昭二三一法七三）の一部改正（昭三七一法一四〇）……五〇
△国家行政組織法（昭二三一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一三三）……六九
△国家行政組織法（昭二三一法一二〇）の一部改正（昭三七一法一三三）……七一
△国家行政組織法等の一部を改正する法律（昭三七一法一三三）……七一
△国立公園特別保護区内の行為の規制及び公園事業の執行に関する命令の整備等に関する法律（昭三七・五・一九・法一四三）（衆法）……七七
○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭三七・三・二九・法三六）……五
○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・三・二九・法三八）……五
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三七・三・三一・法五三）（衆法）……六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三七・三・三一・法五七）……六
△国民健康保険法（昭三三一法一九二）の一部改正（昭三七一法一四〇）……五
○国民貯蓄組合法の一部を改正する法律（昭三七・三・三一・法六二）……三
○国税通則法（昭三七・四・一一・法六六）……三
○国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭三七・四・一一・法六七）……三
○豪雪地帯対策特別措置法（昭三七・四・五・法七三）（衆法）……四
○国民生活荒廃防止法（昭三七・四・一六・法八〇）……四
○国民年金法の一部を改正する法律（昭三七・四・二八・法九二）……五
△国民年金法（昭三四一法一四二）の一部改正（昭三七一法四四）……三
△国民年金法（昭三四一法一四二）の一部改正（昭三七一法六七）……四
△健康保険法（大一一一法七〇）の一部改正（昭三七一法六七）……四
△健康保険法（大一一一法七〇）の一部改正（昭三七一法一四〇）……四
△建設省設置法（昭二三一法一二三）の一部改正（昭三七一法四三）……五
△建設省設置法（昭二三一法一二三）の一部改正（昭三七一法一〇〇）……五
△建設省設置法（昭二三一法一二三）の一部改正（昭三七一法一三七）……五
△建設省設置法（昭二三一法一二三）の一部改正（昭三七一法一四二）……六
○鏡馬法の一部を改正する法律（昭三七・四・二〇・法八三）……四
○原子力委員会設置法の一部を改正する法律（昭三七・四・二八・法九二）……五
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭三七・五・一・法九七）……五
△経済企画庁設置法（昭二七一法二六三）の一部改正（昭三七一法七三）……四
△経済企画庁設置法（昭二七一法二六三）の一部改正（昭三七一法八〇）……四
△経済企画庁設置法（昭二七一法二六三）の一部改正（昭三七一法一一七）……六
△経済企画庁設置法（昭二七一法二六三）の一部改正（昭三七一法一四三）……七
○建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭三七・五・一・法一〇〇）……五

△振発油税法（昭三三一法五五）の一部改正（昭三七一法六七）……三
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三三一法二二六）の一部改正（昭三七一法一一六）……六

（く）

△宮内庁法（昭二二一法七〇）の一部改正（昭三七一法七七）……四
△国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭二二一法一九四）の一部改正（昭三七一法一四〇）……七
△国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭二五一法六一）の一部改正（昭三七一法六七）……四10

（け）

○警察法の一部を改正する法律（昭三七・三・二〇・法二四）……六
△警察法（昭二九一法一六二）の一部改正（昭三七一法一三三）……七
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭三七・三・二九・法三七）……五
△建設省設置法（昭二三一法一二三）の一部改正（昭三七一法四三）……五
△建設省設置法（昭二三一法一二三）の一部改正（昭三七一法一〇〇）……五
△建設省設置法（昭二三一法一二三）の一部改正（昭三七一法一三七）……五
△建設省設置法（昭二三一法一二三）の一部改正（昭三七一法一四二）……六
○鏡馬法の一部を改正する法律（昭三七・四・二〇・法八三）……四
○原子力委員会設置法の一部を改正する法律（昭三七・四・二八・法九二）……五
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭三七・五・一・法九七）……四
△経済企画庁設置法（昭二七一法二六三）の一部改正（昭三七一法七三）……四
△経済企画庁設置法（昭二七一法二六三）の一部改正（昭三七一法八〇）……四
△経済企画庁設置法（昭二七一法二六三）の一部改正（昭三七一法一一七）……六
△経済企画庁設置法（昭二七一法二六三）の一部改正（昭三七一法一四三）……七
○建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭三七・五・一・法一〇〇）……五
△健康保険法（大一一一法七〇）の一部改正（昭三七一法六七）……四
△健康保険法（大一一一法七〇）の一部改正（昭三七一法一四〇）……四

律(昭三六—法一一一)の一部改正(昭三七—法一一三)……六七〇
△港則法(昭二三—法一七四)の一部改正(昭三七—法九)……一三
△工業技術院設置法(昭二三—法二〇七)の一部改正(昭三七—法五五)……二九二
△公共企業体等労働関係法(昭二三—法二五七)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七六一
△国民金融公庫法(昭二四—法四九)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七五〇
△航路標識法(昭二四—法九九)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七六〇
△国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭二四—法一〇一)の一部改正(昭三七—法七七)……四五四
△国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭二四—法一〇一)の一部改正(昭三七—法一三二)……七一一
△国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律(昭三一—法四七)の一部改正(昭三七—法一三二)……七一二
△古物営業法(昭二四—法一〇八)の一部改正(昭三七—法七六)……四五一
△古物営業法(昭二四—法一〇八)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七四五
△国家公務員宿舎法(昭二四—法一一七)の一部改正(昭三七—法七七)……四五四
△国土総合開発法(昭二五—法二〇五)の一部改正(昭三七—法一四三)……七八八
△小型自動車競走法(昭二五—法二〇八)の一部改正(昭三七—法八四)……四九〇
△小型自動車競走法の一部を改正する法律(昭三二—法一六九)の一部改正(昭三七—法八四)……五〇〇
△港湾法(昭二五—法二一八)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七五九
△鉱業法(昭二五—法二八九)の一部改正(昭三七—法五五)……二九四
△鉱業法(昭二五—法二八九)の一部改正(昭三七—法六七)……四一三
△鉱業法(昭二五—法二八九)の一部改正(昭三七—法一〇五)……五六四
△鉱業法(昭二五—法二八九)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七五七
△公庫の予算及び決算に関する法律(昭二六—法九九)の一部改正(昭三七—法一〇八)……五七三
△港湾運送事業法(昭二六—法一六一)の一部改正(昭三七—法一二一)……六六三
△港湾運送事業法(昭二六—法一六一)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七五九
△航空法(昭二七—法二三一)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七六〇
△国際電信電話株式会社法(昭二七—法三〇一)の一部改正(昭三七—法八二)……四七五
△国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭二八—法五二)の一部改正(昭三七—法五三)……二八九
△公衆電気通信法(昭二八—法九七)の一部改正(昭三七—法一〇九)……五七九
△公衆電気通信法(昭二八—法九七)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七六一
△交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭二九—法一〇三)の一部改正(昭三七—法五一)……二五六
△交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭二九—法一〇三)の一部改正(昭三七—法五九)……三〇六
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭三七—法六七)……四一四
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭三七—法九二)……五二二
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭三七—法一二三)……六六九
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七五三

△厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭二九—法一一七)の一部改正(昭三七—法五八)……二九九
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭三一—法八二)の一部改正(昭三七—法五一)……二五六
△国防会議の構成等に関する法律(昭三一—法一六六)の一部改正(昭三七—法一三二)……七一二
△国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭三二—法一二八)の一部改正(昭三七—法五三)……二九〇
△国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律(昭三二—法一二九)の一部改正(昭三七—法五三)……二八九
△国会議員互助年金法(昭三三—法七〇)の一部改正(昭三七—法五三)……二九〇
△国家公務員共済組合法(昭三三—法一二八)の一部改正(昭三七—法九二)……五二三
△国家公務員共済組合法(昭三三—法一二八)の一部改正(昭三七—法一三二)……七一二
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三—法一二九)の一部改正(昭三七—法二四)……四四
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三—法一二九)の一部改正(昭三七—法一一六)……六三七
△航空機工業振興法(昭三三—法一五〇)の一部改正(昭三七—法八二)……四七五
△国税徴収法(昭三四—法一四七)の一部改正(昭三七—法六七)……四〇〇
△公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭三六—法一〇九)の一部改正(昭三七—法六九)……四三六
△雇用促進事業団法(昭三六—法一一六)の一部改正(昭三七—法七)……六
△小型船海運組合法(昭三六—法一六二)の一部改正(昭三七—法一二一)……六六三

(さ)

○在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律(昭三七・三・二〇・法一二)……一五
△在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭三二—法一一)の一部改正(昭三七—法一二)……一七
△在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭三二—法一一)の一部改正(昭三七—法一三)……二七
△在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭三六—法一八)の一部改正(昭三七—法一二)……一七
△在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭三六—法一八)の一部改正(昭三七—法一三)……二七
○在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三七・三・二〇・法一三)……一八
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭三七・三・二二・法一五)……二八
○産炭地域振興事業団法(昭三七・四・三〇・法九五)……五三九
○財政法の一部を改正する法律(昭三七・五・八・法一〇八)……五七二
○災害対策基本法等の一部を改正する法律(昭三七・五・八・法一〇九)……五七四
△災害対策基本法(昭三六—法二二三)の一部改正(昭三七—法六八)……四二九
△災害対策基本法(昭三六—法二二三)の一部改正(昭三七—法七三)……四四九
△砂防法(明三〇—法二九)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七六三
△裁判所法(昭二二—法五九)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七四七
△災害救助法(昭二二—法一一八)の一部改正(昭三七—法一〇九)……五七七
△最高裁判所裁判官国民審査法(昭二二—法一三六)の一部改正(昭三七—法一一二)……六〇五

△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二―法一三六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六五
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭三七―法四八）……二三
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭三七―法六七）……三九三
△採石法（昭二五―法一九一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五八
△産業労働者住宅資金融通法（昭二八―法六三）の一部改正（昭三七―法一六）……三一
△砂糖消費税法（昭三〇―法三八）の一部改正（昭三七―法六七）……三七二

（し）

○昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三七・二・一三・法一）……一
○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三七・二・一五・法二）……二
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法四三）……七三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法六四）……三七
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法六七）……三五四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法八〇）……四六一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法八三）……四八三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法八四）……五〇〇
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法九三）……五三三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法九五）……五四四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法一一〇）……六五七
△所得税法の一部を改正する法律（昭三七―法四四）の一部改正（昭三七―法五一）……三五七
△所得税法の一部を改正する法律（昭三七―法四四）……四八四
△所得税法の一部を改正する法律（昭三七―法四八）……五〇〇
○酒税法等の一部を改正する法律（昭三七・三一・法四七）……一六三
△酒税法（昭二八―法六）の一部改正（昭三七―法六七）……三九一
○森林法の一部を改正する法律（昭三七・四・法六八）……四三〇
○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律（昭三七・四・五・法七二）……四四三
○質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律（昭三七・四・一三・法七六）……四五一
△質屋営業法（昭二五―法一五八）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四五
○児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭三七・四・一六・法七八）……四五四
△児童扶養手当法（昭三六―法二三八）の一部改正（昭三七―法一五）……六三三
△児童扶養手当法（昭三六―法二三八）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
○商法の一部を改正する法律（昭二〇・法八二）……四八四
○自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭三七・四・二〇・法八四）……五〇〇
△自転車競技法の一部を改正する法律（昭三七―法八二）……五〇九
△食糧管理法（昭一七―法四〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五五
△死産の届出に関する規程（昭二二―厚令四二）の一部改正（昭三七―法一三

△狩猟法（大七―法三二）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五六
△信託業法（大一一―法六五）の一部改正（昭三七―法八二）……四七〇
△食糧管理法（昭一七―法四〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五五
○昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関

題名中「同年六月及び十月」を「同年六月及び十月」に、「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。
○昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・二・一五・法三）……一
題名中「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。
○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三七・二・二〇・法五）……四
題名中「及び十月」を削り、「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。
○昭和三十六年六月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三七・二・二〇・法五）……四
題名中「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。
○昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三七・二・一三・法一）……一
○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三七・二・一五・法二）……二
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二―法一三六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六五
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭三七―法四八）……二三
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭三七―法六七）……三九三
△採石法（昭二五―法一九一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五八
△産業労働者住宅資金融通法（昭二八―法六三）の一部改正（昭三七―法一六）……三一
△砂糖消費税法（昭三〇―法三八）の一部改正（昭三七―法六七）……三七二

（し）

○昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三七・二・一三・法一）……一
○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三七・二・一五・法二）……二
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法四三）……七三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法六四）……三七
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法六七）……三五四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法八〇）……四六一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法八三）……四八三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法八四）……五〇〇
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法九三）……五三三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法九五）……五四四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法一一〇）……六五七
△所得税法の一部を改正する法律（昭三七―法四四）の一部改正（昭三七―法五一）……三五七
△所得税法の一部を改正する法律（昭三七―法四四）……四八四
△所得税法の一部を改正する法律（昭三七―法四八）……五〇〇
○酒税法等の一部を改正する法律（昭三七・三一・法四七）……一六三
△酒税法（昭二八―法六）の一部改正（昭三七―法六七）……三九一
○森林法の一部を改正する法律（昭三七・四・法六八）……四三〇
○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律（昭三七・四・五・法七二）……四四三
○質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律（昭三七・四・一三・法七六）……四五一
△質屋営業法（昭二五―法一五八）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四五
○児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭三七・四・一六・法七八）……四五四
△児童扶養手当法（昭三六―法二三八）の一部改正（昭三七―法一五）……六三三
△児童扶養手当法（昭三六―法二三八）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
○商法の一部を改正する法律（昭二〇・法八二）……四八四
○自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭三七・四・二〇・法八四）……五〇〇
△自転車競技法の一部を改正する法律（昭三七―法八二）……五〇九
△食糧管理法（昭一七―法四〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五五
△死産の届出に関する規程（昭二二―厚令四二）の一部改正（昭三七―法一三

所得税法の特例等に関する法律（昭三二―法八一）の一部改正……昭三
自然公園法（昭三二―法一六〇）の一部改正……昭三
食用鼠等ニ因ル人ノ健康ニ有害ナル伝染病ノ予防ニ関スル法律（昭三三―法四四）の一部改正……昭三
商標法（昭三四―法一二五）の一部改正……昭三
ファーマー王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三四―法一四一）の一部改正……昭三
回避及び脱税の防止のための日本国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三四―法一四二）の一部改正……昭三
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン回との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三四―法一四三）の一部改正……昭三
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とビルマ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三四―法一四四）の一部改正……昭三
水産業協同組合法（昭二三―法二四二）の一部改正（昭三四―法一四五）……昭三
戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二七―法一〇〇）の一部改正……昭三
一五（一）……昭三
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三四―法一四六）の一部改正……昭三
（昭三四―法一四七）の一部改正……昭三
（昭三四―法一四八）の一部改正……昭三
（昭三四―法一四九）の一部改正……昭三
（昭三四―法一五〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法一五一）の一部改正……昭三
（昭三四―法一五二）の一部改正……昭三
（昭三四―法一五三）の一部改正……昭三
（昭三四―法一五四）の一部改正……昭三
（昭三四―法一五五）の一部改正……昭三
（昭三四―法一五六）の一部改正……昭三
（昭三四―法一五七）の一部改正……昭三
（昭三四―法一五八）の一部改正……昭三
（昭三四―法一五九）の一部改正……昭三
（昭三四―法一六〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法一六一）の一部改正……昭三
（昭三四―法一六二）の一部改正……昭三
（昭三四―法一六三）の一部改正……昭三
（昭三四―法一六四）の一部改正……昭三
（昭三四―法一六五）の一部改正……昭三
（昭三四―法一六六）の一部改正……昭三
（昭三四―法一六七）の一部改正……昭三
（昭三四―法一六八）の一部改正……昭三
（昭三四―法一六九）の一部改正……昭三
（昭三四―法一七〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法一七一）の一部改正……昭三
（昭三四―法一七二）の一部改正……昭三
（昭三四―法一七三）の一部改正……昭三
（昭三四―法一七四）の一部改正……昭三
（昭三四―法一七五）の一部改正……昭三
（昭三四―法一七六）の一部改正……昭三
（昭三四―法一七七）の一部改正……昭三
（昭三四―法一七八）の一部改正……昭三
（昭三四―法一七九）の一部改正……昭三
（昭三四―法一八〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法一八一）の一部改正……昭三
（昭三四―法一八二）の一部改正……昭三
（昭三四―法一八三）の一部改正……昭三
（昭三四―法一八四）の一部改正……昭三
（昭三四―法一八五）の一部改正……昭三
（昭三四―法一八六）の一部改正……昭三
（昭三四―法一八七）の一部改正……昭三
（昭三四―法一八八）の一部改正……昭三
（昭三四―法一八九）の一部改正……昭三
（昭三四―法一九〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法一九一）の一部改正……昭三
（昭三四―法一九二）の一部改正……昭三
（昭三四―法一九三）の一部改正……昭三
（昭三四―法一九四）の一部改正……昭三
（昭三四―法一九五）の一部改正……昭三
（昭三四―法一九六）の一部改正……昭三
（昭三四―法一九七）の一部改正……昭三
（昭三四―法一九八）の一部改正……昭三
（昭三四―法一九九）の一部改正……昭三
（昭三四―法二〇〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法二〇一）の一部改正……昭三
（昭三四―法二〇二）の一部改正……昭三
（昭三四―法二〇三）の一部改正……昭三
（昭三四―法二〇四）の一部改正……昭三
（昭三四―法二〇五）の一部改正……昭三
（昭三四―法二〇六）の一部改正……昭三
（昭三四―法二〇七）の一部改正……昭三
（昭三四―法二〇八）の一部改正……昭三
（昭三四―法二〇九）の一部改正……昭三
（昭三四―法二一〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法二一一）の一部改正……昭三
（昭三四―法二一二）の一部改正……昭三
（昭三四―法二一三）の一部改正……昭三
（昭三四―法二一四）の一部改正……昭三
（昭三四―法二一五）の一部改正……昭三
（昭三四―法二一六）の一部改正……昭三
（昭三四―法二一七）の一部改正……昭三
（昭三四―法二一八）の一部改正……昭三
（昭三四―法二一九）の一部改正……昭三
（昭三四―法二二〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法二二一）の一部改正……昭三
（昭三四―法二二二）の一部改正……昭三
（昭三四―法二二三）の一部改正……昭三
（昭三四―法二二四）の一部改正……昭三
（昭三四―法二二五）の一部改正……昭三
（昭三四―法二二六）の一部改正……昭三
（昭三四―法二二七）の一部改正……昭三
（昭三四―法二二八）の一部改正……昭三
（昭三四―法二二九）の一部改正……昭三
（昭三四―法二三〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法二三一）の一部改正……昭三
（昭三四―法二三二）の一部改正……昭三
（昭三四―法二三三）の一部改正……昭三
（昭三四―法二三四）の一部改正……昭三
（昭三四―法二三五）の一部改正……昭三
（昭三四―法二三六）の一部改正……昭三
（昭三四―法二三七）の一部改正……昭三
（昭三四―法二三八）の一部改正……昭三
（昭三四―法二三九）の一部改正……昭三
（昭三四―法二四〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法二四一）の一部改正……昭三
（昭三四―法二四二）の一部改正……昭三
（昭三四―法二四三）の一部改正……昭三
（昭三四―法二四四）の一部改正……昭三
（昭三四―法二四五）の一部改正……昭三
（昭三四―法二四六）の一部改正……昭三
（昭三四―法二四七）の一部改正……昭三
（昭三四―法二四八）の一部改正……昭三
（昭三四―法二四九）の一部改正……昭三
（昭三四―法二五〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法二五一）の一部改正……昭三
（昭三四―法二五二）の一部改正……昭三
（昭三四―法二五三）の一部改正……昭三
（昭三四―法二五四）の一部改正……昭三
（昭三四―法二五五）の一部改正……昭三
（昭三四―法二五六）の一部改正……昭三
（昭三四―法二五七）の一部改正……昭三
（昭三四―法二五八）の一部改正……昭三
（昭三四―法二五九）の一部改正……昭三
（昭三四―法二六〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法二六一）の一部改正……昭三
（昭三四―法二六二）の一部改正……昭三
（昭三四―法二六三）の一部改正……昭三
（昭三四―法二六四）の一部改正……昭三
（昭三四―法二六五）の一部改正……昭三
（昭三四―法二六六）の一部改正……昭三
（昭三四―法二六七）の一部改正……昭三
（昭三四―法二六八）の一部改正……昭三
（昭三四―法二六九）の一部改正……昭三
（昭三四―法二七〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法二七一）の一部改正……昭三
（昭三四―法二七二）の一部改正……昭三
（昭三四―法二七三）の一部改正……昭三
（昭三四―法二七四）の一部改正……昭三
（昭三四―法二七五）の一部改正……昭三
（昭三四―法二七六）の一部改正……昭三
（昭三四―法二七七）の一部改正……昭三
（昭三四―法二七八）の一部改正……昭三
（昭三四―法二七九）の一部改正……昭三
（昭三四―法二八〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法二八一）の一部改正……昭三
（昭三四―法二八二）の一部改正……昭三
（昭三四―法二八三）の一部改正……昭三
（昭三四―法二八四）の一部改正……昭三
（昭三四―法二八五）の一部改正……昭三
（昭三四―法二八六）の一部改正……昭三
（昭三四―法二八七）の一部改正……昭三
（昭三四―法二八八）の一部改正……昭三
（昭三四―法二八九）の一部改正……昭三
（昭三四―法二九〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法二九一）の一部改正……昭三
（昭三四―法二九二）の一部改正……昭三
（昭三四―法二九三）の一部改正……昭三
（昭三四―法二九四）の一部改正……昭三
（昭三四―法二九五）の一部改正……昭三
（昭三四―法二九六）の一部改正……昭三
（昭三四―法二九七）の一部改正……昭三
（昭三四―法二九八）の一部改正……昭三
（昭三四―法二九九）の一部改正……昭三
（昭三四―法三〇〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法三〇一）の一部改正……昭三
（昭三四―法三〇二）の一部改正……昭三
（昭三四―法三〇三）の一部改正……昭三
（昭三四―法三〇四）の一部改正……昭三
（昭三四―法三〇五）の一部改正……昭三
（昭三四―法三〇六）の一部改正……昭三
（昭三四―法三〇七）の一部改正……昭三
（昭三四―法三〇八）の一部改正……昭三
（昭三四―法三〇九）の一部改正……昭三
（昭三四―法三一〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法三一一）の一部改正……昭三
（昭三四―法三一二）の一部改正……昭三
（昭三四―法三一三）の一部改正……昭三
（昭三四―法三一四）の一部改正……昭三
（昭三四―法三一五）の一部改正……昭三
（昭三四―法三一六）の一部改正……昭三
（昭三四―法三一七）の一部改正……昭三
（昭三四―法三一八）の一部改正……昭三
（昭三四―法三一九）の一部改正……昭三
（昭三四―法三二〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法三二一）の一部改正……昭三
（昭三四―法三二二）の一部改正……昭三
（昭三四―法三二三）の一部改正……昭三
（昭三四―法三二四）の一部改正……昭三
（昭三四―法三二五）の一部改正……昭三
（昭三四―法三二六）の一部改正……昭三
（昭三四―法三二七）の一部改正……昭三
（昭三四―法三二八）の一部改正……昭三
（昭三四―法三二九）の一部改正……昭三
（昭三四―法三三〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法三三一）の一部改正……昭三
（昭三四―法三三二）の一部改正……昭三
（昭三四―法三三三）の一部改正……昭三
（昭三四―法三三四）の一部改正……昭三
（昭三四―法三三五）の一部改正……昭三
（昭三四―法三三六）の一部改正……昭三
（昭三四―法三三七）の一部改正……昭三
（昭三四―法三三八）の一部改正……昭三
（昭三四―法三三九）の一部改正……昭三
（昭三四―法三四〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法三四一）の一部改正……昭三
（昭三四―法三四二）の一部改正……昭三
（昭三四―法三四三）の一部改正……昭三
（昭三四―法三四四）の一部改正……昭三
（昭三四―法三四五）の一部改正……昭三
（昭三四―法三四六）の一部改正……昭三
（昭三四―法三四七）の一部改正……昭三
（昭三四―法三四八）の一部改正……昭三
（昭三四―法三四九）の一部改正……昭三
（昭三四―法三五〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法三五一）の一部改正……昭三
（昭三四―法三五二）の一部改正……昭三
（昭三四―法三五三）の一部改正……昭三
（昭三四―法三五四）の一部改正……昭三
（昭三四―法三五五）の一部改正……昭三
（昭三四―法三五六）の一部改正……昭三
（昭三四―法三五七）の一部改正……昭三
（昭三四―法三五八）の一部改正……昭三
（昭三四―法三五九）の一部改正……昭三
（昭三四―法三六〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法三六一）の一部改正……昭三
（昭三四―法三六二）の一部改正……昭三
（昭三四―法三六三）の一部改正……昭三
（昭三四―法三六四）の一部改正……昭三
（昭三四―法三六五）の一部改正……昭三
（昭三四―法三六六）の一部改正……昭三
（昭三四―法三六七）の一部改正……昭三
（昭三四―法三六八）の一部改正……昭三
（昭三四―法三六九）の一部改正……昭三
（昭三四―法三七〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法三七一）の一部改正……昭三
（昭三四―法三七二）の一部改正……昭三
（昭三四―法三七三）の一部改正……昭三
（昭三四―法三七四）の一部改正……昭三
（昭三四―法三七五）の一部改正……昭三
（昭三四―法三七六）の一部改正……昭三
（昭三四―法三七七）の一部改正……昭三
（昭三四―法三七八）の一部改正……昭三
（昭三四―法三七九）の一部改正……昭三
（昭三四―法三八〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法三八一）の一部改正……昭三
（昭三四―法三八二）の一部改正……昭三
（昭三四―法三八三）の一部改正……昭三
（昭三四―法三八四）の一部改正……昭三
（昭三四―法三八五）の一部改正……昭三
（昭三四―法三八六）の一部改正……昭三
（昭三四―法三八七）の一部改正……昭三
（昭三四―法三八八）の一部改正……昭三
（昭三四―法三八九）の一部改正……昭三
（昭三四―法三九〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法三九一）の一部改正……昭三
（昭三四―法三九二）の一部改正……昭三
（昭三四―法三九三）の一部改正……昭三
（昭三四―法三九四）の一部改正……昭三
（昭三四―法三九五）の一部改正……昭三
（昭三四―法三九六）の一部改正……昭三
（昭三四―法三九七）の一部改正……昭三
（昭三四―法三九八）の一部改正……昭三
（昭三四―法三九九）の一部改正……昭三
（昭三四―法四〇〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法四〇一）の一部改正……昭三
（昭三四―法四〇二）の一部改正……昭三
（昭三四―法四〇三）の一部改正……昭三
（昭三四―法四〇四）の一部改正……昭三
（昭三四―法四〇五）の一部改正……昭三
（昭三四―法四〇六）の一部改正……昭三
（昭三四―法四〇七）の一部改正……昭三
（昭三四―法四〇八）の一部改正……昭三
（昭三四―法四〇九）の一部改正……昭三
（昭三四―法四一〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法四一一）の一部改正……昭三
（昭三四―法四一二）の一部改正……昭三
（昭三四―法四一三）の一部改正……昭三
（昭三四―法四一四）の一部改正……昭三
（昭三四―法四一五）の一部改正……昭三
（昭三四―法四一六）の一部改正……昭三
（昭三四―法四一七）の一部改正……昭三
（昭三四―法四一八）の一部改正……昭三
（昭三四―法四一九）の一部改正……昭三
（昭三四―法四二〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法四二一）の一部改正……昭三
（昭三四―法四二二）の一部改正……昭三
（昭三四―法四二三）の一部改正……昭三
（昭三四―法四二四）の一部改正……昭三
（昭三四―法四二五）の一部改正……昭三
（昭三四―法四二六）の一部改正……昭三
（昭三四―法四二七）の一部改正……昭三
（昭三四―法四二八）の一部改正……昭三
（昭三四―法四二九）の一部改正……昭三
（昭三四―法四三〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法四三一）の一部改正……昭三
（昭三四―法四三二）の一部改正……昭三
（昭三四―法四三三）の一部改正……昭三
（昭三四―法四三四）の一部改正……昭三
（昭三四―法四三五）の一部改正……昭三
（昭三四―法四三六）の一部改正……昭三
（昭三四―法四三七）の一部改正……昭三
（昭三四―法四三八）の一部改正……昭三
（昭三四―法四三九）の一部改正……昭三
（昭三四―法四四〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法四四一）の一部改正……昭三
（昭三四―法四四二）の一部改正……昭三
（昭三四―法四四三）の一部改正……昭三
（昭三四―法四四四）の一部改正……昭三
（昭三四―法四四五）の一部改正……昭三
（昭三四―法四四六）の一部改正……昭三
（昭三四―法四四七）の一部改正……昭三
（昭三四―法四四八）の一部改正……昭三
（昭三四―法四四九）の一部改正……昭三
（昭三四―法四五〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法四五一）の一部改正……昭三
（昭三四―法四五二）の一部改正……昭三
（昭三四―法四五三）の一部改正……昭三
（昭三四―法四五四）の一部改正……昭三
（昭三四―法四五五）の一部改正……昭三
（昭三四―法四五六）の一部改正……昭三
（昭三四―法四五七）の一部改正……昭三
（昭三四―法四五八）の一部改正……昭三
（昭三四―法四五九）の一部改正……昭三
（昭三四―法四六〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法四六一）の一部改正……昭三
（昭三四―法四六二）の一部改正……昭三
（昭三四―法四六三）の一部改正……昭三
（昭三四―法四六四）の一部改正……昭三
（昭三四―法四六五）の一部改正……昭三
（昭三四―法四六六）の一部改正……昭三
（昭三四―法四六七）の一部改正……昭三
（昭三四―法四六八）の一部改正……昭三
（昭三四―法四六九）の一部改正……昭三
（昭三四―法四七〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法四七一）の一部改正……昭三
（昭三四―法四七二）の一部改正……昭三
（昭三四―法四七三）の一部改正……昭三
（昭三四―法四七四）の一部改正……昭三
（昭三四―法四七五）の一部改正……昭三
（昭三四―法四七六）の一部改正……昭三
（昭三四―法四七七）の一部改正……昭三
（昭三四―法四七八）の一部改正……昭三
（昭三四―法四七九）の一部改正……昭三
（昭三四―法四八〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法四八一）の一部改正……昭三
（昭三四―法四八二）の一部改正……昭三
（昭三四―法四八三）の一部改正……昭三
（昭三四―法四八四）の一部改正……昭三
（昭三四―法四八五）の一部改正……昭三
（昭三四―法四八六）の一部改正……昭三
（昭三四―法四八七）の一部改正……昭三
（昭三四―法四八八）の一部改正……昭三
（昭三四―法四八九）の一部改正……昭三
（昭三四―法四九〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法四九一）の一部改正……昭三
（昭三四―法四九二）の一部改正……昭三
（昭三四―法四九三）の一部改正……昭三
（昭三四―法四九四）の一部改正……昭三
（昭三四―法四九五）の一部改正……昭三
（昭三四―法四九六）の一部改正……昭三
（昭三四―法四九七）の一部改正……昭三
（昭三四―法四九八）の一部改正……昭三
（昭三四―法四九九）の一部改正……昭三
（昭三四―法五〇〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法五〇一）の一部改正……昭三
（昭三四―法五〇二）の一部改正……昭三
（昭三四―法五〇三）の一部改正……昭三
（昭三四―法五〇四）の一部改正……昭三
（昭三四―法五〇五）の一部改正……昭三
（昭三四―法五〇六）の一部改正……昭三
（昭三四―法五〇七）の一部改正……昭三
（昭三四―法五〇八）の一部改正……昭三
（昭三四―法五〇九）の一部改正……昭三
（昭三四―法五一〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法五一一）の一部改正……昭三
（昭三四―法五一二）の一部改正……昭三
（昭三四―法五一三）の一部改正……昭三
（昭三四―法五一四）の一部改正……昭三
（昭三四―法五一五）の一部改正……昭三
（昭三四―法五一六）の一部改正……昭三
（昭三四―法五一七）の一部改正……昭三
（昭三四―法五一八）の一部改正……昭三
（昭三四―法五一九）の一部改正……昭三
（昭三四―法五二〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法五二一）の一部改正……昭三
（昭三四―法五二二）の一部改正……昭三
（昭三四―法五二三）の一部改正……昭三
（昭三四―法五二四）の一部改正……昭三
（昭三四―法五二五）の一部改正……昭三
（昭三四―法五二六）の一部改正……昭三
（昭三四―法五二七）の一部改正……昭三
（昭三四―法五二八）の一部改正……昭三
（昭三四―法五二九）の一部改正……昭三
（昭三四―法五三〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法五三一）の一部改正……昭三
（昭三四―法五三二）の一部改正……昭三
（昭三四―法五三三）の一部改正……昭三
（昭三四―法五三四）の一部改正……昭三
（昭三四―法五三五）の一部改正……昭三
（昭三四―法五三六）の一部改正……昭三
（昭三四―法五三七）の一部改正……昭三
（昭三四―法五三八）の一部改正……昭三
（昭三四―法五三九）の一部改正……昭三
（昭三四―法五四〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法五四一）の一部改正……昭三
（昭三四―法五四二）の一部改正……昭三
（昭三四―法五四三）の一部改正……昭三
（昭三四―法五四四）の一部改正……昭三
（昭三四―法五四五）の一部改正……昭三
（昭三四―法五四六）の一部改正……昭三
（昭三四―法五四七）の一部改正……昭三
（昭三四―法五四八）の一部改正……昭三
（昭三四―法五四九）の一部改正……昭三
（昭三四―法五五〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法五五一）の一部改正……昭三
（昭三四―法五五二）の一部改正……昭三
（昭三四―法五五三）の一部改正……昭三
（昭三四―法五五四）の一部改正……昭三
（昭三四―法五五五）の一部改正……昭三
（昭三四―法五五六）の一部改正……昭三
（昭三四―法五五七）の一部改正……昭三
（昭三四―法五五八）の一部改正……昭三
（昭三四―法五五九）の一部改正……昭三
（昭三四―法五六〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法五六一）の一部改正……昭三
（昭三四―法五六二）の一部改正……昭三
（昭三四―法五六三）の一部改正……昭三
（昭三四―法五六四）の一部改正……昭三
（昭三四―法五六五）の一部改正……昭三
（昭三四―法五六六）の一部改正……昭三
（昭三四―法五六七）の一部改正……昭三
（昭三四―法五六八）の一部改正……昭三
（昭三四―法五六九）の一部改正……昭三
（昭三四―法五七〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法五七一）の一部改正……昭三
（昭三四―法五七二）の一部改正……昭三
（昭三四―法五七三）の一部改正……昭三
（昭三四―法五七四）の一部改正……昭三
（昭三四―法五七五）の一部改正……昭三
（昭三四―法五七六）の一部改正……昭三
（昭三四―法五七七）の一部改正……昭三
（昭三四―法五七八）の一部改正……昭三
（昭三四―法五七九）の一部改正……昭三
（昭三四―法五八〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法五八一）の一部改正……昭三
（昭三四―法五八二）の一部改正……昭三
（昭三四―法五八三）の一部改正……昭三
（昭三四―法五八四）の一部改正……昭三
（昭三四―法五八五）の一部改正……昭三
（昭三四―法五八六）の一部改正……昭三
（昭三四―法五八七）の一部改正……昭三
（昭三四―法五八八）の一部改正……昭三
（昭三四―法五八九）の一部改正……昭三
（昭三四―法五九〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法五九一）の一部改正……昭三
（昭三四―法五九二）の一部改正……昭三
（昭三四―法五九三）の一部改正……昭三
（昭三四―法五九四）の一部改正……昭三
（昭三四―法五九五）の一部改正……昭三
（昭三四―法五九六）の一部改正……昭三
（昭三四―法五九七）の一部改正……昭三
（昭三四―法五九八）の一部改正……昭三
（昭三四―法五九九）の一部改正……昭三
（昭三四―法六〇〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法六〇一）の一部改正……昭三
（昭三四―法六〇二）の一部改正……昭三
（昭三四―法六〇三）の一部改正……昭三
（昭三四―法六〇四）の一部改正……昭三
（昭三四―法六〇五）の一部改正……昭三
（昭三四―法六〇六）の一部改正……昭三
（昭三四―法六〇七）の一部改正……昭三
（昭三四―法六〇八）の一部改正……昭三
（昭三四―法六〇九）の一部改正……昭三
（昭三四―法六一〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法六一一）の一部改正……昭三
（昭三四―法六一二）の一部改正……昭三
（昭三四―法六一三）の一部改正……昭三
（昭三四―法六一四）の一部改正……昭三
（昭三四―法六一五）の一部改正……昭三
（昭三四―法六一六）の一部改正……昭三
（昭三四―法六一七）の一部改正……昭三
（昭三四―法六一八）の一部改正……昭三
（昭三四―法六一九）の一部改正……昭三
（昭三四―法六二〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法六二一）の一部改正……昭三
（昭三四―法六二二）の一部改正……昭三
（昭三四―法六二三）の一部改正……昭三
（昭三四―法六二四）の一部改正……昭三
（昭三四―法六二五）の一部改正……昭三
（昭三四―法六二六）の一部改正……昭三
（昭三四―法六二七）の一部改正……昭三
（昭三四―法六二八）の一部改正……昭三
（昭三四―法六二九）の一部改正……昭三
（昭三四―法六三〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法六三一）の一部改正……昭三
（昭三四―法六三二）の一部改正……昭三
（昭三四―法六三三）の一部改正……昭三
（昭三四―法六三四）の一部改正……昭三
（昭三四―法六三五）の一部改正……昭三
（昭三四―法六三六）の一部改正……昭三
（昭三四―法六三七）の一部改正……昭三
（昭三四―法六三八）の一部改正……昭三
（昭三四―法六三九）の一部改正……昭三
（昭三四―法六四〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法六四一）の一部改正……昭三
（昭三四―法六四二）の一部改正……昭三
（昭三四―法六四三）の一部改正……昭三
（昭三四―法六四四）の一部改正……昭三
（昭三四―法六四五）の一部改正……昭三
（昭三四―法六四六）の一部改正……昭三
（昭三四―法六四七）の一部改正……昭三
（昭三四―法六四八）の一部改正……昭三
（昭三四―法六四九）の一部改正……昭三
（昭三四―法六五〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法六五一）の一部改正……昭三
（昭三四―法六五二）の一部改正……昭三
（昭三四―法六五三）の一部改正……昭三
（昭三四―法六五四）の一部改正……昭三
（昭三四―法六五五）の一部改正……昭三
（昭三四―法六五六）の一部改正……昭三
（昭三四―法六五七）の一部改正……昭三
（昭三四―法六五八）の一部改正……昭三
（昭三四―法六五九）の一部改正……昭三
（昭三四―法六六〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法六六一）の一部改正……昭三
（昭三四―法六六二）の一部改正……昭三
（昭三四―法六六三）の一部改正……昭三
（昭三四―法六六四）の一部改正……昭三
（昭三四―法六六五）の一部改正……昭三
（昭三四―法六六六）の一部改正……昭三
（昭三四―法六六七）の一部改正……昭三
（昭三四―法六六八）の一部改正……昭三
（昭三四―法六六九）の一部改正……昭三
（昭三四―法六七〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法六七一）の一部改正……昭三
（昭三四―法六七二）の一部改正……昭三
（昭三四―法六七三）の一部改正……昭三
（昭三四―法六七四）の一部改正……昭三
（昭三四―法六七五）の一部改正……昭三
（昭三四―法六七六）の一部改正……昭三
（昭三四―法六七七）の一部改正……昭三
（昭三四―法六七八）の一部改正……昭三
（昭三四―法六七九）の一部改正……昭三
（昭三四―法六八〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法六八一）の一部改正……昭三
（昭三四―法六八二）の一部改正……昭三
（昭三四―法六八三）の一部改正……昭三
（昭三四―法六八四）の一部改正……昭三
（昭三四―法六八五）の一部改正……昭三
（昭三四―法六八六）の一部改正……昭三
（昭三四―法六八七）の一部改正……昭三
（昭三四―法六八八）の一部改正……昭三
（昭三四―法六八九）の一部改正……昭三
（昭三四―法六九〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法六九一）の一部改正……昭三
（昭三四―法六九二）の一部改正……昭三
（昭三四―法六九三）の一部改正……昭三
（昭三四―法六九四）の一部改正……昭三
（昭三四―法六九五）の一部改正……昭三
（昭三四―法六九六）の一部改正……昭三
（昭三四―法六九七）の一部改正……昭三
（昭三四―法六九八）の一部改正……昭三
（昭三四―法六九九）の一部改正……昭三
（昭三四―法七〇〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法七〇一）の一部改正……昭三
（昭三四―法七〇二）の一部改正……昭三
（昭三四―法七〇三）の一部改正……昭三
（昭三四―法七〇四）の一部改正……昭三
（昭三四―法七〇五）の一部改正……昭三
（昭三四―法七〇六）の一部改正……昭三
（昭三四―法七〇七）の一部改正……昭三
（昭三四―法七〇八）の一部改正……昭三
（昭三四―法七〇九）の一部改正……昭三
（昭三四―法七一〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法七一一）の一部改正……昭三
（昭三四―法七一二）の一部改正……昭三
（昭三四―法七一三）の一部改正……昭三
（昭三四―法七一四）の一部改正……昭三
（昭三四―法七一五）の一部改正……昭三
（昭三四―法七一六）の一部改正……昭三
（昭三四―法七一七）の一部改正……昭三
（昭三四―法七一八）の一部改正……昭三
（昭三四―法七一九）の一部改正……昭三
（昭三四―法七二〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法七二一）の一部改正……昭三
（昭三四―法七二二）の一部改正……昭三
（昭三四―法七二三）の一部改正……昭三
（昭三四―法七二四）の一部改正……昭三
（昭三四―法七二五）の一部改正……昭三
（昭三四―法七二六）の一部改正……昭三
（昭三四―法七二七）の一部改正……昭三
（昭三四―法七二八）の一部改正……昭三
（昭三四―法七二九）の一部改正……昭三
（昭三四―法七三〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法七三一）の一部改正……昭三
（昭三四―法七三二）の一部改正……昭三
（昭三四―法七三三）の一部改正……昭三
（昭三四―法七三四）の一部改正……昭三
（昭三四―法七三五）の一部改正……昭三
（昭三四―法七三六）の一部改正……昭三
（昭三四―法七三七）の一部改正……昭三
（昭三四―法七三八）の一部改正……昭三
（昭三四―法七三九）の一部改正……昭三
（昭三四―法七四〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法七四一）の一部改正……昭三
（昭三四―法七四二）の一部改正……昭三
（昭三四―法七四三）の一部改正……昭三
（昭三四―法七四四）の一部改正……昭三
（昭三四―法七四五）の一部改正……昭三
（昭三四―法七四六）の一部改正……昭三
（昭三四―法七四七）の一部改正……昭三
（昭三四―法七四八）の一部改正……昭三
（昭三四―法七四九）の一部改正……昭三
（昭三四―法七五〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法七五一）の一部改正……昭三
（昭三四―法七五二）の一部改正……昭三
（昭三四―法七五三）の一部改正……昭三
（昭三四―法七五四）の一部改正……昭三
（昭三四―法七五五）の一部改正……昭三
（昭三四―法七五六）の一部改正……昭三
（昭三四―法七五七）の一部改正……昭三
（昭三四―法七五八）の一部改正……昭三
（昭三四―法七五九）の一部改正……昭三
（昭三四―法七六〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法七六一）の一部改正……昭三
（昭三四―法七六二）の一部改正……昭三
（昭三四―法七六三）の一部改正……昭三
（昭三四―法七六四）の一部改正……昭三
（昭三四―法七六五）の一部改正……昭三
（昭三四―法七六六）の一部改正……昭三
（昭三四―法七六七）の一部改正……昭三
（昭三四―法七六八）の一部改正……昭三
（昭三四―法七六九）の一部改正……昭三
（昭三四―法七七〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法七七一）の一部改正……昭三
（昭三四―法七七二）の一部改正……昭三
（昭三四―法七七三）の一部改正……昭三
（昭三四―法七七四）の一部改正……昭三
（昭三四―法七七五）の一部改正……昭三
（昭三四―法七七六）の一部改正……昭三
（昭三四―法七七七）の一部改正……昭三
（昭三四―法七七八）の一部改正……昭三
（昭三四―法七七九）の一部改正……昭三
（昭三四―法七八〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法七八一）の一部改正……昭三
（昭三四―法七八二）の一部改正……昭三
（昭三四―法七八三）の一部改正……昭三
（昭三四―法七八四）の一部改正……昭三
（昭三四―法七八五）の一部改正……昭三
（昭三四―法七八六）の一部改正……昭三
（昭三四―法七八七）の一部改正……昭三
（昭三四―法七八八）の一部改正……昭三
（昭三四―法七八九）の一部改正……昭三
（昭三四―法七九〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法七九一）の一部改正……昭三
（昭三四―法七九二）の一部改正……昭三
（昭三四―法七九三）の一部改正……昭三
（昭三四―法七九四）の一部改正……昭三
（昭三四―法七九五）の一部改正……昭三
（昭三四―法七九六）の一部改正……昭三
（昭三四―法七九七）の一部改正……昭三
（昭三四―法七九八）の一部改正……昭三
（昭三四―法七九九）の一部改正……昭三
（昭三四―法八〇〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法八〇一）の一部改正……昭三
（昭三四―法八〇二）の一部改正……昭三
（昭三四―法八〇三）の一部改正……昭三
（昭三四―法八〇四）の一部改正……昭三
（昭三四―法八〇五）の一部改正……昭三
（昭三四―法八〇六）の一部改正……昭三
（昭三四―法八〇七）の一部改正……昭三
（昭三四―法八〇八）の一部改正……昭三
（昭三四―法八〇九）の一部改正……昭三
（昭三四―法八一〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法八一一）の一部改正……昭三
（昭三四―法八一二）の一部改正……昭三
（昭三四―法八一三）の一部改正……昭三
（昭三四―法八一四）の一部改正……昭三
（昭三四―法八一五）の一部改正……昭三
（昭三四―法八一六）の一部改正……昭三
（昭三四―法八一七）の一部改正……昭三
（昭三四―法八一八）の一部改正……昭三
（昭三四―法八一九）の一部改正……昭三
（昭三四―法八二〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法八二一）の一部改正……昭三
（昭三四―法八二二）の一部改正……昭三
（昭三四―法八二三）の一部改正……昭三
（昭三四―法八二四）の一部改正……昭三
（昭三四―法八二五）の一部改正……昭三
（昭三四―法八二六）の一部改正……昭三
（昭三四―法八二七）の一部改正……昭三
（昭三四―法八二八）の一部改正……昭三
（昭三四―法八二九）の一部改正……昭三
（昭三四―法八三〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法八三一）の一部改正……昭三
（昭三四―法八三二）の一部改正……昭三
（昭三四―法八三三）の一部改正……昭三
（昭三四―法八三四）の一部改正……昭三
（昭三四―法八三五）の一部改正……昭三
（昭三四―法八三六）の一部改正……昭三
（昭三四―法八三七）の一部改正……昭三
（昭三四―法八三八）の一部改正……昭三
（昭三四―法八三九）の一部改正……昭三
（昭三四―法八四〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法八四一）の一部改正……昭三
（昭三四―法八四二）の一部改正……昭三
（昭三四―法八四三）の一部改正……昭三
（昭三四―法八四四）の一部改正……昭三
（昭三四―法八四五）の一部改正……昭三
（昭三四―法八四六）の一部改正……昭三
（昭三四―法八四七）の一部改正……昭三
（昭三四―法八四八）の一部改正……昭三
（昭三四―法八四九）の一部改正……昭三
（昭三四―法八五〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法八五一）の一部改正……昭三
（昭三四―法八五二）の一部改正……昭三
（昭三四―法八五三）の一部改正……昭三
（昭三四―法八五四）の一部改正……昭三
（昭三四―法八五五）の一部改正……昭三
（昭三四―法八五六）の一部改正……昭三
（昭三四―法八五七）の一部改正……昭三
（昭三四―法八五八）の一部改正……昭三
（昭三四―法八五九）の一部改正……昭三
（昭三四―法八六〇）の一部改正……昭三
（昭三四―法八六一）の一部改正……昭三
（昭三四―法八六二）の一部改正……昭三
（昭三四―法八六三）の一部改正……昭三
（昭三四―法八六四）の一部改正……昭三
（昭三四―法八六五）の一部改正……昭三
（昭三四―法八六六）の一部改正……昭三
（昭三四―法八六七）の一部改正……昭三
（昭三四―法八六八）の一部改正……昭三
（昭三四―法八六九）の一部改正……昭三
（昭三四―法八七〇）の一部改正……昭三
（昭三四―

△船舶安全法(昭八—法一一)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七五九
△船員職業安定法(昭二三—法一三〇)の一部改正(昭三七—法一三〇)……七〇〇
△性病予防法(昭二三—法一六七)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七五二
△政治資金規正法(昭二三—法一九四)の一部改正(昭三七—法一一二)……六〇三
△生活保護法(昭二五—法一四四)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七五二
△税理士法(昭二六—法二三七)の一部改正(昭三七—法六七)……四〇八
△石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭二七—法一六二)の一部改正(昭三七—法六七)……四一三
△青少年問題協議会設置法(昭二八—法八三)の一部改正(昭三七—法七七)……四五三
△石油資源探鉱促進臨時措置法(昭二九—法八九)の一部改正(昭三七—法五五)……二九四
△繊維製品品質表示法(昭三〇—法一六六)廃止(昭三七—法一〇四)……五六四
△接収不動産に関する借地借家臨時処理法(昭三一—法一三八)の一部改正(昭三七—法一三二)……七一二
△接収貴金属等の処理に関する法律(昭三四—法一三五)の一部改正(昭三七—法四四)……一二九
△接収貴金属等の処理に関する法律(昭三四—法一三五)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七五〇

(そ)

○相続税法の一部を改正する法律(昭三七・三・二七・法二六)……四五
△相続税法(昭二五—法七三)の一部改正(昭三七—法六七)……三六五
○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律(昭三七・三・二九・法四一)……六〇
△訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭二四—法五五)の一部改正(昭三七—法四一)……六〇
○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三七・三・三一・法四六)……一四八
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭三七—法四七)……一八五
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭三七—法四八)……二一四
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭三七—法六七)……三九四
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭三七—法八二)……四七五
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭三七—法一三七)……七三二
○総理府設置法等の一部を改正する法律(昭三七・四・一六・法七七)……四五二
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭三七—法七三)……四四九
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭三七—法一〇九)……五七八
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭三七—法一一七)……六四六
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭三七—法一四三)……七八八
△造林臨時措置法(昭二五—法一五〇)の一部改正(昭三七—法六八)……四二八
△相互銀行法(昭二六—法一九九)の一部改正(昭三七—法八二)……四七三

(た)

○炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律(昭三七・三・三・法七)……五
○建物の区分所有等に関する法律(昭三七・四・四・法六九)……四二九
△担保附社債信託法(明三八—法五二)の一部改正(昭三七—法八二)……四七〇

△たばこ専売法(昭二四—法一一一)の一部改正(昭三七—法五一)……二五五
△たばこ専売法(昭二四—法一一一)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七四九
△滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭三二—法九四)の一部改正(昭三七—法六七)……四〇八

(ち)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭三七・三・二七・法二九)……四七
△中小企業信用保険法(昭二五—法二六四)の一部改正(昭三七—法一四一)……七八四
○地方税法の一部を改正する法律(昭三七・三・三一・法五一)……二三四
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法一六)……三一
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法四三)……七二
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法四四)……一二六
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法六四)……三一七
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法六七)……四一一
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法六九)……四三六
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法七一)……四四一
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法八〇)……四六一
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法八三)……四八三
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法八四)……五〇〇
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法九三)……五三三
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法九五)……五四四
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法一二〇)……六五八
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法一二七)……六八四
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法一二九)……六九四
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法一三三)……七一八
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七六六
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法一四一)……七八四
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法一四六)……七九八
○地方交付税法の一部を改正する等の法律(昭三七・三・三一・法五九)……三〇〇
△地方交付税法(昭二五—法二一一)の一部改正(昭三七—法五一)……二五五
△地方交付税法(昭二五—法二一一)の一部改正(昭三七—法八八)……五〇九
○著作権法の一部を改正する法律(昭三七・四・五・法七四)(衆法)……四五〇
△著作権法(明三二—法三九)の一部改正(昭三七—法三五)……五二
△著作権法(明三二—法三九)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七五一
○駐車場法の一部を改正する法律(昭三七・四・一六・法八一)……四六二
○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律(昭三七・五・一・法一〇一)……五五四
○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律(昭三七・五・一二・法一二九)……六八八
○地方自治法の一部を改正する法律(昭三七・五・一五・法一三三)……七一三
△地方自治法(昭二二—法六七)の一部改正(昭三七—法一〇九)……五七六
△地方自治法(昭二二—法六七)の一部改正(昭三七—法一三二)……七一〇
△地方自治法(昭二二—法六七)の一部改

△登録税（明二九―大一一）の一部改正……三六
△登録税法（明二九―昭二六）……三六
△道路整備特別措置法（昭三一・五・一）……三六
△道路整備特別措置法の一部を改正する法律（昭三四・四・一）……三六
○ビル等建築物の耐火構造に関する法律（昭三四・四・一）……三六
△電気ガス事業者による一般電気事業の譲渡に関する法律（昭三四・四・一）……三六
△電気事業法（明二九―昭二六）……三六
△電気事業法（明二九―昭二六）の一部改正……三六
△登録税法（明二九―昭二六）……三六
△登録税法（明二九―昭二六）の一部改正……三六
△登録税法（明二九―昭二六）の一部改正……三六
△登録税法（明二九―昭二六）の一部改正

（昭三七―法一一九）……六五一
△登録税法（明二九―法一七）の一部改正（昭三七―法一二〇）……六五七
△登録税法（明二九―法一七）の一部改正（昭三七―法一二七）……六六三
△登録税法（明二九―法一七）の一部改正（昭三七―法一四一）……七八三
△取引所税法（大三―法二三）の一部改正（昭三七―法六七）……三九三
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭三七―法一三七）……七三
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四五
△東北開発株式会社法（昭二一―法一五）の一部改正（昭三七―法八一）……四七一
△当せん金附証票法（昭二三―法一四四）の一部改正（昭三七―法一三三）……七一七
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭三七―法一二六）……六七六
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭三七―法一二七）……六八四
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五四
△土地改良法の一部を改正する法律（昭三二―法六九）の一部改正（昭三七―法一二六）……六七六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭三七―法一四〇）……六五七
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭三七―法一二二）……六六三
△図書館法（昭二五―法一一八）の一部改正（昭三七―法一二三）……七八三
△特別鉱害復旧臨時措置法（昭二五―法一七六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三七―一八三）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△道路運送法（昭二六―法一八三）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△特別調達資金設置令（昭二六―政二〇五）の一部改正（昭三七―法六七）……三九一
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―六七）……四五五
△とん税法（昭三二―法三七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△特別とん税法（昭三二―法三八）の一部改正（昭三七―法六七）……五〇七
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△同和対策審議会設置法（昭三五―法四七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（昭三六―法一九九）の一部改正（昭三七―法一三二）……七一二

（な）

△内閣法（昭二二―法五）の一部改正（昭三七―法七七）……四五三

（に）

○日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭三七・三・二七・法三二）……四九
○日本観光協会法の一部を改正する法律（昭三七・三・二七・法三三）……四九
○入場税法の一部を改正する法律（昭三七・三一・法五〇）……三九
△入場税法（昭二九―法九六）の一部改正（昭三七―法六七）……三九一
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三七・四・一六・法七九）……四五五
△日本輸出入銀行法（昭二五―法二六八）の一部改正（昭三七―一〇八）……五七三
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭三七・四・二〇・法八六）……五〇七
△日本国有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭三七―法一〇八）……五七三
△日本専売公社法（昭二三―法二五五）の一部改正（昭三七―法一〇八）……五七三
△日本専売公社法（昭二三―法二五五）の一部改正（昭三七―法一一九）……三五
△日本専売公社法（昭二三―法二五五）の一部改正（昭三七―法一一〇）……五七三
△日本専売公社法（昭二三―法二五五）の一部改正（昭三七―法一一一）……五七三
△日本開発銀行法（昭二六―法一〇八）の一部改正（昭三七―法一〇八）……五七三
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭三七―法一一一）の一部改正（昭三七―法六七）……四〇〇
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭三七―法一一一）の一部改正（昭三七―法四八）……三三
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭三七―法一一二）の一部改正（昭三七―法四七）……一二五
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭三七―法一一二）の一部改正（昭三七―法四八）……七四六
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七―法一四〇）の一部改正（昭三七―法一三二）……四一四
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七―法一四〇）の一部改正（昭三七―法一三二）……七二
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七―法一四〇）の一部改正（昭三七―法一三二）……七二
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭二九―法一一二）の一部改正（昭三七―法一四〇

△日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税の特例等に関する法律（昭三一・法一〇一）……四四〇
（ね）
△根抵当権の譲渡に関する特例等に関する法律（昭四六・法九四）……四四〇
△農業協同組合法（昭二二・法二四二）……四四〇
△農業災害補償法（昭二二・法一八五）……四四〇
△農業信用基金法（昭二七・法二七五）……四四〇
△農業用固定資産の価格の特例に関する法律（昭三一・法一〇五）……四四〇
△農業用動産の譲渡担保に関する法律（昭五六・法一〇四）……四四〇
△農業用ハウスの建設資金等の融通に関する暫定措置法（昭三一・法一〇六）……四四〇
△農業用ハウスの建設資金等の融通に関する暫定措置法の特例に関する法律（昭三一・法一〇七）……四四〇
△農業用ハウスの建設資金等の融通に関する暫定措置法の特例に関する法律施行令（昭三一・政一〇）……四四〇
△農業用ハウスの建設資金等の融通に関する暫定措置法の特例に関する法律施行規則（昭三一・総令一）……四四〇
△農業用ハウスの建設資金等の融通に関する暫定措置法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭三一・政一〇）……四四〇
△農業用ハウスの建設資金等の融通に関する暫定措置法の特例に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令（昭三一・総令一）……四四〇
△農業用ハウスの建設資金等の融通に関する暫定措置法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭三一・政一〇）……四四〇
△農業用ハウスの建設資金等の融通に関する暫定措置法の特例に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令（昭三一・総令一）……四四〇
△農林漁業金融公庫法（昭二七・法三五五）……四四〇
△農林漁業金融公庫法施行令（昭二七・政三九一）……四四〇
△農林漁業金融公庫法施行規則（昭二七・総令七一）……四四〇
△農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三一・法一〇八）……四四〇
△農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律施行令（昭三一・政一〇）……四四〇
△農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律施行規則（昭三一・総令一）……四四〇
△農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律施行令の一部を改正する政令（昭三一・政一〇）……四四〇
△農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律施行規則の一部を改正する総理府令

（昭三七・五・一五・法一二三）……七〇一
△北海道国有未開発地処分法（明四一―法五七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五〇
△北海道開発法（昭二五―法一二六）の一部改正（昭三七―法七三）……四四九
△北海道開発法（昭二五―法一二六）の一部改正（昭三七―法八九）……五二一
△法制局設置法（昭二七―法二五二）の一部改正（昭三七―法七七）……四五三
改題―「内閣法制局設置法」
△防衛庁職員給与法（昭二七―法二六六）の一部改正（昭三七―法一二三）……七二三
△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八―法六四）の一部改正（昭三七―法一六）……三〇
△保安林整備臨時措置法（昭二九―法八四）の一部改正（昭三七―法六八）……四二八
△北海道東北開発公庫法（昭三二―法九七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四六
△放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭三二―法一六七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四七

（み）

○南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・三・二七・法二五）……四四
題名中「南大東島」の下に「及び石垣島」を加える。
○民法の一部を改正する法律（昭三七・三・二九・法四〇）……五三
△民法（明二九―法八九）の一部改正（昭三七―法六九）……四三九
○水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭三七・四・四・法七一）……四四〇
△水先法（昭二四―法一二一）の一部改正（昭三七―法九）……四七〇
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八―法一六一）の一部改正（昭三七―法一五）……一三
△未帰還者に関する特別措置法（昭四―法七）の一部改正（昭三七―法一五六）の一部改正（昭三七・四・二〇・法八五）……二九
△無尽業法（昭六―法四二）の一部改正（昭三七―法八二）……三七

（む）

（め）

○盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・三・二・法二〇）……三七
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭三七・三・二九・法三五）……五三
△文部省設置法（昭二四―法一四六）の一部改正（昭三七―法六〇）……三〇七
△文部省設置法（昭二四―法一四六）の一部改正（昭三七―法七〇）……四三九
○モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭三七・四・二〇・法八五）……五〇一
△モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭三二―法一七〇）の一部改正（昭三七―法八五）……五〇六
○木船運送法の一部を改正する法律（昭三七・五・一〇・法一二一）……六五八
改題―「小型船海運業法」
△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八―法一五六）の一部改正（昭三七―法四四）……二九
△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八―法一五六）の一部改正（昭三七―法四四）……二九

（ゆ）

○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭三七・三・八・法八）……八
○郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・三・一九・法一一）……一四

○輸出保険法の一部を改正する法律（昭三七・五・二・法一〇三）……五五九
△有限会社法（昭一三―法七四）の一部改正（昭三七―法八二）……四七一
△優生保護法（昭二三―法一五六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△郵政省設置法（昭二三―法二四四）の一部改正（昭三七―法六四）……三八
△郵便年金法（昭二四―法六九）の一部改正（昭三七―法六四）……三六
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭三七―法六四）……三七
△郵便物運送委託法（昭二四―法二八四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六一
△有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭二六―法二三五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六一
△輸出入取引法（昭二七―法二九九）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五七
△有線電気通信法（昭二八―法九六）の一部改正（昭三七―法一〇九）……五七八
△有価証券取引税法（昭二八―法一〇二）の一部改正（昭三七―法六七）……四一二
△輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭二六―法一三五）の一部改正（昭三七―法四八）……三四
△輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭三〇―法三七）の一部改正（昭三七―法六七）……三九一
△輸出品デザイン法（昭三四―法一〇九）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五七

（ら）

△らい予防法（昭二八―法二一四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△酪農振興法（昭二九―法一八二）の一部改正（昭三七―法一〇一）……五五六

（り）

○離島振興法の一部を改正する法律（昭三七・三・二・法六）（衆法）……五
○臨時司法制度調査会設置法（昭三七・五・一一・法一一二）……六六三
△陸上交通事業調整法（昭一三―法七二）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六〇
△林業種苗法（昭一四―法一六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五六
△臨時石炭鉱害復旧法（昭二七―法二九五）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△臨時地方交付金に関する法律（昭三五―法六八）廃止（昭三七―法五九）……三〇五
△連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭三六―法一一五）の一部改正（昭三七―法一三二）……七一三

（ろ）

○労働省設置法の一部を改正する法律（昭三七・五・一六・法一三六）……七一三
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三七―法七）……七
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△労働組合法（昭二四―法一七四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二

部門別索引

（註）一、第四十回国会を通過成立した法律を、第一憲法、第二国会、第三行政一般、第四地方制度、第五司法・法務、第六民事法、第七刑事法、第八警察・消防、第九教育・文化、第一〇厚生、第一一労働、第一二財政、第一三租税・専売、第一四金融、第一五産業一般、第一六農林・水産、第一七商工、第一八運輸、第一九郵政、第二〇電気通信、第二一建設、第二二外事及び第二三国防の二三部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。

例えば、

△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三七―法一三三）とあるのは、昭和三十七年法律第百三十三号（地方自治法の一部を改正する法律）によつて、公職選挙法（昭二五―法一〇〇）が一部改正されたことを示す。

第一　憲　法

○公職選挙法等の一部を改正する法律（昭三七・五・一〇・法一一二）……五八一
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三七―法一三三）……七一八
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六五
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭三七・五・一〇・法一一三）……六一一
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……四五三
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・五・一〇・法一一三）……六〇三
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二―法一三六）の一部改正（昭三七―法一一二）……六〇五
△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二―法一三六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六五
△宮内庁法（昭二二―法七〇）の一部改正（昭三七―法七七）……四五三
△政治資金規正法（昭二三―法一九四）の一部改正（昭三七―法一一二）……六〇三
△議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭二二―法八一）の一部改正（昭三七―法五三）……二九〇
△国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭二四―法一〇一）の一部改正（昭三七―法七七）……四五四
△国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭二四―法一〇一）の一部改正（昭三七―法一三二）……七二一
△国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（昭三七―法一三二）……七二一
△国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭二八―法五二）の一部改正（昭三七―法五三）……二八九
△国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三二―法一二八）の一部改正（昭三七―法五三）……二九〇
△国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭三二―法一二九）の一部改正（昭三七―法五三）……二八九
△国会議員互助年金法（昭三三―法七〇）

の一部改正(昭三七—法五三)……二九〇

第三　行政一般

○在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・三・二〇・法一三）……一八
○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・三・二三・法一八）……三三
○恩給法等の一部を改正する法律(昭三七・五・一〇・法一一四)……六二一
△恩給法（大一二—法四八）の一部改正（昭三七—法一四〇）……七四四
△恩給法の一部を改正する法律（昭二六—法八七）の一部改正(昭三七—法一四〇)……七四五
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八—法一五五）の一部改正(昭三七—法一一四)……六二三
○公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭三七・三・二七・法二四)……三八
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一—法一三四）の一部改正(昭三七—法九二)……五三三
○自治省設置法の一部を改正する法律（昭三七・三・二八・法三三）……五一
△自治省設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭三七—法五一)……二五六
△自治省設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭三七—法八八)……五一〇
△自治省設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭三七—法一一九)……六五一
○総理府設置法等の一部を改正する法律(昭三七・四・一六・法七七)……四五二
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭三七—法七三)……四四九
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭三七—法一〇九)……五七八
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭三七—法一一七)……六四六
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭三七—法一四三)……七八八
○科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭三七・四・二五・法八七)……五〇七
○行政管理庁設置法等の一部を改正する法律(昭三七・四・二七・法八九)……五一一
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭三七—法四三)……七二
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭三七—法六四)……三一八
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭三七—法九五)……五四四
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭三七—法一二〇)……六五八
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律(昭三七・五・一・法九七)……五四五
△経済企画庁設置法(昭二七—法二六三)の一部改正(昭三七—法七三)……四四九
△経済企画庁設置法(昭二七—法二六三)の一部改正(昭三七—法八〇)……四六一
△経済企画庁設置法(昭二七—法二六三)の一部改正(昭三七—法一一七)……六四六
△経済企画庁設置法(昭二七—法二六三)の一部改正(昭三七—法一四三)……七八八
○昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭三七・五・一〇・法一一六)……六三三

△内閣法(昭二二—法五)の一部改正（昭三七—法七七）……四五三
△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭三七—法七七)……四五三
△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭三七—法一二二)……六六五
△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭三七—法一三二)……七一〇
△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七六七
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三七—法一二三)……六六九

△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三七—法一三二)……七一一
△国家行政組織法等の一部を改正する法律(昭三六—法一一一)の一部改正（昭三七—法一二三）……六七〇
△国家公務員宿舎法(昭二四—法一一七)の一部改正(昭三七—法七七)……四五四
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四—法二五二)の一部改正(昭三七—法七七)……四五三
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四—法二五二)の一部改正(昭三七—法一二二)……六六五
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五—法二五六）の一部改正(昭三七—法一一六)……六三七
△土地調整委員会設置法（昭二五—法二九二）の一部改正(昭三七—法一四〇)……七四五
△外務公務員法(昭二七—法四一)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七四九
△日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定等の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律(昭二七—法一七四)の一部改正(昭三七—法一三二)……七一一
△法制局設置法(昭二七—法二五二)の一部改正(昭三七—法七七)……四五三
改題—「内閣法制局設置法」
△青少年問題協議会設置法（昭二八—法八三）の一部改正(昭三七—法七七)……四五三
△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八—法一五六）の一部改正（昭三七—法四四）……一二九
△旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭三一—法一七七)の一部改正(昭三七—法一一四)……六二三
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三三—法一二六)の一部改正(昭三七—法一一六)……六三八
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八)の一部改正（昭三七—法九二)……五二三
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正(昭三七—法一三二)……七一二
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三—法一二九)の一部改正(昭三七—法二四)……四四
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三—法一二九)の一部改正(昭三七—法一一六)……六三七
△同和対策審議会設置法（昭三五—法一四七）の一部改正(昭三七—法七七)……四五三

第四　地方制度

○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・二・二〇・法四）……四
題名中「及び十月」を削り、「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。
○昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（昭三七・三・一五・法一〇）……一四
○地方税法の一部を改正する法律(昭三七・三・三一・法五一)……二三四
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法一六)……三一
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法四三)……七二
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法四四)……一二六
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法六四)……三一七
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭三七—法六七)……四一一
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改

正(昭三七―六九)……四三六
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法七一)……四四一
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法八〇)……四四六
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法八三)……四八三
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法八四)……五〇〇
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法九三)……五三三
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法九五)……五四四
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法一二〇)……六五八
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法一二七)……六八四
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法一二九)……六九四
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法一三三)……七一八
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七六六
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法一四一)……七八四
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭三七―法一四六)……七九八
○地方交付税法の一部を改正する等の法律(昭三七・三一・法五九)……三〇六
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法五一)……三一七
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法八八)……四六一
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法八八)……四八三
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法八八)……五〇八
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法九三)……五三三
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法九五)……五四四
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法一二〇)……六五八
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法一二七)……六八四
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法一二九)……六九四
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法一三三)……七一八
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七六六
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法一四一)……七八四
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭三七―法一四六)……七九八
○地方税法の一部を改正する等の法律(昭三七・三一・法五九)……三〇六
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭三七―法一三三)……七一七
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭三七―法一四三)……七六五
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……三〇六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……三一八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……三二五
○地方自治法の一部を改正する法律(昭三七・五・一)……三三〇
△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭三七―法一〇九)……三三三
△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭三七―法一三二)……三四三
△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭三七―法一四〇)……三四九
○市の合併の特例に関する法律(昭三七・五・一〇・法一一八)……三五四
○地方自治法の一部を改正する法律(昭三七・五・一五・法一三三)……三六三
△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭三七―法一〇九)……三六三
△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭三七―法一三二)……三七一
△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭三七―法一四〇)……三七九
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭三七―法四四)……三八三
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭三七―法五一)……三九一
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭三七―法九三)……四〇一
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一三三)……四一一
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一四〇)……四一九
△地方公務員法(昭二五―法二六一)の一部改正(昭三七―法一三三)……四二五
△地方公務員法(昭二五―法二六一)の一部改正(昭三七―法一四〇)……四三三
△町村合併促進法(昭二八―法二五八)の一部改正(昭三七―法一一八)……四四九
△入場譲与税法(昭二九―法一〇二)廃止(昭三七―法五一)……四五四
△市町村職員共済組合法(昭二九―法二〇四)の一部改正(昭三七―法九二)……四五三
△地方道路譲与税法(昭三〇―法一一三)の一部改正(昭三七―法一一三)……四七九
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一四三)……四八三
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法六四)……四八九
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……四九五
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五〇〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五〇六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五一二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五一八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五二四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五三〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五三六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五四二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五四八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五五四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五六〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五六六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五七二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五七八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五八四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五九〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……五九六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六〇二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六〇八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六一四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六二〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六二六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六三二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六三八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六四四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六五〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六五六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六六二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六六八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六七四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六八〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六八六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六九二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……六九八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七〇四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七一〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七一六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七二二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七二八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七三四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七四〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七四六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七五二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七五八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七六四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七七〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七七六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七八二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七八八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……七九四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八〇〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八〇六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八一二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八一八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八二四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八三〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八三六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八四二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八四八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八五四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八六〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八六六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八七二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八七八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八八四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八九〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……八九六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九〇二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九〇八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九一四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九二〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九二六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九三二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九三八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九四四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九五〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九五六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九六二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九六八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九七四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九八〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九八六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九九二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……九九八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇〇四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇一〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇一六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇二二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇二八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇三四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇四〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇四六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇五二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇五八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇六四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇七〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇七六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇八二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇八八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一〇九四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一〇〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一〇六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一一二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一一八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一二四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一三〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一三六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一四二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一四八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一五四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一六〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一六六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一七二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一七八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一八四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一九〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一一九六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二〇二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二〇八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二一四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二二〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二二六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二三二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二三八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二四四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二五〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二五六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二六二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二六八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二七四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二八〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二八六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二九二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一二九八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三〇四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三一〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三一六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三二二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三二八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三三四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三四〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三四六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三五二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三五八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三六四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三七〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三七六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三八二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三八八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一三九四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四〇〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四〇六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四一二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四一八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四二四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四三〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四三六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四四二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四四八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四五四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四六〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四六六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四七二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四七八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四八四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四九〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一四九六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五〇二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五〇八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五一四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五二〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五二六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五三二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五三八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五四四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五五〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五五六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五六二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五六八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五七四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五八〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五八六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五九二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一五九八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六〇四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六一〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六一六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六二二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六二八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六三四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六四〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六四六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六五二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六五八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六六四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六七〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六七六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六八二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六八八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一六九四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七〇〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七〇六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七一二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七一八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七二四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七三〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七三六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七四二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七四八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七五四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七六〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七六六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七七二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七七八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七八四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七九〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一七九六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八〇二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八〇八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八一四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八二〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八二六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八三二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八三八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八四四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八五〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八五六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八六二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八六八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八七四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八八〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八八六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八九二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一八九八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九〇四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九一〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九一六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九二二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九二八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九三四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九四〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九四六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九五二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九五八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九六四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九七〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九七六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九八二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九八八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……一九九四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……二〇〇〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……二〇〇六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……二〇一二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……二〇一八
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……二〇二四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……二〇三〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……二〇三六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭三七―法一九五)の一部改正……二〇四二
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改

改正(昭三七―法八二)……四七四
△日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭二八―法二四六)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七四六
△接収不動産に関する借地借家臨時処理法(昭二二―法一三八)の一部改正(昭三七―法一三二)……七一三
△滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭三一―法九四)の一部改正(昭三七―法六七)……四〇八
△特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法(昭三六―法一九九)の一部改正(昭三七―法一三二)……七一三
△連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭三六―法一一五)の一部改正(昭三七―法一三二)……七一三

第七　刑事法

○平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律(昭三七・三・二九・法四二)……六一
△犯罪者予防更生法(昭二四―法一四二)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七四八
△破壊活動防止法(昭二七―法二四〇)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七四九
△執行猶予者保護観察法(昭二九―法五八)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七四五
△売春防止法(昭三一―法一一八)の一部改正(昭三七・法一四〇)……七四八

第八　警察・消防

○警察法の一部を改正する法律(昭三七・三・一〇・法一四)……七一
△警察法(昭二九―法一六二)の一部改正(昭三七―法一一三)……七一
○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律(昭三七・四・五・法七二)……四〇八
○質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律(昭三七・四・一三・法七六)……四五一
△質屋営業法(昭二五―法一五八)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七四五
○自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭三七・六・一・法一四五)……七四〇
○道路交通法の一部を改正する法律(昭三七・六・二・法一四七)……二八
△公益質屋法(昭二一・法三五)の一部改正(昭三七―法七六)……四五一
△消防組織法(昭二二―法二二六)の一部改正(昭三七―法一〇九)……七四八
△消防法(昭二三―法一八六)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七四九
△古物営業法(昭二四―法一〇八)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七四五
△売春防止法(昭三一―法一一八)の一部改正(昭三七・法一四〇)……七四八

第九　教育・文化

○盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律(昭三七・三・二三・法二〇)……三七
○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(昭三七・三・二七・法二三)……三八
○文部省設置法の一部を改正する法律(昭三七・三・二九・法三五)……五三
△文部省設置法(昭二四―法一四六)の一部改正(昭三七―法六〇)……三〇七
△文部省設置法(昭二四―法一四六)の一部改正(昭三七―法七〇)……四三九
○国立学校設置法の一部を改正する法律(昭三七・三・二九・法三六)……五三
○義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭三七・三・三一・法六〇)……三〇七
○学校法人紛争の調停等に関する法律(昭三七・四・四・法七〇)……三九三
○著作権法の一部を改正する法律(昭三七・四・四・法七四)(衆法)……四五〇
△著作権法(明三二―法三九)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七四九
△執行猶予者保護観察法(昭二九―法五八)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七四五
△売春防止法(昭三一―法一一八)の一部改正(昭三七・法一四〇)……七四八

(昭三七―法三五)……四三
△著作権法(明三二―法三九)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七五一

△著作権に関する仲介業務に関する法律(昭一四―法六七)の一部改正(昭三七―法三五)……四三
△学校施設の確保に関する政令(昭二四―政三四)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七五一
△図書館法(昭二五―法一一八)の一部改正(昭三七―法一三三)……七一八
△文化財保護法(昭二五―法二一四)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七五一
△宗教法人法(昭二六―法一二六)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七五一
△私立学校教職員共済組合法(昭二八―法二四五)の一部改正(昭三七―法六七)……四一四
△万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭三一―法八六)の一部改正(昭三七―法三五)……四三
△地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭三一―法一六二)の一部改正(昭三七―法一三三)……七一九
○国民健康保険法の一部を改正する法律(昭三七・三・三一・法五七)……二九六
△国民健康保険法(昭三三―法一九二)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七五三
○医療金融公庫法の一部を改正する法律(昭三七・三・三一・法六三)……三〇
△医療金融公庫法(昭三五―法九五)の一部改正(昭三七―法一一五)……七五二
○児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭三七・四・一六・法七八)……四五四
△児童扶養手当法(昭三六―法二三八)の一部改正(昭三七―法一一五)……六三二
△児童扶養手当法(昭三六―法二三八)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七五三
○国民年金法の一部を改正する法律(昭三七・四・二八・法九二)……二九六
△国民年金法(昭三四―法一四一)の一部改正(昭三七―法一二三)……二九九
△国民年金法(昭三四―法一四一)の一部改正(昭三七―法六七)……四一四
△国民年金法(昭三四―法一四一)の一部改正(昭三七―法一一五)……六三三
△国民年金法(昭三四―法一四一)の一部改正(昭三七―法一二三)……六六九
△国民年金法(昭三四―法一四一)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七五四

第一〇　厚生

改正する法律(昭三七・五・一〇・法一一五)……六二八
△戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭二七―法一二七)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七五四
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭二八―法一八一)の一部改正(昭三七―法一一五)……六二九
○厚生省設置法の一部を改正する法律(昭三七・五・一一・法一二三)……六六六
○ばい煙の排出の規正等に関する法律(昭三七・六・二・法一四六)……七九二
△伝染病予防法(明三〇―法三六)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七五二
△健康保険法(大一一―法七〇)の一部改正(昭三七―法六七)……四一四
△健康保険法(大一一―法七〇)の一部改正(昭三七―法一二三)……六六八
△健康保険法(大一一―法七〇)の一部改正(昭三七―法一四〇)……七五三
△死産の届出に関する規程(昭二一―厚令四二)の一部改正(昭三七―法一三三)……七一七
△災害救助法(昭二二―法一一八)の一部改正(昭三七―法一四〇)……五七七
△優生保護法(昭二三―法一五六)の一部

改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△性病予防法（昭二三―法一六七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△死体解剖保存法（昭二四―法二〇四）の一部改正（昭三七―法一二三）……七一七
△社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭二五―法四七）の一部改正（昭三七―法一二三）……六六九
△生活保護法（昭二五―法一四四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△結核予防法（昭二六―法九六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八―法一六一）の一部改正（昭三七―法一一五）……六二九
△社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭二八―法二〇六）の一部改正（昭三七―法一二三）……六六九
△らい予防法（昭二八―法二一四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△日雇労働者健康保険法（昭二八―法二〇七）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△日雇労働者健康保険法（昭二八―法二〇七）の一部改正（昭三七―法一二三）……六六九
△日雇労働者健康保険法（昭二八―法二〇七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法九二）……五三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法一二三）……六六九
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法九二）……五三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法一二三）……六六九
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭二九―法一一七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△引揚者給付金等支給法（昭三二―法一〇九）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△自然公園法（昭三二―法一六一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△未帰還者に関する特別措置法（昭三三―法四一七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△職業安定法（昭二二―法一四一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△公共企業体等労働関係法（昭二三―法二五七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△労働組合法（昭二四―法一七四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭三三―法一五八）の一部改正（昭三七―法一三二）……七二三
△じん肺法（昭三五―法三〇）の一部改正（昭三七―法五五）……二九四
△じん肺法（昭三五―法三〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△雇用促進事業団法（昭三六―法一一六）の一部改正（昭三七・五・一六・法一三八）……七三
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三七―法七）……七
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法九二）……五三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法一一三）……七
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……六六九
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法九二）……五三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭二九―法一一七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△引揚者給付金等支給法（昭三二―法一〇九）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△自然公園法（昭三二―法一六一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△未帰還者に関する特別措置法（昭三三―法四一七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△職業安定法（昭二二―法一四一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△公共企業体等労働関係法（昭二三―法二五七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△労働組合法（昭二四―法一七四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭三三―法一五八）の一部改正（昭三七―法一三二）……七二三
△じん肺法（昭三五―法三〇）の一部改正（昭三七―法五五）……二九四
△じん肺法（昭三五―法三〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△雇用促進事業団法（昭三六―法一一六）の一部改正（昭三七・五・一六・法一三八）……七三
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三七―法七）……七
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法九二）……五三
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法一一三）……七
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……六六九
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭二九―法一一七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△引揚者給付金等支給法（昭三二―法一〇九）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△自然公園法（昭三二―法一六一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△未帰還者に関する特別措置法（昭三三―法四一七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△職業安定法（昭二二―法一四一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△公共企業体等労働関係法（昭二三―法二五七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△労働組合法（昭二四―法一七四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭三三―法一五八）の一部改正（昭三七―法一三二）……七二三
△じん肺法（昭三五―法三〇）の一部改正（昭三七―法五五）……二九四
△じん肺法（昭三五―法三〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△雇用促進事業団法（昭三六―法一一六）の一部改正（昭三七・五・一六・法一三八）……七三

第一一　労　働

○炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律（昭三七・三・三・法七）……七
○労働省設置法の一部を改正する法律（昭三七・五・一六・法一三八）……七三
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭三七―法七）……七
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△労働者災害補償保険法（昭二二―法五〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△職業安定法（昭二二―法一四一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△失業保険法（昭二二―法一四六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△公共企業体等労働関係法（昭二三―法二五七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△労働組合法（昭二四―法一七四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭三三―法一五八）の一部改正（昭三七―法一三二）……七二三
△じん肺法（昭三五―法三〇）の一部改正（昭三七―法五五）……二九四
△じん肺法（昭三五―法三〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六二
△雇用促進事業団法（昭三六―法一一六）の一部改正（昭三七・五・一六・法一三八）……七三

の一部改正（昭三七―法七）……六
△交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭二九―法一〇三）の一部改正（昭三七―法五一）……二五六
△交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭二九―法一〇三）の一部改正（昭三七―法五九）……四五四
△接収貴金属等の処理に関する法律（昭三四―法一三五）の一部改正（昭三七―法七七）……四五四
△接収貴金属等の処理に関する法律（昭三四―法一三五）の一部改正（昭三七―法一一五）……四五四

第一二　財　政

○南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・三・二七・法二五）……四四
題名中「南大東島」の下に「及び石垣島」を加える。
○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三七・五・一・法九八）……五四六
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三七―法一九）……三六
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三七―法六七）……四一〇
○財政法の一部を改正する法律（昭三七・五・八・法一〇八）……五七三
△国有財産法（昭二三―法七三）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四〇
△国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭二五―法六一）の一部改正（昭三七―法六七）……四一〇
△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六―法九九）の一部改正（昭三七―法一〇八）……五七三
△特別調達資金設置令（昭二六―政二〇五）の一部改正（昭三七―法一二三）……七一
△交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭二九―法一〇三）の一部改正（昭三七―法一一五）……二五六
○印紙税法の一部を改正する法律（昭三七・三・二七・法二七）……四五
△通行税法（昭二五―法四三）の一部改正（昭三七―法六七）……三七三
○印紙税法の一部を改正する法律（昭三七・三・二七・法二八）……四六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法七）……七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法三二）……五一
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法四三）……七三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法六四）……三一七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法六七）……三九三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法五五）……五四四
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法一一〇）……六五七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法一二七）……六三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三七―法一四一）……六三
○所得税法の一部を改正する法律（昭三七・三・三一・法四四）……七三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三七―法四三）……七三

五）の一部改正（昭三七―法六七）……三三
△印紙等模造取締法（昭二二―法一八七）の一部改正
（昭三七―法九九）……三三
△印紙等模造取締法（昭二二―法一八七）の一部改正
（昭三七―法一〇〇）……三三
△日本専売公社法（昭二三―法一七五）の一部改正
（昭三七―法一〇一）……三四
△日本専売公社法（昭二三―法一七五）の一部改正
（昭三七―法一〇二）……三四
△たばこ専売法（昭二四―法一一〇）の一部改正
（昭三七―法一〇三）……三四
△たばこ専売法（昭二四―法一一〇）の一部改正
（昭三七―法一〇四）……三四
△塩専売法（昭二四―法一一二）の一部改正
（昭三七―法一〇五）……三四
△塩専売法（昭二四―法一一二）の一部改正
（昭三七―法一〇六）……三四
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一〇七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一〇八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一〇九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一一〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一一一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一一二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一一三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一一四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一一五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一一六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一一七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一一八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一一九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一二〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一二一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一二二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一二三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一二四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一二五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一二六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一二七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一二八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一二九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一三〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一三一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一三二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一三三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一三四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一三五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一三六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一三七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一三八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一三九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一四〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一四一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一四二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一四三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一四四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一四五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一四六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一四七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一四八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一四九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一五〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一五一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一五二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一五三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一五四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一五五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一五六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一五七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一五八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一五九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一六〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一六一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一六二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一六三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一六四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一六五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一六六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一六七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一六八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一六九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一七〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一七一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一七二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一七三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一七四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一七五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一七六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一七七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一七八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一七九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一八〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一八一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一八二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一八三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一八四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一八五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一八六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一八七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一八八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一八九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一九〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一九一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一九二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一九三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一九四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一九五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一九六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一九七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一九八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法一九九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二〇〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二〇一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二〇二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二〇三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二〇四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二〇五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二〇六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二〇七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二〇八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二〇九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二一〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二一一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二一二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二一三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二一四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二一五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二一六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二一七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二一八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二一九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二二〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二二一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二二二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二二三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二二四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二二五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二二六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二二七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二二八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二二九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二三〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二三一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二三二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二三三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二三四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二三五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二三六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二三七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二三八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二三九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二四〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二四一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二四二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二四三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二四四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二四五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二四六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二四七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二四八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二四九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二五〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二五一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二五二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二五三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二五四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二五五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二五六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二五七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二五八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二五九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二六〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二六一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二六二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二六三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二六四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二六五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二六六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二六七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二六八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二六九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二七〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二七一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二七二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二七三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二七四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二七五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二七六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二七七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二七八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二七九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二八〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二八一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二八二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二八三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二八四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二八五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二八六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二八七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二八八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二八九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二九〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二九一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二九二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二九三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二九四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二九五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二九六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二九七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二九八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法二九九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三〇〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三〇一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三〇二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三〇三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三〇四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三〇五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三〇六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三〇七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三〇八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三〇九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三一〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三一一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三一二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三一三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三一四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三一五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三一六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三一七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三一八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三一九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三二〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三二一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三二二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三二三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三二四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三二五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三二六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三二七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三二八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三二九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三三〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三三一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三三二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三三三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三三四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三三五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三三六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三三七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三三八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三三九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三四〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三四一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三四二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三四三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三四四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三四五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三四六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三四七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三四八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三四九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三五〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三五一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三五二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三五三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三五四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三五五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三五六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三五七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三五八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三五九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三六〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三六一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三六二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三六三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三六四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三六五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三六六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三六七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三六八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三六九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三七〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三七一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三七二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三七三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三七四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三七五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三七六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三七七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三七八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三七九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三八〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三八一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三八二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三八三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三八四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三八五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三八六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三八七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三八八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三八九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三九〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三九一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三九二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三九三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三九四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三九五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三九六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三九七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三九八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法三九九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四〇〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四〇一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四〇二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四〇三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四〇四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四〇五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四〇六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四〇七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四〇八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四〇九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四一〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四一一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四一二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四一三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四一四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四一五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四一六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四一七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四一八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四一九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四二〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四二一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四二二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四二三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四二四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四二五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四二六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四二七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四二八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四二九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四三〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四三一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四三二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四三三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四三四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四三五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四三六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四三七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四三八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四三九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四四〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四四一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四四二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四四三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四四四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四四五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四四六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四四七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四四八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四四九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四五〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四五一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四五二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四五三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四五四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四五五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四五六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四五七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四五八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四五九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四六〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四六一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四六二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四六三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四六四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四六五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四六六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四六七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四六八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四六九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四七〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四七一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四七二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四七三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四七四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四七五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四七六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四七七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四七八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四七九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四八〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四八一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四八二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四八三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四八四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四八五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四八六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四八七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四八八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四八九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四九〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四九一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四九二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四九三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四九四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四九五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四九六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四九七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四九八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法四九九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五〇〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五〇一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五〇二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五〇三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五〇四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五〇五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五〇六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五〇七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五〇八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五〇九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五一〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五一一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五一二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五一三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五一四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五一五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五一六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五一七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五一八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五一九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五二〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五二一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五二二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五二三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五二四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五二五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五二六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五二七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五二八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五二九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五三〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五三一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五三二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五三三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五三四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五三五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五三六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五三七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五三八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五三九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五四〇）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五四一）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五四二）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五四三）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五四四）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五四五）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五四六）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五四七）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五四八）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五四九）……三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正
（昭三七―法五五〇）

改正(昭三七—法八二)……四七三
△税理士法(昭二六—法二三七)の一部改正(昭三七—法六七)……四〇八
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭二七—法一一一)の一部改正(昭三七—法四八)……二一三
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭二七—法一一一)の一部改正(昭三七—法六七)……四〇〇
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二七—法一一二)の一部改正(昭三七—法四七)……一八五
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二七—法一一二)の一部改正(昭三七—法四八)……二一四
△酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭二八—法七)の一部改正(昭三七—法四七)……一八二
△酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭二八—法七)の一部改正(昭三七—法八二)……四七四
△有価証券取引税法(昭二八—法一〇二)の一部改正(昭三七—法六七)……三七一
△株式会社以外の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭二九—法一一〇)の一部改正(昭三七—法八二)……四七四
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二九—法一一二)の一部改正(昭三七—法四八)……二一四
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二九—法一一二)の一部改正(昭三七—法六七)……四〇〇
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭二九—法一四二)の一部改正(昭三七—法六七)……三七一
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭二九—法一四二)の一部改正(昭三七—法八二)……四七五
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭二九—法一四二)の一部改正(昭三七—法九八)……五四七
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭二九—法一四九)の一部改正(昭三七—法四八)……二一四
△日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭二九—法一九四)の一部改正(昭三七—法四四)……一二九
△日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭二九—法一九四)の一部改正(昭三七—法六七)……四〇〇
△輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭三〇—法三七)の一部改正(昭三七—法四八)……二一四
△輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭三〇—法三七)の一部改正(昭三七—法六七)……三九一
△砂糖消費税法(昭三〇—法三八)の一部改正(昭三七—法六七)……三七二

△地方道路税法(昭三〇—法一〇四)の一部改正(昭三七—法六七)……三九〇
△とん税法(昭三二—法三七)の一部改正(昭三七—法六七)……三九三
△とん税法(昭三二—法三七)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七五〇
△特別とん税法(昭三二—法三八)の一部改正(昭三七—法六七)……三九三
△揮発油税法(昭三二—法五五)の一部改正(昭三七—法六七)……三八二
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三二—法八一)の一部改正(昭三七—法四四)……一二九
△塩業整備臨時措置法(昭三四—法八一)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七五〇
△国税徴収法(昭三四—法一四七)の一部改正(昭三七—法六七)……四〇〇
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三四—法一五二)の一部改正(昭三七—法四四)……一二九
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三四—法一五三)の一部改正(昭三七—法四四)……一二九
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三四—法一五四)の一部改正(昭三七—法四四)……一二九
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三六—法一六〇)の一部改正(昭三七—法四四)……一二九

第一四　金　融

○住宅金融公庫法等の一部を改正する法律(昭三七・三・二二・法一六)……二八
△住宅金融公庫法(昭二五—法一五六)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七六四
○公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律(昭三七・三・二八・法三四)……五二
△公営企業金融公庫法(昭三二—法八三)の一部改正(昭三七—法一四〇)……七六六
○国民貯蓄組合法の一部を改正する法律(昭三七・三・三一・法六二)……三〇八
○保険業法の一部を改正する法律(昭三七・四・五・法七五)……四五〇
△保険業法(昭一四—法四一)の一部改正(昭三七—法八二)……四七一
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律(昭三七・四・一六・法七九)……四五五
△日本輸出入銀行法(昭二五—法二六八)の一部改正(昭三七—法一〇八)……五七三
○外国為替銀行法の一部を改正する法律(昭三七・四・二七・法九〇)……五一一
△外国為替銀行法(昭二九—法六七)の一部改正(昭三七—法八二)……四七四
○海外経済協力基金法の一部を改正する法律(昭三七・五・八・法一一〇)……五七九
○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(昭三七・五・一一・法一二五)……六七一
△信託業法(大一一—法六五)の一部改正(昭三七—法八二)……四七〇
△銀行法(昭二—法二一)の一部改正(昭三七—法八二)……四七〇
△無尽業法(昭六—法四二)の一部改正(昭三七—法八二)……四七〇

△普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭一八―法四三）の一部改正（昭三七―法八二）……四七二
△金融機関再建整備法（昭二一―法三九）の一部改正（昭三七―法八二）……四七二
△証券取引法（昭二三―法二五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五〇
△当せん金附証票法（昭二三―法一四四）の一部改正（昭三七―法一三三）……七一七
△国民金融公庫法（昭二四―法四九）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五〇
△日本開発銀行法（昭二六―法一〇八）の一部改正（昭三七―法一〇八）……五七三
△証券投資信託法（昭二六―法一九八）の一部改正（昭三七―法八二）……四七三
△相互銀行法（昭二六―法一九九）の一部改正（昭三七―法八二）……四七三
△信用金庫法（昭二六―法二三八）の一部改正（昭三七―法八二）……四七三
△長期信用銀行法（昭二七―法一八七）の一部改正（昭三七―法八二）……四七四
△産業労働者住宅資金融通法（昭二八―法六三）の一部改正（昭三七―法一六）……三一
△北海道東北開発公庫法（昭三一―法九七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四六

第一五　産業一般

○離島振興法の一部を改正する法律（昭三七・三・二・法六）（衆法）……五
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭三七・三・二七・法二九）……四七
△中小企業信用保険法（昭二五―法二六四）の一部改正（昭三七―法一四一）……七八四
○商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（昭三七・三・二七・法三〇）……四八
△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭三七―法八二）……四七一
△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭三七―法一四一）……七八三
○日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭三七・三・二七・法三一）……四九
○豪雪地帯対策特別措置法（昭三七・四・五・法七三）（衆法）……四四七
○原子力委員会設置法の一部を改正する法律（昭三七・四・二八・法九一）……五一四
○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・五・一二・法一二九）……六八八
○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（昭三七・五・一五・法一三五）……七三三
△東北開発株式会社法（昭一一―法一五）の一部改正（昭三七―法八二）……四七一
△企業再建整備法（昭二一―法四〇）の一部改正（昭三七―法八二）……四七二
△物価統制令（昭二一―勅一一八）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△地代家賃統制令（昭二一―勅四四三）の一部改正（昭三七―法一三三）……七一七
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二―法五四）の一部改正（昭三七―法一三四）……七二三
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二―法五四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四五
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭三七―法一四一）……七八四
△会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律（昭二三―法六四）の一部改正（昭三七―法八二）……四七二
△中小企業等協同組合法（昭二四―法一八一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四五
△中小企業等協同組合法（昭二四―法一八一）の一部改正（昭三七―法一四一）……七八四
△計量法（昭二六―法二〇七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五七
△中小企業金融公庫法（昭二八―法一三八）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五九
△中小企業金融公庫法（昭二八―法一三八）の一部改正（昭三七―法一四一）……七八五
△奄美群島復興特別措置法（昭二九―法一八九）の一部改正（昭三七―法三四）……五二
△中小企業振興資金等助成法（昭三一―法一一五）の一部改正（昭三七―法一四一）……七八五
△中小企業振興資金等助成法（昭三一―法一一五）の一部改正（昭三七―法一四六）……七九八
△核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭三二―法一六六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四七
△放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭三二―法一六七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七四七
△中小企業信用保険公庫法（昭三三―法九三）の一部改正（昭三七―法三〇）……四八
△中小企業信用保険公庫法（昭三三―法九三）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五九
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五八
△実用新案法（昭三四―法一二三）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五八
△意匠法（昭三四―法一二五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五八
△商標法（昭三四―法一二七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五九

第一六　農林・水産

○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三七・二・一五・法二）……二
題名中「同年六月及び十月」を「同年六月」に、「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。
○昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・二・一五・法三）……三
題名中「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。
○開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭三七・三・二四・法二一）……三七
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三七・三・二四・法二二）……三七
△農林漁業金融公庫法（昭二七―法三五五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五四
○てん菜生産臨時措置法の一部を改正する法律（昭三七・三・三一・法六一）……三〇八
○森林法の一部を改正する法律（昭三七・四・四・法六八）……四二〇
○競馬法の一部を改正する法律（昭三七・四・二〇・法八三）……四七六
○農業機械化促進法の一部を改正する法律（昭三七・四・三〇・法九三）……五二三
○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・五・一・法一〇一）……五五四
○農地開発機械公団法の一部を改正する法律（昭三七・五・八・法一一一）……五八〇
○農地法の一部を改正する法律（昭三七・五・一一・法一二六）……六七一
△農地法（昭二七―法二二九）の一部改正（昭三七―法六七）……四一三
△農地法（昭二七―法二二九）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五四
○農業協同組合法の一部を改正する法律（昭三七・五・一一・法一二七）……六七七
△狩猟法（大七―法三二）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五六
△農林中央金庫法（大一二―法四二）の一部改正（昭三七―法八二）……四七〇
△林業種苗法（昭一四―法一六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五〇

△食糧管理法（昭一七―法四〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五五
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭三七―法六八）……四二八
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭三七―法一二六）……六七六
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭三七―法一二七）……六八四
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五四
△土地改良法の一部を改正する法律（昭三二―法六九）の一部改正（昭三七―法一二六）……六七六
△農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律（昭二四―法二〇二）の一部改正（昭三七―法二六七）の一部改正（昭三七―法一一二）……六〇五
△漁業法（昭二四―法二六七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五六
△森林病害虫等防除法（昭二五―法五三）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五六
△造林臨時措置法（昭二五―法一五一）の一部改正（昭三七―法一五一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五五
△植物防疫法（昭二五―法一五一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五五
△農業委員会等に関する法律（昭二六―法八八）の一部改正（昭三七―法一一二）……七五三
△果樹農業振興特別措置法（昭三六―法一五）の一部改正（昭三七―法一二六）……六七六
△農産物検査法（昭二六―法一四四）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五六
△水産資源保護法（昭二六―法三一三）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五六
△真珠養殖事業法（昭二七―法九）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五六
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭二七―法二四三）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五六
△保安林整備臨時措置法（昭二九―法八四）の一部改正（昭三七―法六八）……七一三
△酪農振興法（昭二九―法一八二）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五六
△愛知用水公団法（昭三〇―法一四二）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五六
△農業漁業団体職員共済組合法（昭三三―法九九）の一部改正（昭三七―法一二七）……六八四
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三―法九九）の一部改正（昭三七―法一二六）……六七六

第一七　商　工

○通商産業省設置法等の一部を改正する法律（昭三七・三・三一・五五）……二九一
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三七―法一九）……三六
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三七―法八四）……五〇〇
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三七―法一〇四）……五六二
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三七―法一二八）……六八
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三七―法二七五）……七一二
○国民生活研究所法（昭三七・四・一六・法八〇）……四五五
○自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭三七・四・二〇・法八四）……四八四
△自転車競技法の一部を改正する法律（昭三三―法一六八）の一部改正（昭三七―法八四）……五〇〇
△小型自動車競走法（昭二五―法二〇八）

△小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭三三―法一六九）の一部改正（昭三七―法八四）……五〇〇
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三七・四・三〇・法九四）……五三三
△石炭鉱業合理化臨時措置法（昭三〇―法一五六）の一部改正（昭三七―法五五）……二九四
△石炭鉱業合理化臨時措置法（昭三〇―法一五六）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△石炭鉱業合理化臨時措置法（昭三〇―法一五六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六八
○産炭地域振興事業団法（昭三七・四・三〇・法九五）……五三九
○工業用水法の一部を改正する法律（昭三七・五・一・法九九）……五四七
○輸出保険法の一部を改正する法律（昭三七・五・二・法一〇三）……五五九
○家庭用品品質表示法（昭三七・五・四・法一〇四）……五五九
○鉱山保安法の一部を改正する法律（昭三七・五・四・法一〇五）……五五三
△鉱山保安法（昭二四―法七〇）の一部改正（昭三七―法五五）……二九三
○北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律（昭三七・五・一一・法一二四）……六七〇
△北海道地下資源開発株式会社法（昭三三―法一五七）の一部改正（昭三七―法八二）……四一三
△鉱業法（昭二五―法二八九）の一部改正（昭三七―法六七）……四一三
△鉱業法（昭二五―法二八九）の一部改正（昭三七―法一〇五）……五六四
△鉱業法（昭二五―法二八九）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五七
△採石法（昭二五―法二九一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五八
△外国為替資金特別会計法（昭二六―法五六）の一部改正（昭三七―法一二五）……六七一
△石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭三七―法一六二）の一部改正（昭三七―法六七）……四一三
△電源開発促進法（昭二七―法二八三）の一部改正（昭三七―法八二）……四七五
△臨時石炭鉱害復旧法（昭二七―法二九五）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△輸出入取引法（昭二七―法二九九）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五七
△電気に関する臨時措置に関する法律（昭二七―法三四一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五八
△石油資源探鉱促進臨時措置法（昭二七―法六七）の一部改正（昭三七―法八九）……二九四
△ガス事業法（昭二九―法五一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五八

△繊維製品品質表示法（昭三〇―法一六六）廃止（昭三七―法一〇四）……五五四
△輸出品デザイン法（昭三四―法一〇六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△低開発地域工業開発促進法（昭三六―法二一六）の一部改正（昭三七―法一一七）……六四六

第一八　運　輸

○港域法の一部を改正する法律（昭三七・八・法九）……八
○特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭三七・三・二二・法一七）……三一
○日本観光協会法の一部を改正する法律（昭三七・三・二七・法三二）……四九
○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三七・三・三一・法五六）……二九四
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三七―法四三）……七三
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三七―法一二一）……六五三
○船員保険法の一部を改正する法律（昭三七・三・三一・法五八）……二九六
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三七―法九二）……五三
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三七―法一一三）……六六八
△船舶安全法（昭八―法一一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五三
△陸上交通事業調整法（昭一三―法七一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五九
○モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭三七・四・二〇・法八五）……五〇一
△モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭三二―法一七〇）の一部改正（昭三七―法八五）……五〇六
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭三七・四・二〇・法八六）……五〇七
△日本国有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭三七―法一〇八）……五七三
△国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律（昭三七・四・三〇・法九六）……五四五
○道路運送車両法等の一部を改正する法律（昭三七・五・四・法一〇六）……五六四
○木船運送法の一部を改正する法律（昭三七・五・一〇・法一一二）……六五八
△海上運送法（昭二四―法一八七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五九
○船員法の一部を改正する法律（昭三七・五・一二・法一三〇）……七六〇
△鉄道敷設法の一部を改正する法律（昭三七・五・一二・法一三一）……七六一
△地方鉄道法（大八―法五二）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六〇
△軌道法（大一〇―法七六）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六〇
△船舶安全法（昭八―法一一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五九
△陸上交通事業調整法（昭一三―法七一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六〇
△帝都高速度交通営団法（昭一六―法五一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六〇
△海難審判法（昭二二―法一三五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六一
△船員職業安定法（昭二三―法一三〇）の一部改正（昭三七―法一三〇）……七〇〇
△港則法（昭二三―法一七四）の一部改正（昭三七―法九）……一三
△航路標識法（昭二四―法九九）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六〇
△水先法（昭二四―法一二一）の一部改正（昭三七―法九）……一三
△海上運送法（昭二四―法一八七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五九
△通訳案内業法（昭二四―法二一〇）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六〇
△水路業務法（昭二五―法一〇二）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六一
△船主相互保険組合法（昭二五―法一七七）の一部改正（昭三七―法八二）……四七三
△港湾法（昭二五―法二一八）の一部改正

（昭三七―法一四〇）……七五九
△港湾運送事業法（昭二六―法一六一）の一部改正（昭三七―法一二一）……六六三
△港湾運送事業法（昭二六―法一六一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五九
△道路運送法（昭二六―法一八三）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六〇
△気象業務法（昭二七―法一六五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六一
△航空法（昭二七―法二三一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六〇
△外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭二八―法一）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△日本航空株式会社法（昭二八―法一五四）の一部改正（昭三七―法八二）……四七五
△自動車損害賠償保障法（昭三〇―法九七）の一部改正（昭三七―法一〇六）……五六八
△航空機工業振興法（昭三三―法一五〇）の一部改正（昭三七―法八二）……四七五

第一九　郵　政

○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭三七・三・八・法八）……八
○郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・三・一九・法一一）……一四
△港湾運送事業法（昭二六―法一六一）の一部改正（昭三七―法一二一）……六六三
△港湾運送事業法（昭二六―法一六一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七五九
△道路運送法（昭二六―法一八三）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六〇
△気象業務法（昭二七―法一六五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六一
△航空法（昭二七―法二三一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六〇
△外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭二八―法一）の一部改正（昭三七―法六七）……四一四
△日本航空株式会社法（昭二八―法一五四）の一部改正（昭三七―法八二）……四七五
△自動車損害賠償保障法（昭三〇―法九七）の一部改正（昭三七―法一〇六）……五六八
△航空機工業振興法（昭三三―法一五〇）の一部改正（昭三七―法八二）……四七五

第二〇　電気通信

△電波法（昭二五―法一三一）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六一
△有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭二六―法一三五）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六一
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三七―法四三）……七三
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三七―法一〇〇）……五五四
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三七―法一一三）……七三三
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三七―法一一三）……七三三
△有線電気通信法（昭二八―法九六）の一部改正（昭三七―法一〇九）……五七八
△公衆電気通信法（昭二八―法九七）の一部改正（昭三七―法一〇九）……五七九
△公衆電気通信法（昭二八―法九七）の一部改正（昭三七―法一四〇）……七六一
△小型船海運組合法（昭三六―法一六二）の一部改正（昭三七―法一二一）……六六三

第二一　建　設

○昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三七・三・二〇・法五）……四
題名中「及び十月」を削り、「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。
○建設省設置法の一部を改正する法律（昭三七・三・二九・法三七）……五五五
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三七―法四三）……七三
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三七―法一〇〇）……五五四
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三七―法一一三）……七三三
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三七―法一一三）……七三三

部改正（昭三七―法一四一）……一四一
○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・五・一八・法一四二）……一四二
○医師法の一部を改正する法律（昭三七・六・一・法一四三）……一四三
○水道事業の一部を改正する法律（昭三七・六・一・法一四四）……一四四
○国土調査促進特別措置法（昭三七・六・一・法一四五）……一四五
○都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭三七・六・一・法一四六）……一四六
改正（昭三七―法一四二）……一四二
△建築基準法（昭三七―法一四二）……一四二
改正（昭三七―法一四二）……一四二
△建築士法（昭二五―法二〇二）……一四二
改正（昭三七―法一四二）……一四二
△国土総合開発法（昭二五―法二〇五）……一四三
改正（昭三七―法一四二）……一四三
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第三条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七―法一四〇）の一部改正（昭三七―法一四七）……一四七
△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八―法六四）の一部改正（昭三七―法一四八）……一四八
△地すべり等防止法（昭三三―法三〇）の一部を改正する法律（昭三七・六・一・法一四九）……一四九
△治水特別会計法（昭三七―法六八）……一五〇
一部改正（昭三七―法一四九）……一五〇
△公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭三七―法一〇九）の一部改正（昭三七―法一五一）……一五一
○防衛庁職員給与法（昭二四―法二一九）の一部を改正する法律（昭三七・六・一・法一五二）……一五二
△調達庁設置法（昭二四―法二一九）……一五二
一部改正（昭三七―法一四九）……一五二
△防衛庁職員給与法（昭二七―法二六五）の一部改正（昭三七―法一五三）……一五三
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三七―法一五四）……一五四
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三七―法一五五）……一五五
△国防会議の構成等に関する法律（昭三一―法九）の一部を改正する法律（昭三七・六・一・法一五六）……一五六
△外務省設置法の一部を改正する法律（昭三七・六・一・法一五七）……一五七
△外務公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一五八）……一五八
△在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一五九）……一五九
△在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一六〇）……一六〇
△在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一六一）……一六一
△在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一六二）……一六二
△在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一六三）……一六三
△在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一六四）……一六四
△在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一六五）……一六五
△在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一六六）……一六六
△在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一六七）……一六七
△在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一六八）……一六八
△在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一六九）……一六九
△在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正（昭三七―法一七〇）……一七〇
○在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律（昭三七・一二・一・法一七一）……一七一

△日本海外移住振興株式会社法（昭三二・法一三九）の一部改正（昭三七―法一七二）……一七二
○海外技術協力事業団法（昭三七・五・一・法一七三）……一七三
△外務省設置法（昭二四―法二一九）の一部改正（昭三七―法一七四）……一七四
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭三七・六・一・法一七五）……一七五
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三七―法一七六）……一七六
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三七―法一七七）……一七七
△国防会議の構成等に関する法律（昭三一―法九）の一部改正（昭三七―法一七八）……一七八
○防衛庁職員給与法（昭二四―法二一九）の一部を改正する法律（昭三七・六・一・法一七九）……一七九
△調達庁設置法（昭二四―法二一九）……一七九
一部改正（昭三七―法一四九）……一七九
△防衛庁職員給与法（昭二七―法二六五）の一部改正（昭三七―法一八〇）……一八〇
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三七―法一八一）……一八一
△自衛隊法（昭二九―法一六五）の一部改正（昭三七―法一八二）……一八二
△国防会議の構成等に関する法律（昭三一―法九）の一部改正（昭三七―法一八三）……一八三
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第三条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭二七―法一四〇）の一部改正（昭三七―法一八四）……一八四
△地すべり等防止法（昭三三―法三〇）の一部改正（昭三七―法一八五）……一八五
一部改正（昭三七―法一四九）……一八五
△治水特別会計法（昭三七―法六八）……一八六
一部改正（昭三七―法一四九）……一八六
△公有水面埋立法（大一〇―法五七）の一部改正（昭三七―法一八七）……一八七
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭三七―法一八八）……一八八
△砂防法（明三三―法二九）の一部改正（昭三七―法一八九）……一八九
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地収用法（昭二六―法二九）の一部改正（昭三七―法一九〇）……一九〇
△建築基準法（昭二五―法二〇一）の一部改正（昭三七―法一九一）……一九一
△建築基準関係法律の一部改正（昭三七―法一九二）……一九二
△建築士法（昭二五―法二〇二）の一部改正（昭三七―法一九三）……一九三
△国土総合開発法（昭二五―法二〇五）の一部改正（昭三七―法一九四）……一九四
△河川法（明二九―法七一）の一部改正（昭三七―法一九五）……一九五
○水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭三七・六・一・法一九六）……一九六
○駐車場法の一部を改正する法律（昭三七・六・一・法一九七）……一九七
△道路整備特別措置法（昭三一―法一〇一）の一部改正（昭三七―法一九八）……一九八
△災害対策基本法（昭三六―法二二三）の一部改正（昭三七―法一九九）……一九九
一部改正（昭三七―法一四三）……一九九
△災害対策基本法（昭三六―法二二三）……二〇〇
一部改正（昭三七―法一九九）……二〇〇
○首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律（昭三七・六・一・法二〇一）……二〇一
○首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭三七・六・一・法二〇二）……二〇二

△建築基準法（昭二七―法二〇一）の一部改正（昭三七―法二〇三）……二〇三
改正（昭三七―法二〇二）……二〇三
△建築士法（昭二五―法二〇二）……二〇三
改正（昭三七―法二〇二）……二〇三
△国土総合開発法（昭二五―法二〇五）の一部改正（昭三七―法二〇四）……二〇四
△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八―法六四）の一部改正（昭三七―法二〇五）……二〇五
△地すべり等防止法（昭三三―法三〇）の一部改正（昭三七―法二〇六）……二〇六
△治水特別会計法（昭三七―法六八）……二〇六
一部改正（昭三七―法一四九）……二〇六
△公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭三七―法一〇九）の一部改正（昭三七―法二〇七）……二〇七

◎昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

1　米穀の生産者が、その生産した昭和三十六年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十六年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十七年二月二十八日までに政府に売り渡した場合には、当該生産者の昭和三十六年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一　昭和三十六年九月三十日（新潟県において生産される米穀については、同年十月五日）までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、八百円

二　昭和三十六年十月一日（新潟県において生産される米穀については、同月六日）から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三　昭和三十六年十月一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四　昭和三十六年十月二十一日から同年十一月四日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五　昭和三十六年十一月五日から昭和三十七年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

2　前項の場合において、同項第一号から第四号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百八十円とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二号（昭三七・二・一五）

◎昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の一部を改正する法律

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

題名中「同年六月及び十月」を「同年六月」に、「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。

第一条第一項各号列記以外の部分中「及び十月上旬」を削り、「及び九月」を「、九月及び十月」に改め、同項第二号中「十月八日」を「十一月一日」に改め、同項第三号中「十月八日」を「十一月一日」に、「同年六月及び十月の水害」を「同年六月の水害」に、「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。

第二条中「次に掲げる施設」を「次の各号に掲げる施設」に、「政令で定める地域に発生した水害等（第三号に掲げる施設については、政令で定める地域に発生した昭和三十六年九月の風水害）」を「当該各号に掲げる災害」に改め、同条各号を次のように改める。

一　開拓地における住宅、農舎、畜舎及び鶏舎
　政令で定める地域に発生した水害等（昭和三十六年十月の風水害及び同月下旬の水害を除く。）
二　開拓地における農業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの
　政令で定める地域に発生した前号の水害等
三　水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの
　政令で定める地域に発生した昭和三十六年九月及び十月の風水害若しくは風水害又は同年十月下旬の水害

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年一月一日以後に発生した災害について適用する。

2　昭和三十六年五月の風害（当該強風に際し発生した火災を含む。）若しくは水害、同年六月及び十月上旬の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害に係る被害農地、被害農業用施設、被害林道又は被害共同利用施設の災害復旧事業につき、改正前の昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法の規定の例により農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号。以下「暫定措置法」という。）の規定により算定した同法第三条第一項の規定による国の補助の額が、改正後の昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法及び暫定措置法の規定により算定した暫定措置法第三条第一項の規定による国の補助の額をこえる場合には、当該災害復旧事業（これに係る災害関連事業を含む。）に対する国の補助については、なお従前の例による。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第三号（昭三七・二・一五）

◎昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。

第一項中「並びに八月の豪雨並びに同年九月中旬の暴風雨」を「、八月並びに十月下旬の豪雨、同年九月中旬並びに十月上旬及び下旬の暴風雨並びに同年九月下旬から十月上旬までの長雨」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年九月二十一日以後の天災につき適用する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四号（昭三七・二・二〇）

◎昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び十月」を削り、「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。

第一条及び第二条中「及び十月上旬」を削り、「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第五号（昭三七・二・二〇）

◎昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律

昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び十月」を削り、「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。

本則中「及び十月上旬」を削り、「及び九月」を「、九月及び十月」に改める。

法律第六号（昭三七・三・二）

◎離島振興法の一部を改正する法律（衆法）

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・建設・自治大臣署名）

法律第七号（昭三七・三・三）

◎炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第一条　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　公共職業安定所の紹介により炭鉱離職者を雇い入れる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

第二十三条第二項中「前項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」を「前項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項第一号の二及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務は、前項第一号から第三号まで及び次の各号に該当する炭鉱離職者について行なうものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法は、同法に規定する事項であつてこの法律施行前に係るものについても適用する。

（大蔵・農林・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

一　当該離職後新たに安定した職業についたことのないこと。

二　昭和三十六年十二月三十一日において炭鉱労働者又は炭鉱離職者であること。

第二十五条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　雇用奨励金の支給基準及び支給方法

第三十五条中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改める。

第三十六条中「及び第二項ただし書」を「、第二項ただし書及び第六項」に改め、「第四条第二項」の下に「、第十九条の二第一項」を加える。

第四十一条中「公共職業安定所」を「職業安定事務所、公共職業安定所その他の職業安定機関」に改める。

（雇用促進事業団法の一部改正）

第二条　雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第十九条・第二十条）」を「（第十九条―第二十条）」に改める。

第十九条第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に、「又は地方公共団体」を、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するもの」に、「同項」を「第一項」に改め、「試験」の下に「又は公共職業訓練に準ずる訓練」を加え、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　事業団は、第一項に規定する業務のほか、労働者の雇用を促進するため、移転就職者を雇い入れる事業主その他の政令で定める事業主に対して、その雇用する労働者の福祉を増進するため必要な労働者住宅その他の政令で定める福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なう。

第十九条の次に次の一条を加える。

（金融機関に対する業務の委託等）

第十九条の二　事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対して、前条第三項に規定する業務の一部を委託することができる。

2　前項の規定による労働大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3　第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下第三十三条及び第三十九条において「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十条第一項中「前条第一項」を「第十九条第一項及び第三項」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（借入金及び雇用促進債券）

第二十六条　事業団は、労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は雇用促進債券（以下この条において「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　事業団は、労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条中「第一項」の下に「及び第三項」を、「業務に要する費用」の下に「（同項に規定する業務を行なうため必要な貸付資金を除く。）」を加える。

第三十三条第一項中「事業団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第三十四条中「公共職業安定所」を「職業安定事務所、公共職業安定所」に改める。

第三十七条第一項第一号中「第四条第二項」の下に「、第十九条の二第一項」を加え、「若しくは第二項ただし書」を、「第二項ただし書若しくは第六項」に改め、同条第二項中「第四号に掲げる業務」の下に「又は同条第三項に規定する業務（労働者住宅の設置又は整備に要する資金の貸付けに関する業務に限る。）」を加える。

第三十九条中「事業団」の下に「又は受託金融機関」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中炭鉱離職者臨時措置法第四十一条の改正規定、第二条中雇用促進事業団法第三十四条の改正規定及び附則第六項の規定は公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から、第一条中炭鉱離職者臨時措置法第三十六条の改正規定、第二条（雇用促進事業団法第三十四条の改正規定を除く。）及び附則第五項の規定は昭和三十七年四月一日から施行する。

2　雇用奨励金は、昭和三十七年一月一日からこの法律（前項ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。）の施行までの間に改正後の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第三項に規定する炭鉱離職者を雇い入れた事業主に対しても、支給することができる。

3　改正後の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第三項の規定は、同条第一項第二号の手当の支給については、昭和三十七年一月一日から適用する。

4　改正前の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第二項各号に該当する炭鉱離職者であつて、昭和三十七年一月一日からこの法律の施行までの間に職業訓練を受けたものに対する同条第一項第二号の手当の支給については、改正後の同条第三項及び前項の規定にかかわらず、当該職業訓練を修了するまでは、なお従前の例による。

5　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ五中「第十九条第一項」の下に「若ハ第三項」を加える。

6　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　婦人少年室（第十七条の二）」を「第三款　婦人少年室（第十七条の二―第十七条の二の二）　第三款の二　職業安定事務所（第十七条の三）」に改める。

第十四条中「婦人少年室」を「婦人少年室　職業安定事務所」

法律第八号（昭三七・三・八）

◎郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第四十七条第一項中「百円以上一万二千円以下」を「百円以上二万円以下」に改める。

第五十四条中「三千円、」を削り、「三万円又は五万円」を「五万円又は十万円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に預入した定額郵便貯金又は定期郵便貯金で預入金額が三千円又は三万円のものの預入金額については、なお従前の例による。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第九号（昭三七・三・八）

◎港域法の一部を改正する法律

港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の部網走港の項を次のように改める。

網走	網走港河口突堤燈台（N44° 01′ 17″　E144° 17′ 04″）を中心とする半径2,100メートルの円内の海面及び新橋下流の網走川水面	

に改める。

第二章第三節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二　職業安定事務所

第十七条の三　職業安定事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北九州職業安定事務所	福岡市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県

2　職業安定事務所の所掌事務及び権限は、職業安定法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

3　職業安定事務所の内部組織は、労働省令で定める。

（大蔵・通商産業・労働・建設・内閣総理大臣署名）

別表北海道の部焼尻港の項中

「N44° 26′ 33″　E141° 25′ 13″」

「N44° 26′ 29″　E141° 25′ 35″」

に改め、同部香深港の項中

「N45° 18′ 12″　E141° 02′ 54″」

「N45° 18′ 10″　E141° 02′ 08″」

に改め、同部船泊港の項中

「N45° 27′ 31″　E141° 02′ 12″」

「N45° 27′ 29″　E141° 02′ 15″」

に改める。

別表青森県の部大湊港の項中

「芦埼」を

芦埼三角点（1.2メートル）（N41° 15′ 28″　E141° 09′ 42″）

に、

「最下流橋」を「田名部川橋」

に改め、同部大畑港の項中

大畑港南防波堤燈台（N41° 24′ 32″　E141° 10′ 18″）

を

大畑港東防波堤燈台（N41° 24′ 40″　E141° 10′ 22″）

に、

「最下流橋」を「大畑橋」

に改める。

別表秋田県の部中秋田港の項を次のように改め、船川港の項を削る。

秋田船川	鵜ノ埼から106度4,500メートルの地点まで引いた線、同地点から65度5,700メートルの地点まで引いた線、同地点から135度6,300メートルの地点まで引いた線、同地点から162度9,800メートルの地点まで引いた線、同地点から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに放水路水門下流の雄物川水面

別表宮城県の部塩釜港の項中

「N38° 21′ 54″　E141° 04′ 09″」

「N38° 20′ 54″　E141° 04′ 09″」

に改める。

別表茨城県の部久慈港の項中「久慈港北防波堤燈柱」を「久慈港北防波堤燈柱」に改め、同部那珂湊港の項中「最下流橋下流の那珂川水面及び東経140度35分の線以東の涸沼川水面」を「那珂川湊大橋及び涸沼川涸沼橋各下流の河川水面」に改める。

別表千葉県の部千葉港の項を次のように改める。

千葉	登戸三角点(22メートル)から245度11,460メートルの地点まで引いた線、同地点から197度20分9,610メートルの地点まで引いた線、同地点から130度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに都川新大橋及び養老川吹上橋各下流の河川水面

別表東京都神奈川県の部京浜港の項を次のように改める。

京浜	江戸川口右岸突端(N35° 38′ 18″ E 139° 52′ 32″)から205度5,500メートルの地点まで引いた線、同地点から198度30分9,720メートルの地点まで引いた線、同地点から233度9,330メートルの地点まで引いた線、同地点から200度20分10,300メートルの地点まで引いた線、同地点と鴻ノ巣鼻南東端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、荒川放水路葛西橋、洲崎川九重橋、平久川鷗橋、汐浜川浜園橋、大島川練兵橋、隅田川永代橋、亀島川南高橋、築地川南門橋、古川東海道本線鉄道橋、目黒川明和橋、多摩川大師橋、鶴見川鉄道橋、滝川万代橋、新田間川金港橋、雌子川築地橋、大岡川弁天橋、堀川山下橋、千代崎川小港橋及び堀溝川八幡橋各下流の河川水面、海幸橋以東の築地堀水面、南明橋以東の越前堀水面、汐見川、汐留川、海老取川、鶴見川第一派川、鶴見川第二派川、入江川第一派川、入江川第二派川及び入江川小派台川の各河川水面並びにこれらの海面及び水面に接続する各運河水面

別表新潟県の部新潟港の項中「新潟港防波堤燈台」を「新潟港西防波堤燈台」に、「及び新川山ノ下橋」を「及び新川山ノ下橋及び通船川万国橋」に改める。

別表福井県の部敦賀港の項中「ナスビ鼻」を「松ケ埼」に、「小埼」を「明神埼」に改める。

別表静岡県の部沼津港の項中「62メートル」を「51メートル」に改め、同項の次に次の一項を加える。

田子の浦	沼川東海道本線鉄道橋南西端を中心とする半径1,600メートルの円内の海面、同地点から260度に引いた線下流の潤井川水面並びに沼川石水門及び江川江川水門各下流の河川水面

別表愛知県の部衣浦港の項中「N34° 47′ 56″ E136° 55′ 22″」を「N34° 48′ 04″ E136° 55′ 17″」に改める。

別表大阪府の部中堺港の項を削り、大阪港の項を次のように改める。

大阪	大阪北突堤燈台(N34° 38′ 18″ E135° 23′ 58″)から9度15分6,330メートルの地点から214度11,970メートルの地点まで引いた線、同地点から141度30分7,880メートルの地点まで引いた線、同地点から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、左門殿川辰己橋及び神崎川派川中島大橋各下流の大阪市の区域内の河川水面、東経135度27分48秒の線から下流の大和川水面、神崎川城島橋、新淀川伝法大橋、正蓮寺川北港大橋、六軒家川建蔵橋、住吉川住之江大橋、古川古川橋及び堅川安治川口駅構内入堀、北港運河、桜島入堀、境川運河、三十間堀川、天保山運河、千歳堀、福町堀、三軒家川、木津川運河及び敷津運河の各水面

別表兵庫県の部尼崎港の項中「淀川分派川神崎川、淀川分派川左門殿川」を「神崎川派川及び左門殿川の区域内の河川水面」に改め、同部郡家港の項中「郡家港西防波堤燈柱(N34° 28′ 07″ E134° 50′ 39″)」を「郡家港西防波堤燈台(N34° 28′ 20″ E134° 50′ 44″)」に改める。

別表鳥取県の部米子港の項中「310度」を「315度」に改める。

別表岡山県の部岡山港の項中「、松尾鼻から0度に引いた線」を削る。

別表広島県の部福山港の項を次のように改める。

福山	防路ノ鼻から179度に引いた線、鳶ケ巣から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表広島県の部竹原港の項の次に次の一項を加える。

津安芸	早三角点（297メートル）から三角点（138メートル）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表広島県の部広島港の項中「天安川」を「元安川、己斐川、中大川、瀬野川」に改める。

別表愛媛県の部今治港の項中「海面」を「海面並びに来島山尾ノ鼻からそれぞれ117度及び254度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面」に改め、同部

別表山口県福岡県の部関門港の項中「320度に引いた線」を「彦島大人岬から320度に引いた線、線335度に引いた線」に改める。

壬生川港の項中「（4.7メートル）（N33° 57′ 08″ E133° 05′ 12″）」を「（4.3メートル）（N33° 57′ 07″ E133° 05′ 09″）」に改め、同部西条港の項中「（4.4メートル）（N33° 55′ 24″ E133° 10′ 15″）」を「（2.7メートル）（N33° 55′ 32″ E133° 10′ 41″）」に改める。

別表長崎県の部崎戸港の項中「崎戸島西端」を「崎戸島北西端」に改める。

別表熊本県の部佐敷港の項中「番所ノ鼻（N32° 17′ 56″ E130° 28′ 24″）」を「鶴木山西端（N32° 18′ 32″ E130° 28′ 18″）」に、「最下流橋」を「白岩橋」に改め、同部本渡港の項中「小松原橋」を「舟橋川小松原川舟橋」に改める。

別表大分県の部中大分港の項を次のように改め、鶴崎港の項を削る。

大分	大分港北突堤燈台（N33° 14′ 53″ E131° 35′ 23″）から270度30分1,700メートルの地点から24度1,250メートルの地点まで引いた線、同地点から74度に引いた線、千歳三角点（39.7メートル）（N33° 14′ 11″ E131° 40′ 17″）から70度15分5,050メートルの地点から3度30分2,500メートルの地点まで引いた線、同地点から306度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大野川鶴崎橋、小中島川家島橋、乙津川海原橋、裏川鶴羽橋及び大分川舞鶴橋各下流の河川水面

附則

1　この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。

2　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「船川」を「秋田船川」に改める。

3　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を

次のように改正する。

別表新潟水先区の項中「新潟港防波堤燈台」を「新潟港西防波堤燈台」に、「及び信濃川万代橋下流」を「並びに信濃川万代橋、通船川山ノ下橋及び栗の木川万国橋各下流」に改める。

4　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「船川」を「秋田船川」に改める。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第十号（昭三七・三・一五）

◎昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税については、当該年度分に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条第二項の額から当該年度分として各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額に九十四分の百を乗じて得た額を控除した額を限度とし、当該限度以内の額を昭和三十六年度内に交付しないで、これを同項の当該年度の前年度以前の地方交付税でまだ交付していない額として、昭和三十七年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第十一号（昭三七・三・一九）

◎郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の七」を「百分の八」に、「百万円をこえる金額　百分の一」を「百万円をこえ百五十万円をこえる金額　百分の一」に、「百分の一〇・五」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第十二号（昭三七・三・二〇）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中「	在ドミニカ日本国大使館	」を
「	ドミニカ　シウダー・トルヒリオ	」に、
「	在ドミニカ共和国日本国大使館	」を
「	ドミニカ共和国　サント・ドミンゴ	」に改め、
「	在マダガスカル日本国大使館	」を
「	マダガスカル　タナナリヴ	」に改め、
「	在マダガスカル日本国大使館	」を
「	マダガスカル　タナナリヴ	」に改め、
「	在マダガスカル日本国大使館	」を
「	マダガスカル　タナナリヴ	」に改め、
「	在ニカラグァ日本国大使館	」を
「	ニカラグァ　マナグァ	」に改め、
「	在ハイティ日本国大使館	」を
「	ハイティ　ポルトープランス	」に改め、
「	在エル・サルヴァドル日本国大使館	」を
「	エル・サルヴァドル　サン・サルヴァドル	」に改め、
「	在パナマ日本国大使館	」を
「	パナマ　パナマ	」に改め、
「	在フィンランド日本国大使館	」を
「	フィンランド　ヘルシンキ	」に改め、
「	在ルクセンブルグ日本国大使館	」を
「	ルクセンブルグ　ルクセンブルグ	」に改め、
「	在シリア日本国大使館	」を
「	シリア　ダマスカス	」に改め、
「	在ジョルダン日本国大使館	」を
「	ジョルダン　アンマン	」に改め、
「	在クウェイト日本国大使館	」を
「	クウェイト　クウェイト	」に改め、
「	在イエメン日本国大使館	」を
「	イエメン　サナ	」に改め、
「	在サイプラス日本国大使館	」を
「	サイプラス　ニコシア	」に改め、
「	在リビア日本国大使館	」を
「	リビア　トリポリ	」に改め、
「	在チュニジア日本国大使館	」を
「	チュニジア　チュニス	」に改め、
「	在シエラ・レオーネ日本国大使館	」を
「	シエラ・レオーネ　フリータウン	」に改め、
「	在タンガニイカ日本国大使館	」を
「	タンガニイカ　ダレサラム	」に改め、

「在南アフリカ連邦日本国公使館	南アフリカ連邦　プレトリア	」、
「在パナマ日本国公使館	パナマ　パナマ	」、
在ルクセンブルグ日本国公使館	ルクセンブルグ　ルクセンブルグ	」、
「在エル・サルヴァドル日本国公使館	エル・サルヴァドル　サン・サルヴァドル	」、
「在ニカラグァ日本国公使館	ニカラグァ　マナグァ	」、
在ハイティ日本国公使館	ハイティ　ポルトープランス	」を
在ジョルダン日本国公使館	ジョルダン　アンマン	」を削り、
在フィンランド日本国公使館	フィンランド　ヘルシンキ	」及び
「在テュニジア日本国公使館	テュニジア　テュニス	」、
在リビア日本国公使館	リビア　トリポリ	」を
「在プレトリア日本国総領事館	南アフリカ連邦　プレトリア	」を
「在プレトリア日本国総領事館	南アフリカ共和国　プレトリア	」に改め、
「在ダマスカス日本国総領事館	アラブ連合共和国　ダマスカス	」を削り、
「在ナイロビ日本国総領事館	英領ケニア　ナイロビ	」を
「在ナイロビ日本国総領事館	英領ケニア　ナイロビ	」に改め、
在ダッカ日本国総領事館	パキスタン　ダッカ	」を削る。
「在ダッカ日本国領事館	パキスタン　ダッカ	」

附　則

1　この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、本則中在ドミニカ日本国大使館、在南アフリカ連邦日本国公使館及び在プレトリア日本国総領事館に関する部分並びに附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

2　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中在外公館の名称及び位置を定める法律の表の改正規定中「在イエメン日本国公使館」を「イエメン　サナ」に改める。

附則中「在イエメン及び在リビアの各公使館」を「在リビア公使館」に改める。

3　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条在外公館の名称及び位置を定める法律の表の改正規定中

「在南アフリカ共和国日本国大使館	南アフリカ連邦　プレトリア	」を
「在南アフリカ共和国日本国大使館	南アフリカ共和国　プレトリア	」に改め、
「在南アフリカ連邦日本国公使館	南アフリカ連邦　プレトリア	」を削り、
「在プレトリア日本国総領事館	南アフリカ連邦　プレトリア	」を
「在プレトリア日本国総領事館	南アフリカ共和国　プレトリア	」に改める。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第十三号（昭三七・三・二〇）

◎在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

別表を次のように改める。

別表

在外公館の種類 ＼ 所在国又は所在地 ＼ 号別	大使	公使	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
アメリカ合衆国	一九、二〇〇	一六、五一二	一三、八一二	一一、一二四	八、四二四	七、一二八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八	三、四五六
カナダ	一五、〇〇〇	一三、二八四	一一、五五六	九、八二八	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四
メキシコ	一四、四〇〇	一二、七八〇	一一、一六〇	九、五二八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇
ブラジル	一五、〇〇〇	一三、一八八	一一、三七六	九、五五二	七、七四〇	六、五五二	五、七六〇	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六	三、一八〇
アルゼンティン	一五、〇〇〇	一三、三二〇	一一、六二八	九、九四八	八、二五六	六、九八四	六、一四四	五、五〇八	五、〇八八	四、六五六	四、二三六	三、八一六	三、三八四
大韓民国	一五、〇〇〇	一三、四八八	一一、九七六	一〇、四五二	八、九四〇	七、五六〇	六、六四八	五、九六四	五、四九六	五、〇四〇	四、五八四	四、一二八	三、六七二
フィリピン	一五、〇〇〇	一三、四〇四	一一、七九六	一〇、二〇〇	八、五九二	七、二七二	六、三八四	五、七二四	五、二八〇	四、八四八	四、四〇四	三、九六〇	三、五二八
オーストラリア	一五、〇〇〇	一三、一八八	一一、三七六	九、五五二	七、七四〇	六、五五二	五、七六〇	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六	三、一八〇
インドネシア	一五、〇〇〇	一三、二三六	一一、四六〇	九、六八四	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇
タイ	一五、〇〇〇	一三、四〇四	一一、七九六	一〇、二〇〇	八、五九二	七、二七二	六、三八四	五、七二四	五、二八〇	四、八四八	四、四〇四	三、九六〇	三、五二八
ビルマ	一五、〇〇〇	一三、四〇四	一一、七九六	一〇、二〇〇	八、五九二	七、二七二	六、三八四	五、七二四	五、二八〇	四、八四八	四、四〇四	三、九六〇	三、五二八
インド	一六、八〇〇	一四、七四八	一二、六九六	一〇、六四四	八、五九二	七、二七二	六、三八四	五、七二四	五、二八〇	四、八四八	四、四〇四	三、九六〇	三、五二八
パキスタン	一五、〇〇〇	一三、四八八	一一、九七六	一〇、四五二	八、九四〇	七、五六〇	六、六四八	五、九六四	五、四九六	五、〇四〇	四、五八四	四、一二八	三、六七二
トルコ	一五、〇〇〇	一三、二三六	一一、四六〇	九、六八四	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇
ドイツ	一六、八〇〇	一四、五八〇	一二、三六〇	一〇、一二八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇
オランダ	一四、四〇〇	一二、七四四	一一、〇七六	九、四〇八	七、七四〇	六、五五二	五、七六〇	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六	三、一八〇
ベルギー	一四、四〇〇	一二、九一二	一一、四一二	九、九二四	八、四二四	七、一二八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八	三、四五六
フランス	一八、六〇〇	一六、〇五六	一三、五一二	一〇、九六八	八、四二四	七、一二八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八	三、四五六
イタリア	一五、〇〇〇	一三、三五六	一一、七一二	一〇、〇六八	八、四二四	七、一二八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八	三、四五六
スペイン	一四、四〇〇	一二、六九六	一〇、九九二	九、二八八	七、五八四	六、四二〇	五、六四〇	五、〇五二	四、六六八	四、二七二	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
連合王国	一八、六〇〇	一五、九八四	一三、三五六	一〇、七二八	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四
中華民国	一五、〇〇〇	一三、三五六	一一、七一二	一〇、〇六八	八、四二四	七、一二八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八	三、四五六
アラブ連合共和国	一五、〇〇〇	一三、一八八	一一、三七六	九、五五二	七、七四〇	六、五五二	五、七六〇	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六	三、一八〇
ヴィエトナム	一五、〇〇〇	一三、五七二	一二、一三二	一〇、七〇四	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二三二	四、七五二	四、二七二	三、八〇四
ラオス	一五、〇〇〇	一三、六五六	一二、三〇〇	一〇、九五六	九、六〇〇	八、一二四	七、一四〇	六、三九六	五、九〇四	五、四一二	四、九二〇	四、四二八	三、九三六
カンボディア	一五、〇〇〇	一三、五七二	一二、一三二	一〇、七〇四	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二三二	四、七五二	四、二七二	三、八〇四
セイロン	一五、〇〇〇	一三、三五六	一一、七一二	一〇、〇六八	八、四二四	七、一二八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八	三、四五六
スイス	一五、〇〇〇	一三、三五六	一一、七一二	一〇、〇六八	八、四二四	七、一二八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八	三、四五六
イラン	一五、〇〇〇	一三、四八八	一一、九七六	一〇、四五二	八、九四〇	七、五六〇	六、六四八	五、九六四	五、四九六	五、〇四〇	四、五八四	四、一二八	三、六七二
アフガニスタン	一五、〇〇〇	一三、七〇四	一二、三九六	一一、〇八八	九、七八〇	八、二八〇	七、二七二	六、五一六	六、〇二四	五、五二〇	五、〇一六	四、五一二	四、〇〇八

大使館

| | | |

| 公使館 | | |

	国際連合日本政府代表部	在ジュネーヴ国際機関日本代表部附属	備考
	総領事館		
ダカール	二、八四〇	九、〇〇〇	
ニューヨーク	一、九二〇	二、一三〇	
ヒューストン	三、六五四	八、一〇〇	
メルボルン	三、八四〇	八、五三三	
ウィニペッグ	三、九二〇	八、七〇〇	
メダン	三、九二〇	八、七〇〇	
トロント	三、九二〇	八、八〇〇	
リマ	三、九二〇	八、八〇〇	
スラバヤ	三、九二〇	八、八〇〇	
釜山	三、九二〇	八、八〇〇	
ヴァンクーヴァー	三、九二〇	八、八〇〇	
ボストン	三、九二〇	八、八〇〇	
サンパウロ	三、九二〇	八、八〇〇	
香港	三、九二〇	八、八〇〇	
シンガポール	三、九二〇	八、八〇〇	
カルタ	三、九二〇	八、八〇〇	
ボンベイ	三、九二〇	八、八〇〇	
ジュネーヴ	三、九二〇	八、八〇〇	
ジャカルタ	三、九二〇	八、八〇〇	
ロンドン	三、九二〇	八、八〇〇	
シドニー	三、九二〇	八、八〇〇	
ハンブルグ	三、九二〇	八、八〇〇	
ベルリン	三、九二〇	八、八〇〇	
シアトル	三、九二〇	八、八〇〇	
ベルン	三、九二〇	八、八〇〇	
ニューオルリンズ	三、九二〇	八、八〇〇	
ボルドー・アレグレ	三、九二〇	八、八〇〇	
マニラ	三、九二〇	八、八〇〇	
モントリオール	三、九二〇	八、八〇〇	
ソールズベリー	三、九二〇	八、八〇〇	
レシフェ	三、九二〇	八、八〇〇	
ナイロビ	三、九二〇	八、八〇〇	

附則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　この法律の施行の日の前日において現に在外公館に勤務する外務公務員につき、改正前の別表による在勤俸の支給額（以下「旧在勤俸額」という。）が改正後の別表による在勤俸の支給額を超えるときは、その者の在勤俸の支給額は、その者に対して支給する在勤俸の号俸に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤俸額とする。

3　在ニカラグア、在ハイティ、在エルサルヴァドル、在ヨルダン、在ベナン、在ブルンディ、在ルクセンブルグ、在ジュネーヴ、在リビア及び在ケニア各日本国公使、

| | 総領事館 | | |

在プレトリア及び在ダマスカスの各日本国総領事館並びに在ダッカ日本国領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

在外公館の種類	所在国又は所在地 ＼ 号別	公使	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
公使館	ニカラグァ	一三、八〇〇	一一、〇二八	九、六四八	八、二五六	六、九八四	六、一四四	五、五〇八	五、〇八八	四、六五六	四、二三六	三、八一六	三、三八四
	ハイティ	一三、八〇〇	一一、一一二	九、七六八	八、四二四	七、一二八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八	三、四五六
	エル・サルヴァドル	一三、八〇〇	一一、一九六	九、九〇〇	八、五九二	七、二七二	六、三八四	五、七二四	五、二八〇	四、八四八	四、四〇四	三、九六〇	三、五二八
	パナマ	一三、八〇〇	一〇、九五六	九、五二八	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四
	フィンランド	一三、八〇〇	一〇、九五六	九、五二八	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四
	ルクセンブルグ	一四、四〇〇	一一、二五六	九、六七二	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四
	ジョルダン	一五、〇〇〇	一一、九七六	一〇、四五二	八、九四〇	七、五六〇	六、六四八	五、九六四	五、四九六	五、〇四〇	四、五八四	四、一二八	三、六七二
	リビア	一三、八〇〇	一〇、八六〇	九、三八四	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇
	テュニジア	一三、八〇〇	一一、〇二八	九、六四八	八、二五六	六、九八四	六、一四四	五、五〇八	五、〇八八	四、六五六	四、二三六	三、八一六	三、三八四
総領事館	プレトリア		一〇、八六〇	九、三八四	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇
	ダマスカス		一一、二五六	九、六七二	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四
領事館	ダッカ		一二、八四〇	一一、二二〇	九、六〇〇	八、一二四	七、一四〇	六、三九六	五、九〇四	五、四一二	四、九二〇	四、四二八	三、九三六

備考　単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

4　在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、昭和三十七年九月三十日までの間は、次の表に定めるところによる。

在外公館の種類 ＼ 所在地 ＼ 号別	公使	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部 ジュネーヴ	一五、〇〇〇	一一、七二二	一〇、〇六八	八、四二四	七、一二八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八	三、四五六

備考　単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

5　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中「イエメン」

四、四六〇	三、七一〇	三、二二〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇	一二、二〇〇	九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二〇〇

」を削る。

6　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中「南アフリカ連邦」

四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三二〇	二、一〇〇	一、八九〇	一二、二〇〇	一〇、七二〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇

」、「南アフリカ連邦」

三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三二〇	二、一〇〇	一、八九〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇

」及び「「プレトリア」

三、〇〇〇	二、五四〇	二、三二〇	二、一〇〇	一、八九〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇

」及び」を削る。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第十四号（昭三七・三・二〇）

◎警察法の一部を改正する法律

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「五局」を「六局」に、「保安局」を「保安局交通局」に改める。

第二十三条の二第四号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（交通局の所掌事務）

第二十三条の三　交通局においては、警察庁の所掌事務に関し、交通警察に関する事務をつかさどる。

第三十五条第一項中「七千七百五十七人」を「七千七百七十六人」に、「千十九人」を「千二十三人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第十五号（昭三七・三・二一）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、一八〇人」を「一、一九五人」に改める。

第二条中「二万三百三十七人」を「二万四百六十一人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第十六号（昭三七・三・二一）

◎住宅金融公庫法等の一部を改正する法律

（住宅金融公庫法の一部改正）

第一条　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第九項第一号中「及び災害復興住宅」を「、災害復興住宅」に改め、「整地」の下に「及び宅地防災工事」を加え、同項第四号中「造成中」の下に「若しくは宅地防災工事中」を、「造成工事」の下に「若しくは宅地防災工事」を加え、同条中同項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　公庫は、住宅部分を有する家屋の用に供する土地について、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十五条第二項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告を受けた日から二年以内又は当該命令を受けた日から一年以内に、当該勧告又は命令に係る擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事（以下「宅地防災工事」という。）を行なおうとするときは、これらの者に対し、当該宅地防災工事に必要な資金を貸し付けることができる。

第十八条中「第六項」を「第七項」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第二十条第四項中「限度」の下に「並びに同条第七項の規定による貸付金の金額の限度」を加え、同条第五項中「第八項」を「第九項」に、「住宅部分の床面積と」を「住宅部分の床面積（第十七条第九項に規定する防災建築物にあつては、住宅部分の床面積に政令で定める率を乗じて得た面積。以下この項において同じ。）と」に改める。

第二十一条第三項及び第四項を次のように改める。

3　第十七条第五項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、次のとおりとする。この場合において、償還期間にはすえおき期間を含むものとし、すえおき期間は、貸付けの日から起算し、建設及びこれに附随する整地又は宅地若しくは借地権の取得に係るものについては三年以内、補修及びこれに附随する移転又は整地に係るものについては一年以内とする。

区分	貸付金の償還期間
主要構造部を耐火構造とした災害復興住宅（以下この表において「耐火構造の災害復興住宅」という。）の建設及びこれに附随する整地又は土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金	三十五年以内
耐火構造の災害復興住宅以外の災害復興住宅で建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するもの（以下この表において「簡易耐火構造の災害復興住宅」という。）の建設及びこれに附随する整地又は土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金	二十五年以内
耐火構造の災害復興住宅及び簡易耐火構造の災害復興住宅以外の災害復興住宅の建設並びにこれに附随する整地又は土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金	十八年以内
災害復興住宅の補修及びこれに附随する移転又は整地を目的とする貸付金	十年以内

4　第十七条第六項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、次のとおりとする。この場合において、償還期間にはすえおき期間を含むものとし、すえおき期間は、貸付けの日から起算して三年以内とする。

区分	貸付金の償還期間
主要構造部を耐火構造とした地すべり関連住宅（以下この表において「耐火構造の地すべり関連住宅」という。）の移転又は建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	三十五年以内
耐火構造の地すべり関連住宅以外の地すべり関連住宅で建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するもの（以下この表において「簡易耐火構造の地すべり関連住宅」という。）の移転又は建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	二十五年以内
耐火構造の地すべり関連住宅及び簡易耐火構造の地すべり関連住宅以外の地すべり関連住宅の移転又は建設並びにこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	十八年以内

第二十一条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加え

る。

5　第十七条第七項の規定による貸付金の利率は、年六分五厘とし、その償還期間は、十五年以内とする。

第二十一条の二中「第八項」を「第九項」に改める。

第二十一条の三第三項第四号中「、第六項若しくは第八項」を「から第七項まで若しくは第九項」に、「又は借地権」を「、借地権又は宅地防災工事に係る土地若しくは借地権」に改め、同項第八号から第十号まで中「第八項」を「第九項」に改める。

第二十三条第一項中「整地工事の審査」の下に「、宅地防災工事の審査」を、「造成中の土地に係る造成工事」の下に「若しくは宅地防災工事中の土地に係る宅地防災工事」を加え、「、第六項及び第八項」を「から第七項まで及び第九項」に、「第五項及び第六項」を「第五項から第七項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

7　公庫は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条の二の規定により雇用促進事業団の業務の委託を受けたときは、金融機関又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二項から前項までの規定は、この場合について準用する。

第二十四条第二項中「委託業務」の下に「又は受託業務」を加え、「又は中高層耐火建築物等の維持補修」を「、中高層耐火建築物等の維持補修工事に係る工作物の維持補修」に、「又は中高層耐火建築物等の大修繕」を「、中高層耐火建築物等又は宅地防災工事に係る工作物の大修繕」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第三十三条第一項中「地方公共団体」を「地方公共団体、」を「地方公共団体（第二十三条第七項の規定により委託を受けた金融機関又は地方公共団体を含む。）」に改める。

第三十四条第二項中「造成する土地」の下に「若しくは貸付金をもつて行なう宅地防災工事」を加える。

第三十五条第三項及び第三十五条の二第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

第三十六条中「第九項」を「第十項」に改める。

第四十七条中「受託者たる金融機関」の下に「（第十三条第七項の規定により委託を受けた金融機関を含む。）」を、「第二十三条第五項」の下に「（同条第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十八条中「受託者たる金融機関」の下に「（第十三条第七項の規定により委託を受けた金融機関を含む。）」を加える。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

第二条　北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「三十年（すえおき期間を含む。）」を「簡易耐火構造の家屋については三十年（すえおき期間を含む。）以内、耐火構造の家屋については三十五年（すえおき期間を含む。）」に改め、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第三項及び第四項並びに北海道防寒住宅建設等促進法第八条の二第二項の規定は、住宅金融公庫が昭和三十六年六月一日以後に資金の貸付けの申込を受理したものから適用し、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込を受理したものについては、なお、従前の例による。

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

3　産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「、第六項若しくは第八項」を「から第七項まで若しくは第九項」に改める。

（地方税法の一部改正）

4　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十号中「第九項」を「第十項」に改める。

（大蔵・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第十七号（昭三七・三・二二）

◎特定船舶整備公団法の一部を改正する法律

特定船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国内旅客船の整備について、その資金の調達が困難である海上旅客運送事業者等に協力し、あわせて戦時標準型船舶を解撤して行なう貨物船の整備について」を「国内旅客船の整備、戦時標準型船舶を解撤して行なう貨物船の整備及び港湾運送用船舶の整備について」に、「海上貨物運送事業者等」を「海上旅客運送事業者等、海上貨物運送事業者等又は港湾運送事業者等」に改め、「海上運送」の下に「及び港湾運送」を加える。

第二条に次の三項を加える。

7　この法律において「港湾運送事業者」とは、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号、第三号又は第五号に掲げる港湾運送事業について、同法第四条の免許を受けた者をいう。

8　この法律において「港湾運送用船舶」とは、港湾運送事業者の事業の用に供するはしけその他の船舶をいう。

9　この法律において「港湾運送用船舶貸渡業者」とは、港湾運送用船舶の貸渡しをする事業を営む者であつて、運輸大臣の指定するものをいう。

第五条中「四億円」を「五億円」に改める。

第十三条第二号中「貨物船貸渡業者」の下に「、港湾運送事業者、港湾運送用船舶船貸渡業者」を加える。

第十九条中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七　港湾運送事業者又は港湾運送用船舶船貸渡業者と費用を分担して、港湾運送用船舶を建造すること。

八　前号の規定により建造した港湾運送用船舶を港湾運送事業者又は港湾運送用船舶船貸渡業者に使用させること。

九　第七号の規定により建造した港湾運送用船舶を港湾運送事業者又は港湾運送用船舶船貸渡業者に譲渡すること。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　改正後の第十三条及び第十九条の規定の適用については、港湾運送事業法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十九号）附則第二項の規定により、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号、第三号又は第五号に掲げる港湾運送事業を営むことができる者は、同項の規定により当該事業を営むことができる間、港湾運送事業者とみなす。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第十八号（昭三七・三・二三）

◎国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「運賃」という。）」の下に「、特別船席料金その他船室の特別の設備を利用するための料金」という。）」に改める。

を加え、同項第一号を次のように改める。

一　運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ　内閣総理大臣等及び二等級以上の職務にある者については、上級の運賃

ロ　三等級以下六等級以上の職務にある者については、中級の運賃

ハ　七等級以下の職務にある者については、下級の運賃

第十七条第一項第五号を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に、「運賃の外」を「運賃及び料金のほか」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　内閣総理大臣等及び三等級以上の職務にある者が特別船席料金その他船室の特別の設備を利用するための料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前三号に規定する運賃のほか、当該料金（寝台料金を除く。）

第十七条第二項中「前項第一号、第二号又は第五号」を「前項第一号又は第二号」に改める。

第二十五条第一項第一号ハ中「二人以上随伴するときは、一人をこえる者」を「三人以上随伴するときは、二人をこえる者」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一　内国旅行の旅費

一　車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分			車賃（一キロメートルにつき）	日当（一日につき）	宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
					甲地方	乙地方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官		一〇円	七〇〇円	三、六〇〇円	二、八〇〇円	七〇〇円
	その他の者		九円	六〇〇円	三、〇〇〇円	二、四〇〇円	六〇〇円
一等級又は二等級の職務にある者			八円	五〇〇円	二、六五〇円	二、一〇〇円	五〇〇円
三等級の職務にある者			七円	四〇〇円	二、三〇〇円	一、八〇〇円	四〇〇円
四等級又は五等級の職務にある者			六円	三五〇円	一、九〇〇円	一、五〇〇円	三五〇円
六等級以下の職務にある者			五円	三〇〇円	一、五〇〇円	一、二〇〇円	三〇〇円

備考

宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域その他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二　移転料

区分		鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上
内閣総理大臣及び最高裁判所長官		三六、四〇〇円	三〇、八〇〇円	三七、四〇〇円	四一、八〇〇円	五九、四〇〇円	七七、〇〇〇円	九六、八〇〇円	二三、〇〇〇円
内閣総理大臣等	その他の者	三四、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円
一等級の職務にある者		三一、六〇〇円	二五、三〇〇円	三〇、六〇〇円	三四、三〇〇円	四八、六〇〇円	六三、〇〇〇円	七九、三〇〇円	九九、〇〇〇円
二等級の職務にある者		三〇、四〇〇円	三三、八〇〇円	三六、九〇〇円	三三、三〇〇円	四五、九〇〇円	五九、五〇〇円	七四、八〇〇円	九三、五〇〇円

三等級の職務にある者	一九、三〇〇円	三三、四〇〇円	三七、三〇〇円
四等級の職務にある者	一六、八〇〇円	二九、六〇〇円	三三、八〇〇円
五等級の職務にある者	一四、四〇〇円	二六、八〇〇円	三〇、四〇〇円
六等級の職務にある者	一三、二〇〇円	二五、四〇〇円	二八、七〇〇円
七等級以下の職務にある者	一二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二七、〇〇〇円

三等級の職務にある者	四三、三〇〇円	五六、〇〇〇円	七〇、四〇〇円
四等級の職務にある者	三七、八〇〇円	四九、〇〇〇円	六一、六〇〇円
五等級の職務にある者	三三、四〇〇円	四三、〇〇〇円	五三、八〇〇円
六等級の職務にある者	二九、七〇〇円	三八、五〇〇円	四八、四〇〇円
七等級以下の職務にある者	二七、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	四四、〇〇〇円

備　考

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第十九号（昭三七・三・二三）

◎しょう脳専売法を廃止する法律

しょう脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（施行日前に納付された粗製しょう脳等の収納に係る経過規定）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付された旧しょう脳専売法（以下「旧法」という。）第一条第二項又は第六項に規定する粗製しょう脳又はしょう脳原油（以下「粗製しょう脳等」という。）の収納価格並びに鑑定及び再鑑定については、なお従前の例による。

（施行日前に販売した粗製しょう脳等の代金の延納等に係る経過規定）

第三条　施行日前に日本専売公社（以下「公社」という。）が販売した粗製しょう脳等については、旧法第十六条及び第十七条の規定は、なおその効力を有する。

（罰則に係る経過規定）

第四条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（旧法の違反事件に係る経過規定）

第五条　旧法の違反事件については、旧法第二十八条の規定は、なおその効力を有する。

（交付金の交付）

第六条　公社は、昭和三十七年度において、旧法第七条第一項又は第二項の割当てに基づいて昭和三十六年度中に粗製しょう脳等を製造した者及び当該製造した者の組織する団体で政令で定めるものに対し、粗製しょう脳等の製造事業の合理化のための資金その他粗製しょう脳等に係る専売事業の廃止に伴つて必要となる資金を補うため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2　前項の交付金の交付を受けようとする者は、公社に対し、施行日から二月以内に、政令で定めるところにより、当該交付金に係る交付申請書を提出しなければならない。

3　公社は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の申請書の提出期限を延期することができる。

4　前三項に規定するもののほか、第一項の交付金の額の算定の基準及びその交付の方法その他当該交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本専売公社法の一部改正）

第七条　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、しょう脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）」を削る。

第二十七条第一項第一号から第四号まで及び第六号中「、塩、粗製しょう脳及びしょう脳原油」を「及び塩」に改め、同項第七号中「、しょう脳専売法」を削る。

第四十三条の十一中「、塩及びしょう脳の三勘定」を「及び塩の二勘定」に改める。

第四十三条の二十四第一項中「、塩専売法第五十五条第一項又はしょう脳専売法第二十八条第一項」を「又は塩専売法第五十五条第一項」に改める。

第四十五条第一項第一号中「、塩専売法及びしょう脳専売法」を「及び塩専売法」に改める。

（日本専売公社法の一部改正に伴う経過規定）

第八条　公社は、前条の規定による改正後の日本専売公社法の規定にかかわらず、附則第六条第一項の交付金の交付に関する業務のほか、施行日から一年以内で政令で定める日までは、粗製しよう脳等に係る買入れ、販売その他の政令で定める業務を行なうことができる。

2　公社は、施行日以後に粗製しよう脳等を販売する場合において、その買受人がその代金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、確実な担保を徴し、四月以内の延納の特約をすることができる。

3　昭和三十七年度における公社の損益計算は、前条の規定による改正後の日本専売公社法第四十三条の十一の規定にかかわらず、たばこ、塩及びしょう脳の三勘定に区分して、その損益を明らかにするものとする。

4　旧法第二十八条第一項（附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十八条第一項を含む。）において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定に基づく通告の処分により納付される金銭及び物品については、前条の規定による改正後の日本専売公社法第四十三条の二十四の規定の例による。

（大蔵省設置法の一部改正）

第九条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中専売事業審議会の項の次に次のように加える。

臨時しょう脳事業審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、粗製しょう脳及びしょう脳原油に係る専売事業の廃止に伴う経過措置について調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。

附則第四項中「、昭和三十八年三月三十一日まで」を「昭和三十八年三月三十一日まで、臨時しょう脳事業審議会は昭和三十七年九月三十日まで」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、かん水、粗製しょう脳及びしょう脳油」を「及びかん水」に改める。

第十一条第一項第一号中「ゴム、」を「しょう脳、ゴム、」に改め、同項第三号中「及び粗製しょう脳」を削る。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二十号（昭三七・三・二三）

◎盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「第四号まで」を「第五号まで」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第二十一号（昭三七・三・二四）

◎開拓融資保証法の一部を改正する法律

開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「五億四千万円」を「五億七千万円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十二号（昭三七・三・二四）

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「八百六十九億七百万円」を「千二億七百万円」に改める。

第十八条第一項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　沿岸漁業者の経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

別表中「㈠　漁船の改造、建造又は取得に必要な資金　一年　八分　十五年　三年」を「㈠　漁船の改造、建造又は取得に必要な資金　一年　八分　十五年　三年」

㈥の二　沿岸漁業者の経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの　年　八分　十五年　三年
年　五分五厘　二十年　三年」

に改める。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十三号（昭三七・三・二七）

◎市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「扶養手当」の下に、「初任給調整手当」を加える。

第二条中「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条に規定する定時制の課程」に、「通常の課程」を「同法同条に規定する全日制の課程」に改め、「初任給調整手当」を削る。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第二十四号（昭三七・三・二七）

◎公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の二項を加える。

2　組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。ただし、通算退職年金、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、この限りでない。

3　前項の場合において、同じ月が前後の組合員期間に属するときは、その月は、後の組合員期間には算入しない。

第十六条中「分娩」を「出産」に改める。

第十八条第一項中「遺族年金及び遺族一時金以外の給付を受ける権利を有する」を削り、同条第二項中「及び遺族一時金」を「、遺族一時金又は死亡一時金」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

第三十一条第三号から第五号までを次のように改める。

三　出産費

四　配偶者出産費

五　育児手当金

第三十七条（見出しを含む。）中「分娩費」を「出産費」に、「配偶者分娩費」を「配偶者出産費」に、「分娩」を「出産」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が六千円に満たないときは、六千円とする。

第三十七条第三項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が三千円を満たないときは、三千円とする。

第三十八条の見出しを「（育児手当金）」に改め、同条第一項を次のように改め、同条第二項中「哺育手当金」を「育児手当金」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

組合員又は被扶養者である配偶者（前条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、育児手当金として二千四百円を支給する。ただし、その生まれた子を引き続き育てない場合は、この限りでない。

第四十条第一項中「第三十六条第二項」の下に「又は第四十五条第三項」を加え、「継続療養受給者」を「継続受給者」に改める。

第四十一条中「配偶者分娩費」を「配偶者出産費」に、「分娩」を「出産」に改める。

第四十五条第一項及び第四十六条第二号中「分娩」を「出産」に改める。

第四十七条中「受ける金額」を「受ける金額を基準として運営規則で定める金額」に改める。

第五十条に次の一項を加える。

3　退職一時金の支給を受けるべき者（第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受ける者を含む。以下第五十八条第二項第二号、第六十一条の二第二項及び第六十一条の三第一項、第二項及び第四項並びに第六十一条の四第一項において同じ。）で、再びもとの組合の組合員となつたものに退職年金を支給する場合は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・九に相当する額を控除した金額を当該退職年金の年額とする。

第五十条の次に次の一条を加える。

第五十条の二　退職年金を受ける権利を有する者が再びもとの組合の組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2　前項の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、第十五条第二項の規定により合算した組合員期間を基礎として退職年金の年額を改定する。この場合において、その額が改定前の年額に満たないときは、その改定前の年額を改定後の年額とする。

第五十一条第一項中「前条第一項ただし書」を「第五十条第一項ただし書」に改める。

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二　第五十条の二第一項及び第二項前段の規定は、減額退職年金について準用する。

2　前項において準用する第五十条の二第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の年額は、その者が前に減額退職年金を受けていなかつたとしたならば同項の規定により受けるべきこととなる改定後の退職年金の年額から、前に受けていた減額退職年金の年額とその算定の基礎となつた退職年金の年額との差額を控除した額とする。

3　第一項において準用する第五十条の二第一項の規

定により減額退職年金の支給を停止されている者が五十五歳に達する前に退職した場合については、改定後の減額退職年金の年額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額と改定前の年額との差額から、その差額の百分の四に相当する金額に五十五歳と再び退職した月の末日におけるその者の年令との差年数を乗じた額を控除して得た額を、改定前の年額に加算した金額とする。

第五十五条第五項中「、当該廃疾年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については」を削り、同条に次の二項を加える。

6　廃疾年金を受ける権利を有する者が再びもとの組合の組合員となつたときは、組合員である間、廃疾年金の支給を停止する。

7　前項の規定により廃疾年金の支給を停止されている者について、新たに第一項の規定を適用すべき事由が生じた場合は、その時における廃疾の程度に応じて廃疾年金の年額を改定する。この場合において、その額が改定前の年額（次条第一項の規定による年額の改定があつた場合は、その改定後の年額）に満たないときは、その改定前の年額を改定後の年額とする。

第五十六条第三項中「俸給の十二月分」を「廃疾一時金の額に相当する額」に改める。

第五十八条第二項第一号中「退職とみなして第五十条第二項の規定により算定した退職年金」を「退職とみなした場合に受けるべき退職年金（減額退職年金を受ける権利を有する者については、第五十三条第一項の規定による希望を申し出なかつたとしたならば受けるべきであつた退職年金）」に改め、同項第二号中「加算した金額」の下に「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その加算した金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）」を加え、同項第三号及び第四号中「死亡した場合」の下に「（第一号に規定する場合を除く。）」を加え、同項第五号を削る。

第六十一条の二第二項中「（第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受ける者を含む。以下次条第一項及び第六十一条の四において同じ。）」を削り、同条に次の二項を加える。

4　退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となり、新たに退職一時金の支給を受けるべき者となつた場合については、前後の退職のそれぞれについて前項の規定により算定した額の合算額を通算退職年金の年額とする。

5　通算退職年金を受ける権利を有する組合員であつた者が再びもとの組合の組合員となつたときは、組合員である間、当該通算退職年金の支給を停止する。

第六十一条の三第三項中「申出をした者」の下に「及び第二項の規定により返還一時金を受けるべき者」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「適用を受けた者」を「適用を受けた場合」に改め、「六十歳に達した日」の下に「又は前項に規定する事由が生じた日」を加え、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　退職一時金の支給を受けるべき者が再びもとの組合の組合員となり、新たに退職した場合において、その者が当該退職一時金の基礎となつている組合員期間について退職年金又は廃疾年金を受けることとなつたときは、その者に返還一時金を支給する。

第六十一条の三第三項の次に次の一項を加える。

4　退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものに支給する返還一時金の額は、前項の退職のそれぞれについて前項の規定により算定した額の合算額とする。

は、前後の退職のそれぞれについて前項の規定により算定した額の合算額とする。

第六十一条の四第二項中「前条第三項」を「前条第三項及び第四項」に、「同項中」を「前条第三項中」に改め、「六十歳に達した日」の下に「又は前項に規定する事由が生じた日」を加える。

附則第五条第一項第一号ただし書中「第二項又は第三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同号に次のように加える。

へ　法律第百五十五号附則第二十四条の三、第四十一条第一項又は第四十二条第一項第三号の規定により恩給公務員としての在職年の計算上加えられるべき期間（その期間を加えることにより退職年金又は遺族年金の支給を受けることができることとなる場合におけるその支給についての最短期間に達するまでの部分を除く。）

附則第五条第一項第三号中「旧法」の下に「又はその施行前の政府職員の共済組合に関する法令」を加え、「期間で施行日の前日まで引き続いているもの」を「期間」に改める。

附則第五条第三項第三号を次のように改める。

三　その他の国家公務員及び地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の施行前における地方公務員に相当するものを含む。）並びにこれらに準ずる者であつて、運営規則で定めるもの

附則第六条第一項第二号中「旧法第九十五条に規定する控除期間（以下「控除期間」という。）」を「控除期間（旧法第九十五条に規定する控除期間及び旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附則第八条第五項中「附則第五条第一項第三号の期間」の下に「（旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く。）」を加え、「控除期間（旧法第九十五条に規定する　控除期間に限る。）」を有する者」を「控除期間に応じ」を「その期間に応じ」に改める。

附則第九条中「在職年」の下に「（法律第百五十五号附則第二十四条第四項の規定により恩給の基礎在職年に加算されることとなつている年月数を除く。）」を加える。

附則第十一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

五　旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団に勤務していた者（臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。）で、その業務の政府への引継ぎに伴い引き続いて職員又は職員以外の国家公務員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち、恩給公務員期間を除いた期間

六　法律第百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府の職員（臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。）として昭和二十年八月八日まで引き続き在職したことのある者の当該在職期間のうち、恩給公務員期間を除いた期間

附則第十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

（更新組合員の再就職）

第十七条の二　附則第四条第四項、第五条、第六条、第

（出産費等に関する経過措置）

第三条　改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「新法」という。）第三十七条、第三十八条及び第四十条の規定は、昭和三十六年六月十五日以後に組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の被扶養者である配偶者が出産した場合について適用する。

（前後期間の合算に伴う経過措置）

第四条　新法中第十五条第二項及び第三項、附則第十七条の二その他の前後の組合員期間の合算及びこれに係る長期給付に関する規定は、この法律の施行の日前に退職した組合員であつた者であつて、再びもとの組合の組合員となりこの法律の施行の日において現に当該組合の組合員であるもの及びこの法律の施行後に再びもとの組合の組合員となるものについても、適用する。

2　この法律の施行の日において組合員である者で退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は新法附則第四条第四項に規定する恩給その他の給付を受ける権利を有するものがこの法律の施行の日から九十日以内に当該年金、恩給その他の給付の受給を継続することを希望する旨を申し出たときは、その者については、前項に規定する新法の規定は、適用しない。その者が退職し、再びもとの組合の組合員となつた場合についても、同様とする。

（更新組合員等の年金に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前に退職した更新組合員若しくは転入組合員（以下「更新組合員等」という。）であつた者又はこれらの遺族及びこの法律の施行前に死亡した更新組合員等の遺族であつて、附則第五条第一項及び第十一条の規定の改正又は恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十九号）の施行により新たに組合員期間その他退職年金又は遺族年金を受ける権利の基礎となる期間（以下この項において「基礎期間」という。）に算入されることとなつた期間（以下この条において「算入期間」という。）を当該更新組合員等の基礎期間に算入するとすれば退職年金又は遺族年金を受けることとなるものについては、昭和三十六年十月分（新法附則第五条第一項第三号の期間に係るものについては、この法律の施行の日の属する月分。以下次項において同じ。）以降、算入期間を基礎期間に算入して退職年金又は遺族年金を支給する。

2　この法律の施行前に退職した更新組合員等であつた者又はその家族及びこの法律の施行前に死亡した

九条から第十一条まで、第十三条、第十四条及び前条の規定は、更新組合員であつた者で再びもとの組合の組合員となつたものについて準用する。

附則第二十三条第一項中「国家公務員（臨時に使用される者及び常時勤務に服しない者を除く。以下同じ。）」を「恩給公務員、長期組合員又は国家公務員共済組合法の組合員である国家公務員」に改める。

附則第二十四条第一項中「国家公務員として」を「前条第一項の国家公務員（同項の国家公務員として在職した後、引き続いて恩給公務員、長期組合員若しくは国家公務員共済組合法の組合員である地方公務員又は同法の組合員であつたものとみなされる公庫等の職員となり、更に引き続いて同項の国家公務員となつた場合におけるこれらの地方公務員又は公庫等の職員を含む。以下同じ。）として」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（従前の給付に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に給付事由が生じた給付については、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

第六条　昭和三十六年四月一日以降に退職した更新組合員等であつた者で前条第一項の規定の適用を受け

（返還一時金）

3　第一項の場合については、新法附則第十六条第二項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者若しくはその遺族又は更新組合員等の遺族」と、同条第二項本文中「退職年金、減額退職年金又は退職一時金」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と、同条第三項中「退職一時金の支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と、「又は減額退職年金」とあるのは「、減額退職年金又は遺族年金」と、「退職一時金基礎額」とあるのは「退職一時金基礎額、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替えるものとする。

更新組合員等の遺族であつて、この法律の施行の際現に退職金年、減額退職年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有するものについて、当該更新組合員等の組合員期間に算入される算入期間があるときは、昭和三十六年十月分以降、算入期間を組合員期間に算入してその年額を改定する。

るものについては、この法律の施行の日において返還一時金を支給する。ただし、すでに新法第五十四条第五項又は第六十一条の三第一項の規定による申出をした者については、この限りでない。

2　新法第六十一条の三第一項及び第二項の規定は、前項本文の規定の適用を受ける者については、適用しない。

3　新法第六十一条の三第三項及び第五項の規定は、第一項の返還一時金の支給を受けるべき者について準用する。

（軍人恩給等）

第七条　この法律の施行の際現に退職年金、減額退職年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する更新組合員等であつた者又はその遺族及び更新組合員等の遺族であつて、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十四条の五第一項の規定により新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料（以下「軍人普通恩給等」という。）を受けることとなつたものに関しては、普通恩給である軍人恩給については昭和三十七年十月一日以降、これに係る扶助料については昭和三十六年十月二日以降、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等の基礎となつている恩給公務員期間を除算して、新法の例により当該退職又は死亡に係る給付を改定する。

2　前項の場合については、新法附則第十五条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者若しくはその遺族又は更新組合員等の遺族」と、「退職年金、減額退職年金又は退職一時金」とあるのは「退職年金、減額退職年金、遺族年金、退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と、「若しくは減額退職年金」とあるのは「、減額退職年金若しくは遺族年金」と、「退職一時金は支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金は支給」と、「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「退職年金、減額退職年金又は遺族年金」と、「退職一時金基礎額」とあるのは「退職一時金基礎額、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替えるものとする。

3　組合は、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）附則第七条第一項又は第二項の一時金の支給を受けた者又はその遺族であつて、法律第百五十五号附則第二十

四条の五第一項の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの（次条第一項の規定による申出をしたものを含む。）については、新法第十九条の規定の例により、当該一時金の額を給付金から控除するものとする。

第八条　法律第百五十五号附則第二十四条の五第一項の規定の適用を受ける更新組合員等、更新組合員等であつた者若しくはその遺族又は更新組合員等の遺族のうち、総理府令で定めるところにより、この法律の施行の日から九十日以内に当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たものは、同項の規定にかかわらず、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

（費用の負担）

第九条　附則第四条の規定により生ずる組合の追加費用（新法附則第五条に規定する組合員期間に算入される期間に係る部分に限る。）及び附則第五条の規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正）

第十条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に改める。

（内閣総理・大蔵・運輸・郵政大臣署名）

法律第二十五号（昭三七・三・二七）
◎南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律（昭和三十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「南大東島」の下に「及び石垣島」を加える。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二十六号（昭三七・三・二七）
◎相続税法の一部を改正する法律

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　罰則（第六十八条―第七十三条）」を「第九章　罰則（第六十八条―第七十二条）」に改める。

第十五条第一項中「百五十万円と三十万円」を「二百万円と五十万円」に改める。

第七十一条中「法人の代表者」の下に「（管理者の定めのある人格のない社団又は財団の管理者を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理者がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十三条を削る。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　改正後の相続税法第十五条の規定は、昭和三十七年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税及び昭和三十六年十二月三十一日以前に贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した財産に係る贈与税につきこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二十七号（昭三七・三・二七）
◎通行税法の一部を改正する法律

通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

第十五条を削り、第十六条中「法人ノ代表者」の下に「（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム）」を加え、「第十四条」を「前条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

附則第四項中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に、「百二十分ノ二十」を「百十分ノ十」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行す

法律第二十八号（昭三七・三・二七）

◎印紙税法の一部を改正する法律

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号及び第九号中「二十円」を「十円」に、「並ニ外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ並ニ外国為替及「、外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ」を「ビ外国貿易管理法第二十七条乃至第三十条ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定メラレタル非居住者自由円勘定ヲ通ズル方法ニ依リ決済セラルルモノニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、同項第三十二号中「又ハ積金通帳」を「若ハ積金通帳又ハ相互銀行若ハ無尽会社ノ発スル掛金通帳」に改める。

第五条第七号中「一万円」を「五万円」に改める。

第六条中「又ハ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シ且」を加える。

第十四条中「、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条」を削る。

第十四条ノ二中「法人ノ代表者」の下に「（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム）」を加え、同条に次の一項を加える。

法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

る。

2　改正後の通行税法第二条及び附則第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に領収する旅客運賃等（同条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。）に係る通行税について適用し、同日前に領収した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二十九号（昭三七・三・二七）

◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　この法律において「小企業者」とは、次に掲げるものをいう。

一　常時使用する従業員の数が五人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、二人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行なうもの

二　事業協同小組合であつて、特定事業を行なうもの又はその組合員の三分の二以上が特定事業を行なう者であるもの

三　前号に掲げる事業協同小組合の組合員であつて、特定事業を行なうもの（第一号に掲げるものを除く。）

四　医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が五人以下のもの（前三号に掲げるものを除く。）

第三条第一項中「中小企業者一人」を「小企業者一人についての保険価額の合計額が二十万円をこえることができない保険（以下「小口保険」という。）並びに中小企業者一人」に改め、同条に次の二項を加える。

7　公庫と小口保険及び第一種保険又は小口保険、第一種保険及び第二種保険の契約を締結している信用保証協会が小企業者に係る第一項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる小企業者一人についての小口保険及び第二種保険の保険価額の合計額が五十万円をこえることとなるときは、当該保証については、小口保険及び第一種保険の保険関係は、成立しない。

8　前三項に定めるもののほか、公庫と小口保険、第一種保険又は第二種保険のうち二以上の保険の契約を締結している信用保証協会が中小企業者に係る第一項に規定する債務の保証をしたことによる同項の保険関係の成立に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第三十号（昭三七・三・二七）

◎商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第一条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項中「又ハ貿易連合」を「、輸出組合、輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」に改める。

第六条ノ六の次に次の一条を加える。

第六条ノ七　商工組合中央金庫ノ資本金ヲ二十億円増加シ之ヲ二千万口ニ分チ一口ノ金額ヲ百円トス

第七条第一項第七号中「貿易連合」を「輸出組合、輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」に改める。

第八条ノ六の次に次の一条を加える。

第八条ノ七　政府ハ第六条ノ七ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為二十億円ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

第二十七条第二項ただし書中「又ハ貿易連合」を「、輸出組合、輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」に改める。

第二十八条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を「、輸出組合、輸入組合、輸出入組合若ハ貿易連合」に改める。

第二十九条第一項第二号中「銀行」の下に「其ノ他ノ金融機関」を加え、同項第三号中「又ハ貿易連合」を「、輸出組合、輸入組合、輸出入組合又は貿易連合」に、同項第四号中「若ハ貿易連合」を「、輸出組合、輸入組合、輸出入組合若ハ貿易連合」に改め、同項に次の一号を加える。

六　商工債券ノ所有者ニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該債券ヲ担保トスル短期貸付ヲ為スコト

（中小企業信用保険公庫法の一部改正）

第二条　中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二十億円」を「四十五億円」に改める。

第八条中「理事長」を「総裁」に、「三人以内」を「四人以内」に改める。

第九条第一項及び第二項、第十条、第十四条並びに第十五条中「理事長」を「総裁」に改める。

第二十二条第二項中「二十億円」を「四十五億円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（中小企業信用保険公庫法の一部改正に伴う経過規定）

2　この法律の施行の際中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）の理事長である者は、その際改正後の中小企業信用保険公庫法（以下「新法」という。）第十条第一項の規定により公庫の総裁として任命されたものとみなす。

3　前項に規定する公庫の総裁の任期は、新法第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が公庫の理事長として在任した期間を控除した期間とする。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第三十一号（昭三七・三・二七）

◎日本原子力研究所法の一部を改正する法律

日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「六人」を「七人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第三十二号（昭三七・三・二七）

◎日本観光協会法の一部を改正する法律

日本観光協会法（昭和三十四年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「役員（第十一条―第十九条の二）」に、「運営審議会」に改める。

第三条第二項中「協会は」の下に「、運輸大臣の認可を受けて」を加える。

第四条を次のように改める。

（資本金）

第四条　協会の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3　協会は、前項の規定による政府からの出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

第八条第六号を次のように改める。

六　その他運輸省令で定める者

第九条第一項中「正当な理由がないのに」を「次の各号の一に該当する場合を除き、」に改め、同項に次の各号を加える。

一　加入しようとする者が協会を脱退し、その脱退の日から二年を経過しない者であるとき。

二　その他正当な事由があるとき。

第九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号に規定する場合においては、その事由について運営審議会の議を経なければならない。

第九条に次の三項を加える。

4　会員が会員たる資格を喪失したとき、又は除名されたときは、協会を脱退する。

5　協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、その会員を除名することができる。この場合において、協会は、あらかじめ、当該会員に対してその旨を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

一　会費の払込みその他協会に対する義務を怠つたとき。

二　その他正当な事由があるとき。

6　第二項の規定は、前項第二号に規定する場合について準用する。

第十条の見出しを「（会費）」に改め、同条に次の三項を加える。

2　会費の額は、会員ごとに、一事業年度につき、十万円以上とする。

3　会費の額については、運営審議会の議を経なければならない。

4　会員は、自己の負担する会費の使途を指定してはならない。

「第三章　役員」を「第三章　役員等」に改める。

第三章中第十九条の次に次の一条を加える。

（職員の任命）

第十九条の二　協会の職員は、会長が任命する。

第四章（章名を含む。）中「運営委員会」を「運営審議会」に改める。

第二十条第二項中「三十人以内において定款で定める数の運営委員」を「運営委員二十人以上三十人以内」に改め、同条第三項中「定款で定めるところにより、会員」を「運輸大臣の認可を受けて、会長」に、「選挙」を「任命」に改める。

第二十条第四項を次のように改める。

4　会員は、運輸省令で定めるところにより、会長に対して、運営委員の候補者を推薦することができる。

第二十条に次の一項を加える。

5　運営委員の任期は、二年とする。

第二十一条第一項を削り、同条第二項中「、前項に規定するもののほか」を削り、同項を同条とする。

第二十四条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行なうこと。

第二十四条に次の一号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

第二十四条に次の一項を加える。

2　協会は、前項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第二十九条第一項中「二月以内」を「一月以内」に改め、同条第三項中「運営委員会」を「運営審議会」に改める。

第三十二条を次のように改める。

（余裕金の運用）

第三十二条　協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　銀行への預金又は郵便貯金

二　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第三十二条の次に次の二条を加える。

（財産の処分等の制限）

第三十二条の二　協会は、運輸省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸省令で定める場合を除き、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十二条の三　協会は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（大蔵大臣との協議）

第三十六条の二　運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第二十四条第二項、第二十七条、第三十一条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の二の認可をしようとするとき。

二　第二十九条第一項又は第三十二条の三の承認をしようとするとき。

三　第三十二条の二又は第三十三条の運輸省令を定めようとするとき。

第四十一条第三号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に運営委員である者は、改正後の第二十条第三項の規定により会長が任命したものとみなす。

（印紙税法の一部改正）

3　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ四　日本観光協会ノ発スル証書、帳簿

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第三十三号（昭三七・三・二八）

◎自治省設置法の一部を改正する法律

自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「十人以内」を「十二人以内」に改める。

第二十六条の表中「三三三人」を「三四九人」に、「一四〇人」を「一四七人」に、「四六三人」を「四九六人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第三十四号（昭三七・三・二八）

◎公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律

（公営企業金融公庫法の一部改正）

第一条　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「二十一億円」を「二十四億円」に改める。

（奄美群島復興特別措置法の一部改正）

第二条　奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第五項及び第十条の三第二項中「二億六千万円」を「三億二千万円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第三十五号（昭三七・三・二九）

◎文部省設置法の一部を改正する法律

第一条　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

「左の」を「次の」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「の外」を「のほか」に、「通り」を「とおり」に改める。

第五条第十五号中「国立自然教育園、」を削る。

第九条第十七号中「国立自然教育園及び」を削る。

第十九条第一項を次のように改める。

（国立科学博物館）

第十九条　国立科学博物館は、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用の調査研究を行ない、並びにこれらに関する資料を収集、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する事業を行ない、あわせて自然史研究の指導、連絡及び促進を図る機関とする。

第十九条第三項中「内部組織」の下に「並びに附属自然教育園の位置及び内部組織」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　国立科学博物館に附属自然教育園を置き、自然教育及び自然保護の教育に関する事業を行なわせる。

第二十条第三項中「内部組織」の下に「並びに分館の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国立近代美術館には、分館を置くことができる。

第二十七条第一項中「左表」を「次の表」に改め、同項の表中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に、「文部大臣の諮問に応じて著作権法」を「著作権制度に関する重要事項を調査審議し、あわせて文部大臣の諮問に応じて著作権法（明治三十二年法律第三十九号）」に改める。

第三十一条の表中「七四、二三七人」を「八二、五七六人」に、「七二、二五六人」を「八〇、四三六人」に、「五一一人」を「五八三人」に、「七四、七四八人」を「八三、一五九人」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条ノ三中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。

3　著作権に関する仲介業務に関する法律（昭和十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。

4　万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第三十六号（昭三七・三・二九）

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　国立大学（第三条―第七条）」を「第二章　国立大学（第三条―第七条の二）　国立高等専門学校（第七条の二―）」に改める。

第三条第四項中「大学以外の」を「大学及び高等専門学校以外の」に改める。

第二条第二項中「大学以外の」を「大学及び高等専門学校以外の」に改める。

第三条の表学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立大学に包括されるものの欄中「北海道大学」、「東北大学」、「東京大学」、「東京文理科大学」、「東京工業大学」、「東京商科大学」、「名古屋大学」、「京都大学」、「大阪大学」、「神戸経済大学」、「広島文理科大学」及び「九州大学」を削り、同表東京農工大学の項中「繊維学部」を「工学部」に改める。

第三条の二第一項中「左に」を「次に」に改める。

「史料編さん所	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
応用微生物研究所	応用微生物に関する学理及びその応用の研究
航空研究所	航空に関する学理及びその応用の研究
生産技術研究所	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験」

を

第四条第一項の表東京大学の項中

次のように改正する。

第三十六条ノ三中「著作権審議会」を「著作権制度審議会」に改める。

生産技術研究所	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験
史料編さん所	本邦に関する史料の研究、編さん及び出版
応用微生物研究所	応用微生物に関する学理及びその応用の研究
航空研究所	航空に関する学理及びその応用の研究

に改め、同表中京都大学の項を次のように改める。

京都大学	化学研究所	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究
	人文科学研究所	世界文化に関する人文科学の総合研究
	結核研究所	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
	工学研究所	工学に関する学理及びその応用の総合研究
	木材研究所	木材に関する学理及びその応用の研究
	食糧科学研究所	食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究
	防災研究所	災害に関する学理及びその応用の研究
	ウイルス研究所	ウイルスの探究並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究
	経済研究所	産業経済に関する総合研究

第四条第二項の表中東京大学の項を次のように改める。

東京大学	宇宙線観測所	長野県	宇宙線の観測及び研究
	原子核研究所		原子核及び素粒子に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究
	物性研究所	東京都	物性に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究
	海洋研究所		海洋に関する基礎的研究

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　国立高等専門学校

（名称及び位置）

第七条の二　国立高等専門学校の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

国立高等専門学校の名称	位置
函館工業高等専門学校	北海道
旭川工業高等専門学校	
平工業高等専門学校	福島県
群馬工業高等専門学校	群馬県
長岡工業高等専門学校	新潟県
沼津工業高等専門学校	静岡県
鈴鹿工業高等専門学校	三重県
明石工業高等専門学校	兵庫県
宇部工業高等専門学校	山口県
高松工業高等専門学校	香川県
新居浜工業高等専門学校	愛媛県
佐世保工業高等専門学校	長崎県

附　則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第三十七号（昭三七・三・二九）

◎建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　河川局に砂防部を置く。

2　砂防部においては、第三条第九号及び第九号の二に規定する事務、同条第十四号に規定する事務のうち砂防設備の災害復旧工事の指導に関する事務並びに同条第三号及び第二十六号の二から第二十六号の四までに規定する事務で同条第九号及び第九号の二に規定する事務に関するものをつかさどる。

第十条第一項の表中公共用地審議会の項の次に次の一項を加える。

宅地制度審議会	建設大臣の諮問に応じて宅地制度に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べること。

第十四条第一項中「関東地方建設局及び近畿地方建設局」を「東北地方建設局、関東地方建設局、近畿地方建設局及び九州地方建設局」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十九条中「三万千百三十人」を「三万五千七百二十人」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　第十条第一項の表に掲げる附属機関のうち、宅地制度審議会は、昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二項及び第三項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2　昭和三十七年九月三十日までの間は、この法律による改正後の建設省設置法第十九条中「三万五千七百二十人」とあるのは、「三万六千七人」とする。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第三十八号（昭三七・三・二九）

◎公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「工事（これらの工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。）」を「工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下本項中同じ。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）」に、「工事であつて、建設大臣の指定するもの（これらの工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。）」を「工事又は測量であつて、建設大臣の指定するもの」に改め、同条第二項中「その工事」を「その公共工事」に、「当該工事」を「当該公共工事」に改める。

第十二条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十三条第二項中「当該工事」を「当該公共工事」に改める。

第十三条の二第一項中「その工事」を「その公共工事」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第十九条第一号中「当該工事」を「当該公共工事」に改める。

第二十五条第一項中「（建設コンサルタントを含む。以下本条中同じ。）」の下に「又は測量の請負を業とする者」を加え、「又はその役員」を「若しくはその役員」に改め、「工事の請負を業とする者」の下に「若しくは測量の請負を業とする者」を加え、同条第四項中「工事の請負を業とする者」の下に「又は測量の請負を業とする者」を加える。

第二十七条中「当該工事」を「当該公共工事」に改める。

第三十一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際現に積み立てられている保証基金については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（法務・大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第三十九号（昭三七・三・二九）

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「岩村田簡易裁判所」を「佐久簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「長野県北佐久郡浅間町」を「佐久市」に改める。

別表第五表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「大平村」を「大平町」に、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「桑絹村」を「桑絹町」に、同表岩村田簡易裁判所の名称の欄中「岩村田」を「佐　久」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「小諸市　小諸市」に改め、「浅間町」及び「東村」を削り、同表巻簡易裁判所の管轄区域の欄中「升潟村」及び「赤塚村中野小屋村」並びに同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「福泉町」を削り、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「内海町」を「南知多町」に改め、「師崎町　豊

浜町」及び「篠島村　日間賀島村」を削り、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「下蒲刈島村」を「下蒲刈町」に、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「福岡市（大字田尻、太郎丸、桑原、元岡、宮浦、西浦、玄界島、小呂島、小田、草場、千里、宇田川原、飯氏、周船寺、徳永及び女原を除く。）」に、同表前原簡易裁判所の管轄区域の欄中「糸島郡」を「福岡市大字田尻、太郎丸、桑原、元岡、宮浦、西浦、玄界島、小呂島、小田、草場、千里、宇田川原、飯氏、周船寺、徳永及び女原　糸島郡」に改め、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「茂木町　香焼村」を「香焼町」に、「亀岳村」を「西彼村」に改め、「式見村」を削り、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「大串村」を削り、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「泗水村」を「泗水町」に改め、同表八代簡易裁判所の管轄区域の欄中「葦北郡の内　百済来村」を削り、同表水俣簡易裁判所の項を次のように改める。

水　俣	熊本県の内 水俣市　葦北郡

同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「新和村」を「新和町」に、同表徳之島簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊仙村」を「伊仙町」に、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「大浦村」を「大浦町」に、同表大根占簡易裁判所の管轄区域の欄中「田代村」を「田代町」に、同表苫小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「穂別村」を「穂別町」に、同表士別簡易裁判所の管轄区域の欄中「朝日村　剣淵村」を「朝日町　剣淵町」に、同表北見簡易裁判所の管轄区域の欄中「端野村」を「端野町」に、同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「牟礼村」を「牟礼町」に、同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「寒川村　大川村」を「寒川町　大川町」に、同表綾南簡易裁判所の管轄区域の欄中「綾上村」を「綾上町」に、同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「松茂村」を「松茂町」に、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「北滝本及び角茂谷」を「北滝本、角茂谷及び西又」に改め、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「大宮町」を「香北町」に、「北滝本及び角茂谷」を「北滝本、角茂谷及び西又」に改め、「在所村」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。

2　この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

（内閣総理・法務大臣署名）

法律第四十号（昭三七・三・二九）

◎民法の一部を改正する法律

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　失踪」を「第四節　失踪　第五節　同時死亡ノ推定」に改める

第三十条第二項中「三年」を「一年」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　前条第一項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前条第一項ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト看做シ前条第二項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ危難ノ去リタル時ニ死亡シタルモノト看做ス

第三十二条の次に次の一節を加える。

第五節　同時死亡ノ推定

第三十二条ノ二　死亡シタル数人中其一人ガ他ノ者ノ死亡後尚ホ生存シタルコト分明ナラザルトキハ此等ノ者ハ同時ニ死亡シタルモノト推定ス

第八百十一条第二項中「養子に代わつて縁組の承諾をする権利を有する者」を「養子の離縁後にその法定代理人となるべき者」に改め、同項の次に次の三項を加える。

前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、前項の父若しくは母又は養親の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。

第二項の法定代理人となるべき者がないときは、家庭裁判所は、養子の親族その他の利害関係人の請求によつて、養子の離縁後にその後見人となるべき者を選任する。

第八百十五条中「その縁組につき承諾権を有する者から」を「第八百十一条の規定によつて養親と離縁の協議をすることができる者から、又はこれに対して」に改める。

第八百四十五条中「又は被後見人の親族の請求によつて」を「、被後見人の親族若しくは検察官の請求によつて、又は職権で」に改める。

第八百八十七条を次のように改める。

第八百八十七条　被相続人の子は、相続人となる。

被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その相続権を失つたときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。但し、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その代襲相続権を失つた場合にこれを準用する。

第八百八十八条を次のように改める。

第八百八十八条　削除

第八百八十九条第一項中「前二条」を「第八百八十七条」に改め、「直系尊属」の下に「。但し、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。」を加え、同条第二項中「第八百八十七条」を「第八百八十七条第二項及び第三項」に改め、「、前項第一号の場合に、同条第二号及び前条の規定は」を削る。

第九百条中「直系卑属」を「子」に改める。

第九百一条第一項中「第八百八十八条」を「第八百八十七条第二項又は第三項」に改める。

第九百十九条に次の一項を加える。

前項の規定によつて限定承認又は放棄の取消をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

第九百三十九条を次のように改める。

第九百三十九条　相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初から相続人とならなかつたものとみなす。

第九百五十八条中「一年」を「六箇月」に改める。

第九百五十八条の次に次の二条を加える。

第九百五十八条の二　前条の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、相続人並びに管理人に知れなかつた相続債権者及び受遺者は、その権利を行うことができない。

第九百五十八条の三　前条の場合において相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があつた者の請求によつて、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

前項の請求は、第九百五十八条の期間の満了後三箇月以内に、これをしなければならない。

第九百五十九条を次のように改める。

第九百五十九条　前条の規定によつて処分されなかつた相続財産は、国庫に帰属する。この場合には、第九百五十六条第二項の規定を準用する。

第九百九十四条第一項中「死亡前」を「死亡以前」に改める。

第千四十四条中「第八百八十八条」を「第八百八十七条第二項、第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律による改正後の民法は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の民法によつて生じた効力を妨げない。

（家事審判法の一部改正）

3　家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項甲類第七号の次に次の一号を加える。

七の二　民法第八百十一条第五項の規定による後見人となるべき者の選任

第九条第一項甲類第八号中「第八百十一条第三項」を「第八百十一条第六項」に改める。

第九条第一項甲類第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二　民法第九百十九条第三項の規定による相続の限定承認又は放棄の取消の申述の受理

第九条第一項甲類第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二　民法第九百五十八条の三第一項の規定による相続財産の処分

第九条第一項乙類第六号の次に次の一号を加える。

六の二　民法第八百十一条第四項の規定による親権者となるべき者の指定

（戸籍法の一部改正）

4　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九十四条中「民法第三十条に定める期間が満了した日」を「民法第三十一条の規定によつて死亡したとみなされる日」に改める。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第四十一号（昭三七・三・二九）

◎訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

（訴訟費用等臨時措置法の一部改正）

第一条　訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三百円」を「千円」に、「千二百二十円」を「千五百円」に、「九百八十円」を「千二百円」に改める。

第四条第四項中「千二百二十円」を「千五百円」に、「九百八十円」を「千二百円」に改める。

（訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

18　第十三項の規定により改定された恩給及び昭和二十九年一月一日以後に給与事由の生じた執行吏の恩給については、昭和三十七年十月分以降、その年額を十二万八千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

19　前項の規定により年額を改定された恩給は、昭和三十九年六月分まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

20　前項中「昭和三十九年六月分まで」とあるのは、昭和三十八年九月三十日において七十歳に満ちている者については「昭和三十八年九月分まで」と、同年十月一日から昭和三十九年五月三十一日までに七十歳に満ちる者については「七十歳に満ちた日の属する月分まで」と読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

21　第四項の規定は、第十八項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

2　第一条の規定の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

（内閣総理・法務・大蔵大臣署名）

法律第四十二号（昭三七・三・二九）

◎平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第百三号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（法務省設置法の一部改正）

2　法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第八条第七号を削る。

第九条第九号を削る。

第十一条の四第一項中「第十一号」を「第十号」に改める。

第十三条の七を次のように改める。

第十三条の七　削除

（法務・外務・内閣総理大臣署名）

法律第四十三号（昭三七・三・二九）

◎阪神高速道路公団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　管理委員会（第八条―第十七条）
第三章　役員及び職員（第十八条―第二十八条）
第四章　業務（第二十九条―第三十一条）
第五章　財務及び会計（第三十二条―第四十四条）
第六章　監督（第四十五条・第四十六条）
第七章　補則（第四十七条・第四十九条）
第八章　罰則（第五十条―第五十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　阪神高速道路公団は、大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域において、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図

り、もつてこれらの地域における都市の機能の維持及び増進に資することを目的とする。

（法人格）

第二条 阪神高速道路公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 公団は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 公団の資本金は、二億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。

2 政府は、公団の設立に際し、前項の二億円を出資するものとする。

3 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府及び第一項の政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

（登記）

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第六条 公団でない者は、阪神高速道路公団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章 管理委員会

（設置）

第八条 公団に、管理委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（権限）

第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

（組織）

第十条 委員会は、委員七人及び公団の理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十一条 委員は、建設大臣が任命する。

2 前項の委員のうち三人は、公団に出資した地方公共団体の長が（公団に出資した地方公共団体が二以上あるときは、当該地方公共団体の長が共同して）推薦した者のうちから任命しなければならない。

（委員の任期）

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員の欠格条項）

第十三条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 国会議員又は地方公共団体の議会の議員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 公団の役員又は職員

（委員の解任）

第十四条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

（委員の報酬）

第十五条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（議決の方法）

第十六条 委員会は、委員長又は第十条第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち三人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

（委員の公務員たる性質）

第十七条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

（役員）

第十八条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十九条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

（役員の任命）

第二十条 理事長、副理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第二十一条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の欠格条項）

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 第十三条第一号から第三号までの一に掲げる者

二 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

（役員の解任）

第二十三条　建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3　理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第二十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第二十五条　公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第二十六条　理事長及び副理事長は、理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十七条　公団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十八条　第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章　業務

（業務の範囲）

第二十九条　公団は、第一条の目的を達成するため、大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の周及び周辺の地域において、次の業務を行なう。

一　その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分をいう。）で都市計画として決定されたものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を行なうこと。

二　前号の自動車専用道路に係る災害復旧工事を行なうこと。

三　国又は地方公共団体の委託に基づき、第一号の自動車専用道路の新設若しくは改築と工事施行上密接な関連のある道路の新設若しくは改築で都市計画として決定されたものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を行なうこと。

四　その利用について料金を徴収する路外駐車場で都市計画として決定されたものの建設及び管理を行なうこと。

五　第一号、第二号及び前号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

六　前五号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

2　公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて次の業務を行なうことができる。

一　前項第一号の自動車専用道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他政令で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。

二　委託に基づき、前項第一号の自動車専用道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設する

ことが適当であると認められる事務所等を建設すること。

3　公団は、前項の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

（基本計画）

第三十条　建設大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。

2　建設大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得、かつ、道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）と協議しなければならない。この場合において、建設大臣以外の道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体（府県知事又は市の長である道路管理者にあつては、その統轄する府県又は市）の議会の議決を経なければならない。

3　前項の規定は、第一項の基本計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）に準用する。

（業務方法書）

第三十一条　公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第三十二条　公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第三十三条　公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（財務諸表）

第三十四条　公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度終了後四月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3　公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4　公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十五条　公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び阪神高速道路債券）

第三十六条　公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は阪神高速道路債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　公団は、建設大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府からの貸付け等）

第三十七条　政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることができる。

（債務保証）

第三十八条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができる。

（償還計画）

第三十九条　公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

（他の道路の新設又は改築に要する費用の負担）

第四十条　公団は、第二十九条第一項第一号の自動車専用道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路（当該自動車専用道路が道路法第四十八条の二第二項の規定による指定を受けた道路の部分であるときは、当該道路の他の部分を含む。）の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

（補助金）

第四十一条　政府は、予算の範囲内において、公団に対して、第二十九条第一項第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

2　第四条第一項の政令で定める地方公共団体は、予算の範囲内において、公団に対して、第二十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第四十二条　公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十三条　公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

（建設省令への委任）

第四十四条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

（監督）

第六章　監督

第四十五条　公団は、建設大臣が監督する。

2　建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十六条　建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　補則

（解散）

第四十七条　公団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第四十八条　建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第四条第三項、第三十一条第一項、第三十三条第一項、第三十六条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

二　第三十条第一項の基本計画を定めようとするとき。

三　第三十四条第一項及び第四十三条の規定による承認をしようとするとき。

四　第四十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

五　第三十一条第二項及び第四十四条の規定により建設省令を定めようとするとき。

（他の法令の準用）

第四十九条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章　罰則

第五十条　第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第二項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十九条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第四十五条第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第五十二条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（公団の設立）

第二条　建設大臣は、第二十条第一項の例により、公団の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、第四条第一項の政令で定める地方公共団体に対して、公団に対する出資を募集しなければならない。

3　設立委員は、前項の募集が終わつたときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

4　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対して、出資金の払込みを求めなければならない。

5　設立委員は、出資金の払込みがあつた日（出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込みがあつた日）において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六条　公団の設立の後最初に任命される理事のうち二人及び監事のうち一人の任期は、第二十一条第一項の規定にかかわらず、二年とする。

第七条　公団の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第八条　公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

（名称使用の制限に関する経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に阪神高速道路公団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第六条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

（公務員とみなされる者に関する恩給の特例）

第十条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員とみなされる者（以下この条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続いて公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下この条及び次条において「法律第七十七号」という。）附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は阪神高速道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2　他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3　公団の設立の際現に公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員とみなされる者となつたとき（公団の設立の際現に公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員とみなされる者となつたときを含む。）は、その公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数を公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4　第一項（他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの恩給法第十九条に規定する公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5　第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第十一条　公団は、前条第一項（他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第十二条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「若しくは首都高速道路公団」を「、首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改める。

第七条の二の見出し中「首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団」に「又は阪神高速道路公団」を、「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加え、同条に次の一項を加える。

2　阪神高速道路公団は、道路法第十二条、第十三条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項ただし書若しくは第十九条第一項の規定又は同法第十六条第二項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）にかかわらず、阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）第三十条第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含まれている道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分（以下単に「阪神高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

第七条の三の見出し及び同条第一項中「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加え、同条中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条第二項中「道路が」の下に「一級国道（指定区間内の一級国道を除く。）又は」を加え、「その他の道路」を「都府県道又は市町村道」に改める。

第七条の四の見出し及び同条第一項中「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加え、同条中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加える。

第七条の五（見出しを含む。）中「首都高速道路公

首都高速道路公団」、「又は阪神高速道路公団」を「首都高速道路公団、又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十三条中「又は阪神高速道路公団」を「首都高速道路公団、又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十七条の三の見出し中「又は首都高速道路」を「首都高速道路又は阪神高速道路」に改める。

第二十七条の三第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三十条第一項後段中「又は首都高速道路公団」を「又は首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第四十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第四十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第四十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第四十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第四十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第四十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第四十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第四十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第四十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第四十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第五十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第五十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第五十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第五十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第五十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第五十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第五十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第五十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第五十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第五十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第六十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第六十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第六十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第六十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第六十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第六十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第六十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第六十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第六十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第六十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第七十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第七十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第七十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第七十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第七十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第七十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第七十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第七十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第七十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第七十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第八十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第八十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第八十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第八十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第八十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第八十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第八十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第八十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第八十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第八十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第九十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第九十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第九十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第九十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第九十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第九十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第九十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第九十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第九十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第九十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百二十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百二十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百二十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百二十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百二十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百二十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百二十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百二十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百二十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百二十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百三十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百三十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百三十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百三十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百三十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百三十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百三十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百三十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百三十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百三十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百四十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百四十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百四十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百四十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百四十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百四十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百四十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百四十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百四十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百四十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百五十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百五十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百五十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百五十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百五十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百五十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百五十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百五十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百五十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百五十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百六十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百六十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百六十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百六十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百六十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百六十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百六十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百六十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百六十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百六十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百七十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百七十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百七十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百七十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百七十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百七十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百七十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百七十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百七十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百七十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百八十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百八十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百八十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百八十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百八十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百八十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百八十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百八十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百八十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百八十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百九十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百九十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百九十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百九十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百九十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百九十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百九十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百九十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百九十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第百九十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百二十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百二十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百二十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百二十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百二十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百二十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百二十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百二十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百二十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百二十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百三十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百三十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百三十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百三十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百三十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百三十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百三十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百三十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百三十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百三十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百四十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百四十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百四十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百四十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百四十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百四十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百四十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百四十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百四十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百四十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百五十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百五十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百五十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百五十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百五十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百五十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百五十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百五十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百五十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百五十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百六十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百六十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百六十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百六十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百六十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百六十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百六十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百六十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百六十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百六十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百七十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百七十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百七十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百七十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百七十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百七十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百七十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百七十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百七十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百七十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百八十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百八十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百八十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百八十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百八十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百八十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百八十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百八十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百八十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百八十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百九十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百九十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百九十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百九十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百九十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百九十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百九十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百九十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百九十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二百九十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百二十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百二十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百二十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百二十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百二十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百二十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百二十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百二十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百二十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百二十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百三十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百三十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百三十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百三十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百三十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百三十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百三十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百三十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百三十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百三十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百四十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百四十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百四十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百四十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百四十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百四十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百四十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百四十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百四十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百四十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百五十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百五十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百五十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百五十三条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百五十四条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百五十五条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百五十六条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百五十七条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百五十八条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百五十九条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百六十条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百六十一条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百六十二条第一項中「首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第三百六十三条第一項中「首都高速道

改める。

（印紙税法の一部改正）

第十四条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五中「又ハ首都高速道路公団」を「、首都高速道路公団又ハ阪神高速道路公団」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十五条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の六中「及び首都高速道路公団」を「、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十六条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「首都高速道路公団」の下に「、阪神高速道路公団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「首都高速道路公団」の下に「、阪神高速道路公団」を加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十八条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「首都高速道路公団」の下に「、阪神高速道路公団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第十九条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「首都高速道路公団」の下に「、阪神高速道路公団」を加える。

（建設省設置法の一部改正）

第二十条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号の八を第五号の九とし、第五号の七の次に次の一号を加える。

五の八　阪神高速道路公団の業務の監督その他阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「首都高速道路公団」の下に「、阪神高速道路公団」を加える。

第二章中第五条の五の次に次の一条を加える。

（阪神高速道路公団監理官）

第五条の六　第三条第五号の八に規定する事務を行なわせるため、建設省に阪神高速道路公団監理官一人を置く。

2　阪神高速道路公団監理官は、建設省の職員のうちから建設大臣が任命する。

（運輸省設置法の一部改正）

第二十一条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十八号の五の次に次の一号を加える。

三十八の六　阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路に関し、料金及び料金の徴収期間を認可すること。

第二十八条第一項第八号の七の次に次の一号を加える。

八の八　阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路の基本計画及び料金に関すること。

第二十八条第三項中「第八号の七」を「第八号の八」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第四十四号（昭三七・三・三一）

◎所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　税額控除（第十五条の二―第十五条の八）」を「第四節　税額控除（第十五条の二―第十五条の九）」に、「第九章　罰則（第六十九条―第七十二条）」を「第九章　罰則（第六十九条―第七十二条）」に改める。

第一条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

左に掲げる所得は、この法律の施行地に源泉がある所得とする。

第一条第二項第一号中「を有するとき」を削り、同項第二号中「債券につき利子の支払を受けるとき」を「債券の利子」に改め、同項第三号中「若しくはこの法律の施行地にある営業所に信託された合同運用信託の利益の支払を受けるとき」を「この法律の施行地にある営業所に信託された合同運用信託の利益、この法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人と締結した生命保険契約（郵便年金契約を含む。以下同じ。）に基づき受ける年金（第五号に該当する年金を除く。）」に、「基く利益の分配を受けるとき」を「基づき受ける利益の分配」に改め、同項第四号中「法人から」の下に「受ける」を加え、「を受けるとき」を削り、同項第五号中「提供に因り又は当該勤務若しくは人的役務の提供に係るものとして、」を「提供に関して受ける」に、「郵便年金」を「生命保険契約に基づく年金で命令で定めるもの」に、「地方公務員として勤務したことに因り又は当該勤務に係るものとして」を「地方公務員としてなした勤務に関して」に、「又は人的役務の提供に係る報酬の支払を受けるとき」を「若しくは人的役務の提供に対する報酬又は人的役務の提供を主たる内容とする事業で命令で定めるものの所得」に改め、同項第六号中「事業をなす者から」の下に「受ける」を加え、「の支払を受けるとき」を削り、同項第七号中「係るものの利子の支払を受けるとき」を「係るものとして命令で定めるものの利子」に改め、同項第八号中「の支払を受けるとき」を削り、同項第九号中「規定する場合」を「掲げる所得」に改め、「を有するとき」を削り、同条第五項中「第二項第二号乃至第四号又は第六号」を「この八」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・運輸・建設・自治大臣署名）

ある場合においては、当該条約の適用を受ける非居住者及び第六項に規定する法人については、第三項以外の居住者及び非永住者並びに非居住者及び非永住者以外の居住者の区分に関し、納税義務者がこの法律の施行地に住所を有するかどうか、又は居住者がこの法律の施行地に永住する意思があるかどうかの判定について必要な事項は、命令でこれを定める。

第四条第一項第八号中「不動産」の下に「又は不動産の上に存する権利」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

法人税法第二条第二項に規定する退職年金業務を行なう法人から同項に規定する信託又は保険の契約に基づいて支給を受ける退職年金又は退職一時金（当該契約に基づいて払い払われた掛金のうちに当該退職年金又は退職一時金が支給される基因となつた勤務をなした者が負担した部分の金額がある場合には、当該退職年金の額から当該負担した部分の金額のうち当該退職年金の額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額又は当該退職一時金の額から当該負担した部分の金額を控除した金額）についても、また同様とする。

第九条の二の見出し中「非課税所得等」を「非課税所得等」に改め、同条第一号中「取得価額」の下に「設備費、改良費」を加え、同号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次のように加える。

一　第五条の二第二項の規定に該当し、かつ、同条第三項の規定により同条第二項の規定の適用がなかつた場合において、同項に規定する対価の額が同項に規定する資産に係る前条第一項第七号に規定する植林費、取得費、管理費、伐採費その他必

法律の施行地に源泉がある所得のうち第三項第二号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定に該当しない個人（以下非居住者という。）は、この法律の施行地に源泉がある所得を有するときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

第一条に次の三項を加える。

第三項第一号に規定する事業は、左に掲げる事業とする。

一　この法律の施行地に支店、出張所、事務所、工場その他事業を行なう一定の場所（命令で定めるものに限る。）を有して行なう事業

二　この法律の施行地において行なう建設、すえ付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供に係る事業でその作業又は役務の提供の期間が一年をこえるもの

三　この法律の施行地に自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で命令で定めるものを置いて行なう事業

日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約においてこの法律の施行地に源泉がある所得につき第三項の規定と異なる定めが

同条第十三号中「第九条第一項第九号に規定する所得のうち、」を削り、「傷害保険契約」を「並びに傷害保険契約」に、「損害賠償に因り取得するもの、慰藉料その他これらに類するもの」を「及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）で心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の命令で定めるもの」に改め、同条に次の二号を加える。

十六　非居住者の第一条第三項第一号に掲げる資産の所得のうち、この法律の施行地にある資産の譲渡による所得（第五号及び第六号に掲げる所得を除く。）で、イからホまでに掲げる所得以外のもの

イ　第一条第三項第八号に規定する資産の譲渡による所得

ロ　山林の伐採又は譲渡による所得

ハ　第一条第五項に規定する法人の発行に係る有価証券の譲渡による所得で、第六号ロ又はハの規定に該当するもの

ニ　第一条第三項第一号に規定する事業を有する非居住者の資産の譲渡（当該事業の用に供する資産の譲渡により当該事業を有しないこととなる場合における当該資産の譲渡を含む。）による所得

ホ　非居住者がこの法律の施行地に滞在する間になした資産の譲渡による所得

十七　外国政府若しくは外国の地方公共団体又は命令で定める国際機関に勤務する者で命令で定める要件に該当するものがその勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与。ただし、外国政府又は外国の地方公共団体に勤務する者が受けるこれらの給与については、その外国がそれぞれその国において勤務する日本国の国家公務員又は地方公務員で当該命令で定める要件に準ずる要件に該当するものが受けるこれらの給与について所得税に相当する税を課さない場合に限る。

第八条第七項第一号中「九万円」を「十万円」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

この法律において特定寄附金とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与する寄附金で命令で定めるものをいう。

第九条第一項第八号中「不動産」の下に「又は不動産の上に存する権利」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

ものとして命令で定めるものを含む。）」に改める。

第十条第二項中「必要なもの」の下に「（事業用の固定資産その他これに準ずるものとして命令で定めるものの損失の金額を含む。）」を加え、同条第三項中「第十五条の九」に改め、同条第四項を次のように改める。

第九条第一項第七号又は第八号の規定の適用については、相続、包括遺贈、被相続人からの遺贈若しくは被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡により取得したこれらの規定に規定する資産又は第五条の二第一項に規定する遺贈若しくは同条第二項に規定する著しく低い価額の対価による譲渡により取得した当該資産で同条第三項の規定により同条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けなかつたもの（当該譲渡により取得した資産につては、その譲渡の対価の額が当該資産に係る山林所得又は譲渡所得の計算上控除される金額に満たない場合における当該資産に限る。）は、相続人、受遺者、受贈者又は譲受人が引続きこれを有していたものとみなすものとし、当該遺贈若しくは贈与又は譲渡により取得した当該資産で同条第二項の規定の適用を受けたものは、受遺者、受贈者又は譲受人が当該遺贈若しくは贈与又は譲渡を受けた時において、その時の価額により、これを取得したものとみなす。

第十条第五項中「前四項並びに第十条の二乃至第十条の六」を「前五項並びに第十条の二から第十一条の二まで」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前条第六項に規定する災害又は盗難若しくは横領により第九条の三第一項に規定する生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。）は、命令の定めるところにより、当該損失の生じた年分及びその翌年分の譲渡所得の計算上控除すべき金額とみなす。

第十条の四を削り、第十条の五の見出しを「（非事業用資産の譲渡の場合の取得価額等の計算）」に改め、同条中「減価するもの」の下に「で事業の用に供しないもの」を、「取得価額」の下に「、設備費及び改良費」を加え、同条の次に一項を加え、同条を第十条の四とする。

前項の資産を事業の用に供した場合には、その事業の用に供した後における当該資産の減価償却額は、命令の定めるところにより、その事業の用に供した日に当該資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定を適用した場合にその取得価額、設備費及び改良費とされる金額に相当する金額を同日における当該資産の減価償却後の価額として、計算するものとする。

第十条の四の次に次の一条を加える。

（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得価額の特例）

第十条の五　昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた前条第一項の資産を事業の用に供した場合には、当該資産の昭和二十八年一月一日における価額として命令で定めるところにより計算した金額（納税義務者において当該金額が当該資産の取得価額と同日前に支出した設備費及び改良費との合計額を基礎として命令で定めるところにより計算した同日における当該資産の減価償却額は、同項の規定により当該資産の価額（当該資産の価額に満たないことを証明した場合には、当該資産の価額）をもつて、その取得価額とする。

前項の場合において、同項の資産を事業の用に供した後における当該資産の減価償却額は、同項の規定により当該資産の価額（当該資産の価額に満たないことを証明した場合には、当該資産の価額）並びに同日以後に支出した設備費及び改良費との合計額を基礎として命令で定めるところにより計算した金額（納税義務者において当該金額が当該資産の取得価額と同日前に支出した設備費及び改良費との合計額を基礎として命令で定めるところにより計算した同日

二　調査時期後昭和二十七年十二月三十一日までの間に植林し若しくは取得した当該山林又は取得した当該資産については、その植林費若しくは取得費の額又は取得価額と管理費その他必要な経費の額又は設備費若しくは改良費の額との合計額（前条第一項に規定する資産については、これらの金額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額）

第六条第六号ハに掲げる有価証券の譲渡による所得を計算する場合において、当該所得の計算上控除される有価証券の取得価額の計算の基礎となる金額のうちに昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した有価証券の取得価額が含まれているときは、当該取得した有価証券の昭和二十八年一月一日における価額として命令で定めるところにより計算した金額（納税義務者において当該金額が当該取得した有価証券の取得価額に満たないことを証明した場合には、当該取得した有価証券の取得価額）をもつて、当該取得した有価証券の取得価額とする。

第十条の六を次のように改める。

（資産の譲渡代金の貸倒れの場合等の所得の計算の特例）

第十条の六　第九条第一項第一号から第三号まで又は第五号から第十号までに規定する所得の計算の基礎となる収入金額の全部又は一部を回収することができないこととなつた場合には、命令の定めるところにより、その回収することができないこととなつた部分の金額（第十条第二項の規定により第九条第一項第三号又は第七号に規定する所得の計算上必要な経費とされる金額を除く。）に対応する所得の金額は、当該所得の生じた年分のこれらの所得の計算上、なかつたものとみなす。

保証債務を履行するため資産の譲渡があつた場合において、当該履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなつたときは、その行使することができないこととなつた部分の金額（第十条第二項の規定により第九条第一項第三号、第四号又は第七号に規定する所得の計算上必要な経費とされる金額を除く。）を、当該資産の譲渡による収入金額のうち回収することができないこととなつた部分の金額とみなして、前項の規定を適用する。

第九条第一項第三号、第四号又は第七号に規定する所得を生ずべき事業を営んでいた個人が当該事業を廃止した場合において、その廃止した日の属する年以後の各年においてこれらの所得の計算上必要な経費とされる金額（販売した商品の返戻、値引きその他収入金額が減少する事由が生じた場合におけるその減少する金額を含む。）が生じたときは、命令の定めるところにより、当該金額は、その廃止した日の属する年分（その年においてこれらの所得に係る収入金額がなかつた場合には、当該収入金額があつた最近の年分）及びその前年分のこれらの所得の計算上、必要な経費に算入する。

第十一条の二第二項第一号及び第五項中「二十五歳」を「二十歳」に改める。

第十一条の三第二項第四号中「九万円」を「十万円」に改め、同条第三項中「第十一条の四乃至第十一条の七の規定の適用」を「第十一条の四から第十一条の七まで及び第十五条の六の規定の適用」に、「世帯員の第十一条の四に規定する資産について生じた損失」を「世帯員に係る第十一条の四に規定する損失（同条に規定するやむを得ない支出を含む。以下第五項までにおいて同じ。）」に、「第十一条の五乃至第十一条の七に規定する医療費、社会保険料（給与）を「第十一条の五から第十一条の七まで及び第十五条の六に規定する医療費、社会保険料（給与）に、「及び生命保険料の金額は、それぞれ主たる所得者の資産について生じた損失並びに」を「、生命保険料及び特定寄附金の金額は、それぞれ主たる所得者に係る第十一条の四に規定する損失、」に、「生命保険料の金額と」を「生命保険料の金額並びに主たる所得者が支出した特定寄附金の金額と」に、「自己の第十一条の四に規定する資産について生じた損失又はその」を「当該世帯員に係る第十一条の四に規定する損失又は当該世帯員が」に、「第十一条の五乃至第十一条の七に規定する医療費、社会保険料若しくは生命保険料」を「第十一条の五から第十一条の七まで若しくは第十五条の六に規定する医療費、社会保険料、生命保険料若しくは特定寄附金」に改め、同条第四項中「第十一条の四乃至第十一条の七」を「第十一条の四から第十一条の七まで及び第十五条の六」に、「同項に規定する資産につき損失を受けず」を「同項に規定する損失がなく」に改め、同条第五項中「資産について生じた」を削り、同条第七項中「第八条第九項」を「第八条第十項」に改める。

第十一条の四中「盗難」の下に「若しくは横領（以下本条において災害等という。）」を加え、「仕掛品その他命令で定める資産」を「仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして命令で定めるもの及び第九条の三第一項に規定する生活に通常必要でない資産」に、「場合において」を「場合（当時災害等に関連して命令で定めるやむを得ない支出をなした場合を含む。）において」に、「保険金」を「当該支出をなした金額を含むものとし、保険金」に、「金額を除く。」を「金額を除くものとする。」に、「施行地に事業」を「施行地に第一条第三項第一号に規定する事業」に、「第一条第二項第一号」を「同号」に改める。

第十一条の七中「一万五千円をこえるときは、一万五千円」を「三万五千円をこえるときは、三万五千円」に改める。

第十一条の八及び第十二条中「九万円」を「十万円」に改める。

第十三条中

「十五万円以下の金額	百分の十
十五万円をこえる金額	百分の十五
四十万円をこえる金額	百分の二十
七十万円をこえる金額	百分の二十五
百万円をこえる金額	百分の三十
百五十万円をこえる金額	百分の三十五

「十万円以下の金額　百分の八
十万円をこえる金額　百分の十
二十万円をこえる金額　百分の十五
五十万円をこえる金額　百分の二十
八十万円をこえる金額　百分の二十五
百二十万円をこえる金額　百分の三十
百八十万円をこえる金額　百分の三十五」

五を

「五千万円をこえる金額　百分の七十」を「四千五百万六千万円を円こえる金額　百分の七十
こえる金額　百分の七十五」に改める。

第十五条第三項及び第四項中「居住者」の下に「又は第一条第八項第一号に掲げる事業を有する非居住者」を加える。

第十五条の二から第十五条の五まで中「五千円」を「六千円」に改める。

第十五条の八第一項中「その所在地国」を「外国」に、「当該国に」を「この法律の施行地外に」に、「当該国の」を「当該外国の」に改め、第二章第四節中同条を第十五条の九とし、第十五条の七中「前五条」を「前六条」に改め、同条を第十五条の八とし、第十五条の六を第十五条の七とし、第十五条の五の次に次の一条を加える。

（寄附金控除）

第十五条の六　居住者が特定寄附金を支出した場合において、その支出した額が、その者の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額の百分の三に相当する金額（その金額が三十万円をこえる場合には、三十万円）をこえるときは、その者の第十三条若しくは第十四条の規定により計算した所得税額又は第十五条の規定による所得税額から、そのこえる部分の金額（その支出した額が当該合計額の

百分の十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の十に相当する金額をこえる部分の金額を控除した金額）に百分の二十を乗じて計算した金額を控除する。（この控除額を寄附金控除額という。）

第十七条の見出し中「非居住者」を「非居住者等」に改め、同条中「この法律の施行地に」の下に「第一条第八項第一号に掲げる」を加え、「第一条第二項」を「同条第三項」に、「第九号に規定する所得」を「第九号に掲げる所得（同条第八項第二号又は第三号に掲げる事業を有する非居住者については、当該事業に帰せられる所得及び通常当該事業に帰せられるべき所得として命令で定めるものを除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

第一条第三項第五号の規定に該当する退職所得については、前項に規定する非居住者は、同項の規定にかかわらず、当該退職所得の支給の基因となつた退職を事由としてその年中において支給を受ける退職所得の総額（その年中において支給を受ける当該退職所得が二以上ある場合には、これらの合計額）をこの法律の施行地に源泉がある所得とみなして、これに第九条第一項、第十三条及び第十五条第三項の規定を適用するものとした場合における税額に相当する金額により所得税を課されることを選択することができる。

第十八条第一項中「第一条第四項の規定に該当する」を「第一条第五項に規定する」に改め、同条第二項中「第一条第五項の規定に該当する」を「第一条第六項に規定する」に改め、同条第三項中「第一条第四項」を「第一条第五項」に、「証券投資信託又は法人税法第二条第二項に規定する信託の業務を行なう法人の当該業務に係る信託の」に改め、「社債」の下に「、合同運用信託、証券投資信託」を、「利子の支払」の下に「、利益若しくは収益の分配」を加え、「、支払を受けるべき利子に係る利子所得及び利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配に因る配当所得」を「なされる利子の支払、利益若しくは収益の分配、利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配に係る利子所得及び配当所得」に改め、同条第四項中「第一条第五項」を「第一条第六項」に、「同条第五項の規定に該当する」を「同条第六項に規定する所得」を「同条第二項第六号乃至第九号に規定する所得」に、「第三項第五号から第九号までに掲げる所得（第一条第八項第二号又は第三号に掲げる事業を有する法人で同項第一号に掲げる事業を有しないものについては、同項第二号又は第三号に掲げる事業に帰せられる所得及び通常当該事業に帰せられるべき所得として命令で定めるものに限る。）」に、「これらの要件を備えた法人である旨」を「当該法人がこれらの要件を備えた法人であり、かつ、その支払を受ける所得がこれらの所得に該当する所得である旨」に改める。

第二十一条の二第一項中「第十七条」の下に「第一項」を、「退職所得」の下に「、一時所得」を加え、「三千円」を「六千円」に改める。

第二十二条中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第二十二条の二第三項中「若しくは盗難」を「、盗難若しくは横領」に改め、同条第五項中「勤労学生控除額」の下に「、寄附金控除額」を加える。

第二十二条の三第二項第一号中「失業」の下に「、震災、風水害その他これらに類する災害、盗難若しくは横領による損害」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第二十三条第五項第三号中「第十五条の八」を「第十五条の九」に改め、同項第四号中「第十七条」の下に「第一項」を加え、同項第八号中「勤労学生控除額」の下に「、寄附金控除額」を加える。

第二十五条第二項中「勤労学生控除額」の下に「、寄附金控除額」を加える。

第二十五条の四第一項中「又は勤労学生控除額」を「、勤労学生控除額又は寄附金控除額」に改める。

第二十六条第三項第三号中「第十五条の八」を「第十五条の九」に改め、同項第六号中「第十七条」の下に「第一項」を加え、同項第十号中「勤労学生控除額」の下に「、寄附金控除額」を加え、同項第十一号中「及び」の下に「一時所得、」を加え、同条第四項中「又は第十一条の七」を、第十一条の七又は第十五条の六」に、「書類又は」を「書類」に改め、「事項を証する書類」の下に「又はその年中に支出した特定寄附金の額その他第十五条の六の規定の適用に関し必要な事項を証する書類」を加え、同条第七項中「有しないこととなる場合」の下に「又はこの法律の施行地に住所及び居所を有しない時において第一条第三項第一号に規定する事業を有しないこととなる場合」を加え、「居所を有しないこととなる日」を「居所又は当該事業を有しないこととなる時」に改める。

第二十六条の二第一項第八号中「勤労学生控除額」を「、寄附金控除額」に改める。

第二十七条第七項中「前項の請求」を「前二項又は第九項の規定による更正の請求」に改め、同条第九項中「又は第六項」の下に「若しくは第七項」を加え、同条第九項中「第六項」の下に「、第七項又は前項の規定による更正」を加え、同条第六項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、確定申告書若しくは損失申告書を提出した者又は第四十四条の規定による決定を受けた者（当該申告書を提出し、又は当該決定を受けた後修正確定申告書若しくは修正損失申告書を提出し、又は同条の規定による更正を受けた者を含む。）について、当該確定申告若しくは損失申告又は決定に係る年分の所得につき第十条の六の規定の適用を受けたことその他当該年分の所得の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われ、又は当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことにより、前項に規定する場合に該当する事実が生じた場合について準用する。この場合において、同項中「当該申告書に記載された」とあるのは「これらの申告書に係る」と、「当該申告書の提出期限」とあるのは「第二十七条第七項に規定する事由が生じた日」と読み替えるものとする。

第二十八条中「又は勤労学生控除額」を「、勤労学生控除額又は寄附金控除額」に改める。

第二十九条第二項中「なさないで、」を「なさないで」に改め、「有しないこととなる場合」の下に「又はこの法律の施行地に住所及び居所を有しない時において第一条第三項第一号に規定する事業を有しないこととなる場合」を加え、「居所を有しないこととなる日」を「居所又は当該事業を有しないこととなる時」に改め、同条第六項

中「勤労学生控除額」の下に「、寄附金控除額」を加え、同条第七項中「事業」を「第一条第八項第一号に掲げる事業」に改め、「非居住者を除く。」の下に「又は第一条第六項に規定する法人（法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する法人を除く。）」を加え、「第一条第二項第五号に規定する」を「第一条第三項第五号に掲げる」に、「当該所得につき第四十一条第一項」を「当該非居住者又は法人が当該所得につき第四十一条第一項」に、「当該非居住者は」を「当該非居住者又は法人は」に改め、「年中の当該所得」の下に「（当該非居住者が退職所得につき第十七条第二項の選択をなす場合には、同項の所得税を課される基礎となる退職所得）」を加え、「又はこの法律の施行地に居所を有しないこととなる日のいずれか早い日」を「（その日までにこの法律の施行地に居所（第一条第三項第五号に規定する事業を行なう者については、当該事業）を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる時）」に改め、同条に次の一項を加える。

非居住者（第一条第八項第一号に掲げる事業を有する非居住者を除く。）がその支給を受けた同条第三項第五号の規定に該当する退職所得につき第四十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合において、当該退職所得につき第十七条第二項の選択をなすときは、当該非居住者は、第四十一条第一項又は第二項の規定により徴収され又は納付された所得税額の還付を受けるため、命令の定めるところにより、第十七条第二項の所得税を課される基礎となるその年中の退職所得につき、第二十六条第三項第一号、第三号から第六号まで及び第八号に規定する事項に準ずる必要な事項を記載した申告書を、翌年一月一日（同日前に第十七条第二項の所得税を課される基礎となるその年中の退職所得の総額が確定した場合には、その確定した日）以後に、政府に提出することができる。

第三十条第三項中「この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日」を「当該申告書の提出期限」に改める。

第三十二条第三項中「第二十七条第六項」の下に「、第七項又は第九項」を加え、「「充当をなす日までの期間」を「充当をなす日までの期間（当該還付が第二十七条第七項又は第九項（同条第七項の規定に係る部分に限る。）の規定による更正の請求に基づくものである場合には、当該更正の請求に係る年分の確定申告書の提出期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。）」に改める。

第三十三条第二項中「又は申告をなすべき日後」を削る。

第三十四条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第二項中「この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日」を「当該申告書の提出期限」に改め、同条第三項中「第三項」の下に「又は第八項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第八項の規定による申告書の提出の場合にあつては、第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「第二十九条第八項の規定による申告書の提出があつた日」と読み替えるものとする。

第三十四条第四項中「又は第六項」を「、第六項、第七項又は第九項」に改める。

第三十四条の二の見出し中「非居住者」を「非居住者等」に改め、同条中「提出の日」を「提出期限」に改める。

第三十六条第一項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第三十六条の二中「第十五条の八」を「第十五条の九」に、「第十五条の七」を「第十五条の八」に改める。

第三十八条第三項を次のように改める。

左の各号に該当する場合においては、第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　第一項に規定する給与から控除される社会保険料がある場合　当該給与の額から当該社会保険料の額を控除した金額に相当する額の給与の支払を受けるものとみなし、当該社会保険料の額が当該給与の額に等しいときは、給与の支払を受けないものとみなす。

二　第一項に規定する給与が第九条第二項後段の規定により給与所得とみなされる退職年金であり、かつ、同項後段に規定する契約に基づいて払い込まれた掛金のうちに同項後段に規定する勤務をなした者が負担した部分の金額がある場合　当該退職年金の額から当該負担した部分の金額を控除した金額に相当する額の退職年金の額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する額の給与の支払を受けるものとみなす。

第三十八条の二に次の一項を加える。

第一項又は第二項に規定する退職所得とみなされる退職一時金であり、かつ、同項後段に規定する契約に基づいて払い込まれた掛金のうちに同項後段に規定する勤務をなした者が負担した部分の金額がある場合においては、第一項又は第二項の規定の適用については、当該退職一時金の額から当該負担した部分の金額を控除した金額に相当する額の退職所得の支払を受けるものとみなす。

第四十一条第一項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に、「第九号に規定する所得」を「第九号に掲げる所得」に、「同条第四項若しくは第五項の規定に該当する」を「同条第五項若しくは第六項に規定する」に、「金額とする。」を「金額とするものとし、第一条第三項第五号に規定する人的役務の提供を主たる内容とする事業につき支払をなす場合には、当該事業を行なう者に対し支払うべき同号に掲げる所得に相当する金額と命令で定めるところにより計算した当該事業の所得に相当する金額との合計額とする。以下第二項において同じ。」に改め、同条第二項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に、「同条第五項の規定に該当する」を「同条第六項に規定する」に、「当該所得の」を「その」に改め、同条第三項中「この法律の施行地に」の下に「第一条第三項第一号に規定する」を加え、「第一条第二項第六号」を「同条第三項第五号」に改め、「規定する所得」を「掲げる所得（同項第五号に掲げる所得については、第一項に規定する事業の所得に限るものとし、同条第八項第二号又は第三号に掲げる事業を有する非居住者で同項第一号に掲げる事業を有しないものについては、同項第二号又は第三号に掲げる事業に帰せられる所得及び通常当該事業に帰せられるべき所得として命令で定めるものに限るものとする。）に、「これらの要件を備えた者である旨」を「その者がこれらの要件を備えた非居住者であり、かつ、その支払を受ける所得がこれらの所得に該当する所得である旨」に改め、同条に次の五項を加える。

第一項に規定する事業を行なう者は、命令の定め

るところにより、当該事業につき支払を受ける金額のうち同項又は第二項の税率を適用される部分の金額の明細を記載した申告書を、それぞれこれらの規定により所得税を徴収し又は納付する義務のある者を経由し、その支払を受ける際又はその支払の確定する日までに政府に提出しなければならない。

第三十九条第六項の規定は、前項の申告書の提出について準用する。

第五項の申告書の提出がなかつた場合においては、第一項又は第二項の規定の適用については、第五項に規定する支払を受ける金額を第一項又は第二項の税率を適用すべき金額とみなす。この場合において、当該支払を受ける者は、命令の定めるところにより、当該申告書をこれらの規定により所得税を徴収し又は納付した者を経由して政府に提出することにより、前段の規定により徴収され又は納付された所得税額と当該申告書を第五項の規定により提出したものとした場合に第一項又は第二項の規定により徴収され又は納付されるべき所得税額との差額に相当する金額の還付を請求することができる。

前項の規定により還付を請求することができる金額は、国税徴収法第七章の規定の適用については、政府に対し同項の還付の請求があつた日において過誤納に係る国税となつたものとみなす。

第一項に規定する事業を行なう者につき同項又は第二項の規定による所得税が徴収され又は納付された場合においては、当該事業を行なう者が当該事業につき支払を受けた金額から第一項の人的役務の提供をなした非居住者に対して支払う第一条第三項第五号に掲げる所得については、命令の定めるところにより、当該所得の支払をなす時において、第一項又は第二項の規定による所得税の徴収又は納付がなされたものとみなす。

第四十二条の見出し中「又は料金」を「、料金等」に改め、同条第一項中「料金で命令で定めるもの」の下に「並びに広告宣伝のための賞金で命令で定めるもの」を加え、「又は料金の金額」を「若しくは料金又は賞金の金額（当該賞金について、その金額（金銭以外のもので支払がなされる場合には、命令で定めるところにより計算した金額）から十五万円を控除した残額）」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

居住者に対し、この法律の施行地において生命保険契約に基づき年金の支払をなす者は、その支払をなす際、その年金の年額から当該契約に係る生命保険料のうち当該金額に対応するものとして命令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に対し百分の十の税率を適用して計算した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第四十四条第五項中「又は第七項」を「、第七項又は第八項」に改める。

第四十五条中「第十五条の八」を「第十五条の九」に改める。

第四十七条第三項中「この場合において」の下に「、第二十九条第八項の規定による申告書に係る更正の場合にあつては、第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「第二十九条第八項の規定による申告書の提出があつた日」と、第二十七条第七項に規定する事由が生じたことによる更正の場合又は決定の場合にあつては」を、「なされた場合」とあるのは、」の下に「当該還付が第二十七条第七項に規定する事由が生じたことによる更正に係る還付の請求に基づくものである場合」又は」を加え、「基く」を「基づく」に、「読み替える」を「それぞれ読み替える」に改める。

第四十八条第一項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に、「第二十七条第六項若しくは第八項」を「第二十七条第六項、第七項若しくは第九項」に改め、同条第二項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改める。

第四十九条第一項中「第六十五条第四項」を「第六十五条第三項」に改め、同条第三項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改め、同条第九項中「後段又は第三項」を削る。

第六十一条第一項第三号中「第一条第二項第五号の場合にあつては、第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「第二十九条第八項の規定による申告書の提出があつた日」と、第二十七条第七項に規定する事由が生じたことによる更正の場合又は決定の場合にあつては」を、「なされた場合」とあるのは、」の下に「当該還付が第二十七条第七項に規定する事由が生じたことによる更正に係る還付の請求に基づくものである場合」又は」を加え、「基く」を「基づく」に、「読み替える」を「それぞれ読み替える」に改める。

第四十八条第一項中「第二十七条第七項」を「第二十七条第八項」に、「第二十七条第六項若しくは第八項」を「第二十七条第六項、第七項若しくは第九項」に改め、同条第二項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改める。

第四十九条第一項中「第六十五条第四項」を「第六十五条第三項」に改め、同条第三項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第十項」に改め、同条第九項中「後段又は第三項」を削る。

第六十一条第一項第三号中「第一条第二項第五号の給与、給付若しくは報酬」を「第一条第三項第五号の給与、給付、報酬若しくは事業の所得」に、「同条第二項又は第五項の規定に該当する者」を「非居住者又は同条第六項に規定する者」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「料金」の下に「、賞金」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五　生命保険契約に基づく保険金その他これに類する給付で命令で定めるものの支払をなす者

第六十五条第四項中「第二項後段又は」を削り、同条第三項中「第一項又は前項前段」を「前項」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同条第二項を削る。

第七十二条中「第一条第六項」を「第一条第七項」に改める。

第七十三条を削る。

別表第一から第六まで（別表第六の附表を除く。）を次のように改める。

地に第一条第八項各号に掲げる事業を有する場合　当該事業の所在地（当該所在地が二以上ある場合には、主たる事業の所在地）

四　前三号に該当する場合を除き、この法律の施行地に第一条第三項第八号に掲げる所得の基因たる資産を有する場合　当該資産の所在地（当該資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

五　前各号に該当しない場合　第一条第三項第一号に掲げる所得の基因たる資産の所在地、同項第五号に掲げる所得の基因たる勤務又は人的役務の提供がなされた場所その他の命令で定める場所

第六十五条第四項中「第二項後段又は」を削り、同条第三項中「第一項又は前項前段」を「前項」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同条第二項を削る。

第七十二条中「第一条第六項」を「第一条第七項」に改める。

第七十三条を削る。

別表第一から第六まで（別表第六の附表を除く。）を次のように改める。

別表第一　所得税の簡易税額表（第十五条第一項又は第四項の規定による所得税額表）

（一）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
500円	未満	0	0	22,500	23,000	1,800	8	60,000	61,000	4,800	8
500	1,000	40	8	23,000	23,500	1,840	8	61,000	62,000	4,880	8
1,000	1,500	80	8	23,500	24,000	1,880	8	62,000	63,000	4,960	8
1,500	2,000	120	8	24,000	24,500	1,920	8	63,000	64,000	5,040	8
2,000	2,500	160	8	24,500	25,000	1,960	8	64,000	65,000	5,120	8
2,500	3,000	200	8	25,000	25,500	2,000	8	65,000	66,000	5,200	8
3,000	3,500	240	8	25,500	26,000	2,040	8	66,000	67,000	5,280	8
3,500	4,000	280	8	26,000	26,500	2,080	8	67,000	68,000	5,360	8
4,000	4,500	320	8	26,500	27,000	2,120	8	68,000	69,000	5,440	8
4,500	5,000	360	8	27,000	27,500	2,160	8	69,000	70,000	5,520	8
5,000	5,500	400	8	27,500	28,000	2,200	8	70,000	71,000	5,600	8
5,500	6,000	440	8	28,000	28,500	2,240	8	71,000	72,000	5,680	8
6,000	6,500	480	8	28,500	29,000	2,280	8	72,000	73,000	5,760	8
6,500	7,000	520	8	29,000	29,500	2,320	8	73,000	74,000	5,840	8
7,000	7,500	560	8	29,500	30,000	2,360	8	74,000	75,000	5,920	8
7,500	8,000	600	8	30,000	31,000	2,400	8	75,000	76,000	6,000	8
8,000	8,500	640	8	31,000	32,000	2,480	8	76,000	77,000	6,080	8
8,500	9,000	680	8	32,000	33,000	2,560	8	77,000	78,000	6,160	8
9,000	9,500	720	8	33,000	34,000	2,640	8	78,000	79,000	6,240	8
9,500	10,000	760	8	34,000	35,000	2,720	8	79,000	80,000	6,320	8
10,000	10,500	800	8	35,000	36,000	2,800	8	80,000	81,000	6,400	8
10,500	11,000	840	8	36,000	37,000	2,880	8	81,000	82,000	6,480	8
11,000	11,500	880	8	37,000	38,000	2,960	8	82,000	83,000	6,560	8
11,500	12,000	920	8	38,000	39,000	3,040	8	83,000	84,000	6,640	8
12,000	12,500	960	8	39,000	40,000	3,120	8	84,000	85,000	6,720	8
12,500	13,000	1,000	8	40,000	41,000	3,200	8	85,000	86,000	6,800	8
13,000	13,500	1,040	8	41,000	42,000	3,280	8	86,000	87,000	6,880	8
13,500	14,000	1,080	8	42,000	43,000	3,360	8	87,000	88,000	6,960	8
14,000	14,500	1,120	8	43,000	44,000	3,440	8	88,000	89,000	7,040	8
14,500	15,000	1,160	8	44,000	45,000	3,520	8	89,000	90,000	7,120	8
15,000	15,500	1,200	8	45,000	46,000	3,600	8	90,000	92,000	7,200	8
15,500	16,000	1,240	8	46,000	47,000	3,680	8	92,000	94,000	7,360	8
16,000	16,500	1,280	8	47,000	48,000	3,760	8	94,000	96,000	7,520	8
16,500	17,000	1,320	8	48,000	49,000	3,840	8	96,000	98,000	7,680	8
17,000	17,500	1,360	8	49,000	50,000	3,920	8	98,000	100,000	7,840	8
17,500	18,000	1,400	8	50,000	51,000	4,000	8	100,000	102,000	8,000	8
18,000	18,500	1,440	8	51,000	52,000	4,080	8	102,000	104,000	8,200	8
18,500	19,000	1,480	8	52,000	53,000	4,160	8	104,000	106,000	8,400	8
19,000	19,500	1,520	8	53,000	54,000	4,240	8	106,000	108,000	8,600	8
19,500	20,000	1,560	8	54,000	55,000	4,320	8	108,000	110,000	8,800	8
20,000	20,500	1,600	8	55,000	56,000	4,400	8	110,000	112,000	9,000	8
20,500	21,000	1,640	8	56,000	57,000	4,480	8	112,000	114,000	9,200	8
21,000	21,500	1,680	8	57,000	58,000	4,560	8	114,000	116,000	9,400	8
21,500	22,000	1,720	8	58,000	59,000	4,640	8	116,000	118,000	9,600	8
22,000	22,500	1,760	8	59,000	60,000	4,720	8	118,000	120,000	9,800	8

（二）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
120,000	122,000	10,000	8	210,000	213,000	19,500	9	345,000	348,000	39,750	11
122,000	124,000	10,200	8	213,000	216,000	19,950	9	348,000	351,000	40,200	11
124,000	126,000	10,400	8	216,000	219,000	20,400	9	351,000	354,000	40,650	11
126,000	128,000	10,600	8	219,000	222,000	20,850	9	354,000	357,000	41,100	11
128,000	130,000	10,800	8	222,000	225,000	21,300	9	357,000	360,000	41,550	11
130,000	132,000	11,000	8	225,000	228,000	21,750	9	360,000	363,000	42,000	11
132,000	134,000	11,200	8	228,000	231,000	22,200	9	363,000	366,000	42,450	11
134,000	136,000	11,400	8	231,000	234,000	22,650	9	366,000	369,000	42,900	11
136,000	138,000	11,600	8	234,000	237,000	23,100	9	369,000	372,000	43,350	11
138,000	140,000	11,800	8	237,000	240,000	23,550	9	372,000	375,000	43,800	11
140,000	142,000	12,000	8	240,000	243,000	24,000	10	375,000	378,000	44,250	11
142,000	144,000	12,200	8	243,000	246,000	24,450	10	378,000	381,000	44,700	11
144,000	146,000	12,400	8	246,000	249,000	24,900	10	381,000	384,000	45,150	11
146,000	148,000	12,600	8	249,000	252,000	25,350	10	384,000	387,000	45,600	11
148,000	150,000	12,800	8	252,000	255,000	25,800	10	387,000	390,000	46,050	11
150,000	152,000	13,000	8	255,000	258,000	26,250	10	390,000	394,000	46,500	11
152,000	154,000	13,200	8	258,000	261,000	26,700	10	394,000	398,000	47,100	11
154,000	156,000	13,400	8	261,000	264,000	27,150	10	398,000	402,000	47,700	11
156,000	158,000	13,600	8	264,000	267,000	27,600	10	402,000	406,000	48,300	12
158,000	160,000	13,800	8	267,000	270,000	28,050	10	406,000	410,000	48,900	12
160,000	162,000	14,000	8	270,000	273,000	28,500	10	410,000	414,000	49,500	12
162,000	164,000	14,200	8	273,000	276,000	28,950	10	414,000	418,000	50,100	12
164,000	166,000	14,400	8	276,000	279,000	29,400	10	418,000	422,000	50,700	12
166,000	168,000	14,600	8	279,000	282,000	29,850	10	422,000	426,000	51,300	12
168,000	170,000	14,800	8	282,000	285,000	30,300	10	426,000	430,000	51,900	12
170,000	172,000	15,000	8	285,000	288,000	30,750	10	430,000	434,000	52,500	12
172,000	174,000	15,200	8	288,000	291,000	31,200	10	434,000	438,000	53,100	12
174,000	176,000	15,400	8	291,000	294,000	31,650	10	438,000	442,000	53,700	12
176,000	178,000	15,600	8	294,000	297,000	32,100	10	442,000	446,000	54,300	12
178,000	180,000	15,800	8	297,000	300,000	32,550	10	446,000	450,000	54,900	12
180,000	182,000	16,000	8	300,000	303,000	33,000	11	450,000	454,000	55,500	12
182,000	184,000	16,200	8	303,000	306,000	33,450	11	454,000	458,000	56,100	12
184,000	186,000	16,400	8	306,000	309,000	33,900	11	458,000	462,000	56,700	12
186,000	188,000	16,600	8	309,000	312,000	34,350	11	462,000	466,000	57,300	12
188,000	190,000	16,800	8	312,000	315,000	34,800	11	466,000	470,000	57,900	12
190,000	192,000	17,000	8	315,000	318,000	35,250	11	470,000	474,000	58,500	12
192,000	194,000	17,200	8	318,000	321,000	35,700	11	474,000	478,000	59,100	12
194,000	196,000	17,400	8	321,000	324,000	36,150	11	478,000	482,000	59,700	12
196,000	198,000	17,600	8	324,000	327,000	36,600	11	482,000	486,000	60,300	12
198,000	200,000	17,800	8	327,000	330,000	37,050	11	486,000	490,000	60,900	12
200,000	202,000	18,000	9	330,000	333,000	37,500	11	490,000	494,000	61,500	12
202,000	204,000	18,300	9	333,000	336,000	37,950	11	494,000	498,000	62,100	12
204,000	206,000	18,600	9	336,000	339,000	38,400	11	498,000	502,000	62,700	12
206,000	208,000	18,900	9	339,000	342,000	38,850	11	502,000	506,000	63,400	12
208,000	210,000	19,200	9	342,000	345,000	39,300	11	506,000	510,000	64,200	12

別表第二　山林所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第二項の規定による所得税額表）

（一）

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
500円未満		0	22,500	23,000	1,800	60,000	61,000	4,800
500	1,000	40	23,000	23,500	1,840	61,000	62,000	4,880
1,000	1,500	80	23,500	24,000	1,880	62,000	63,000	4,960
1,500	2,000	120	24,000	24,500	1,920	63,000	64,000	5,040
2,000	2,500	160	24,500	25,000	1,960	64,000	65,000	5,120
2,500	3,000	200	25,000	25,500	2,000	65,000	66,000	5,200
3,000	3,500	240	25,500	26,000	2,040	66,000	67,000	5,280
3,500	4,000	280	26,000	26,500	2,080	67,000	68,000	5,360
4,000	4,500	320	26,500	27,000	2,120	68,000	69,000	5,440
4,500	5,000	360	27,000	27,500	2,160	69,000	70,000	5,520
5,000	5,500	400	27,500	28,000	2,200	70,000	71,000	5,600
5,500	6,000	440	28,000	28,500	2,240	71,000	72,000	5,680
6,000	6,500	480	28,500	29,000	2,280	72,000	73,000	5,760
6,500	7,000	520	29,000	29,500	2,320	73,000	74,000	5,840
7,000	7,500	560	29,500	30,000	2,360	74,000	75,000	5,920
7,500	8,000	600	30,000	31,000	2,400	75,000	76,000	6,000
8,000	8,500	640	31,000	32,000	2,480	76,000	77,000	6,080
8,500	9,000	680	32,000	33,000	2,560	77,000	78,000	6,160
9,000	9,500	720	33,000	34,000	2,640	78,000	79,000	6,240
9,500	10,000	760	34,000	35,000	2,720	79,000	80,000	6,320
10,000	10,500	800	35,000	36,000	2,800	80,000	81,000	6,400
10,500	11,000	840	36,000	37,000	2,880	81,000	82,000	6,480
11,000	11,500	880	37,000	38,000	2,960	82,000	83,000	6,560
11,500	12,000	920	38,000	39,000	3,040	83,000	84,000	6,640
12,000	12,500	960	39,000	40,000	3,120	84,000	85,000	6,720
12,500	13,000	1,000	40,000	41,000	3,200	85,000	86,000	6,800
13,000	13,500	1,040	41,000	42,000	3,280	86,000	87,000	6,880
13,500	14,000	1,080	42,000	43,000	3,360	87,000	88,000	6,960
14,000	14,500	1,120	43,000	44,000	3,440	88,000	89,000	7,040
14,500	15,000	1,160	44,000	45,000	3,520	89,000	90,000	7,120
15,000	15,500	1,200	45,000	46,000	3,600	90,000	92,000	7,200
15,500	16,000	1,240	46,000	47,000	3,680	92,000	94,000	7,360
16,000	16,500	1,280	47,000	48,000	3,760	94,000	96,000	7,520
16,500	17,000	1,320	48,000	49,000	3,840	96,000	98,000	7,680
17,000	17,500	1,360	49,000	50,000	3,920	98,000	100,000	7,840
17,500	18,000	1,400	50,000	51,000	4,000	100,000	102,000	8,000
18,000	18,500	1,440	51,000	52,000	4,080	102,000	104,000	8,160
18,500	19,000	1,480	52,000	53,000	4,160	104,000	106,000	8,320
19,000	19,500	1,520	53,000	54,000	4,240	106,000	108,000	8,480
19,500	20,000	1,560	54,000	55,000	4,320	108,000	110,000	8,640
20,000	20,500	1,600	55,000	56,000	4,400	110,000	112,000	8,800
20,500	21,000	1,640	56,000	57,000	4,480	112,000	114,000	8,960
21,000	21,500	1,680	57,000	58,000	4,560	114,000	116,000	9,120
21,500	22,000	1,720	58,000	59,000	4,640	116,000	118,000	9,280
22,000	22,500	1,760	59,000	60,000	4,720	118,000	120,000	9,440

（三）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
510,000	514,000	65,000	12	655,000	660,000	94,000	14	830,000	835,000	130,500	15
514,000	518,000	65,800	12	660,000	665,000	95,000	14	835,000	840,000	131,750	15
518,000	522,000	66,600	12	665,000	670,000	96,000	14	840,000	845,000	133,000	15
522,000	526,000	67,400	12	670,000	675,000	97,000	14	845,000	850,000	134,250	15
526,000	530,000	68,200	12	675,000	680,000	98,000	14	850,000	855,000	135,500	15
530,000	534,000	69,000	13	680,000	685,000	99,000	14	855,000	860,000	136,750	15
534,000	538,000	69,800	13	685,000	690,000	100,000	14	860,000	865,000	138,000	16
538,000	542,000	70,600	13	690,000	695,000	101,000	14	865,000	870,000	139,250	16
542,000	546,000	71,400	13	695,000	700,000	102,000	14	870,000	875,000	140,500	16
546,000	550,000	72,200	13	700,000	705,000	103,000	14	875,000	880,000	141,750	16
550,000	554,000	73,000	13	705,000	710,000	104,000	14	880,000	885,000	143,000	16
554,000	558,000	73,800	13	710,000	715,000	105,000	14	885,000	890,000	144,250	16
558,000	562,000	74,600	13	715,000	720,000	106,000	14	890,000	895,000	145,500	16
562,000	566,000	75,400	13	720,000	725,000	107,000	14	895,000	900,000	146,750	16
566,000	570,000	76,200	13	725,000	730,000	108,000	14	900,000	905,000	148,000	16
570,000	574,000	77,000	13	730,000	735,000	109,000	14	905,000	910,000	149,250	16
574,000	578,000	77,800	13	735,000	740,000	110,000	14	910,000	915,000	150,500	16
578,000	582,000	78,600	13	740,000	745,000	111,000	15	915,000	920,000	151,750	16
582,000	586,000	79,400	13	745,000	750,000	112,000	15	920,000	925,000	153,000	16
586,000	590,000	80,200	13	750,000	755,000	113,000	15	925,000	930,000	154,250	16
590,000	594,000	81,000	13	755,000	760,000	114,000	15	930,000	935,000	155,500	16
594,000	598,000	81,800	13	760,000	765,000	115,000	15	935,000	940,000	156,750	16
598,000	602,000	82,600	13	765,000	770,000	116,000	15	940,000	945,000	158,000	16
602,000	606,000	83,400	13	770,000	775,000	117,000	15	945,000	950,000	159,250	16
606,000	610,000	84,200	13	775,000	780,000	118,000	15	950,000	955,000	160,500	16
610,000	614,000	85,000	13	780,000	785,000	119,000	15	955,000	960,000	161,750	16
614,000	618,000	85,800	13	785,000	790,000	120,000	15	960,000	965,000	163,000	16
618,000	622,000	86,600	14	790,000	795,000	121,000	15	965,000	970,000	164,250	17
622,000	626,000	87,400	14	795,000	800,000	122,000	15	970,000	975,000	165,500	17
626,000	630,000	88,200	14	800,000	805,000	123,000	15	975,000	980,000	166,750	17
630,000	635,000	89,000	14	805,000	810,000	124,250	15	980,000	985,000	168,000	17
635,000	640,000	90,000	14	810,000	815,000	125,500	15	985,000	990,000	169,250	17
640,000	645,000	91,000	14	815,000	820,000	126,750	15	990,000	995,000	170,500	17
645,000	650,000	92,000	14	820,000	825,000	128,000	15	995,000	1,000,000	171,750	17
650,000	655,000	93,000	14	825,000	830,000	129,250	15	1,000,000円		173,000	17

（注）　この表において、「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいい、「調整所得金額」とは、第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

（二）

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
120,000	122,000	9,600	210,000	213,000	16,800	345,000	348,000	27,600
122,000	124,000	9,760	213,000	216,000	17,040	348,000	351,000	27,840
124,000	126,000	9,920	216,000	219,000	17,280	351,000	354,000	28,080
126,000	128,000	10,080	219,000	222,000	17,520	354,000	357,000	28,320
128,000	130,000	10,240	222,000	225,000	17,760	357,000	360,000	28,560
130,000	132,000	10,400	225,000	228,000	18,000	360,000	363,000	28,800
132,000	134,000	10,560	228,000	231,000	18,240	363,000	366,000	29,040
134,000	136,000	10,720	231,000	234,000	18,480	366,000	369,000	29,280
136,000	138,000	10,880	234,000	237,000	18,720	369,000	372,000	29,520
138,000	140,000	11,040	237,000	240,000	18,960	372,000	375,000	29,760
140,000	142,000	11,200	240,000	243,000	19,200	375,000	378,000	30,000
142,000	144,000	11,360	243,000	246,000	19,440	378,000	381,000	30,240
144,000	146,000	11,520	246,000	249,000	19,680	381,000	384,000	30,480
146,000	148,000	11,680	249,000	252,000	19,920	384,000	387,000	30,720
148,000	150,000	11,840	252,000	255,000	20,160	387,000	390,000	30,960
150,000	152,000	12,000	255,000	258,000	20,400	390,000	394,000	31,200
152,000	154,000	12,160	258,000	261,000	20,640	394,000	398,000	31,520
154,000	156,000	12,320	261,000	264,000	20,880	398,000	402,000	31,840
156,000	158,000	12,480	264,000	267,000	21,120	402,000	406,000	32,160
158,000	160,000	12,640	267,000	270,000	21,360	406,000	410,000	32,480
160,000	162,000	12,800	270,000	273,000	21,600	410,000	414,000	32,800
162,000	164,000	12,960	273,000	276,000	21,840	414,000	418,000	33,120
164,000	166,000	13,120	276,000	279,000	22,080	418,000	422,000	33,440
166,000	168,000	13,280	279,000	282,000	22,320	422,000	426,000	33,760
168,000	170,000	13,440	282,000	285,000	22,560	426,000	430,000	34,080
170,000	172,000	13,600	285,000	288,000	22,800	430,000	434,000	34,400
172,000	174,000	13,760	288,000	291,000	23,040	434,000	438,000	34,720
174,000	176,000	13,920	291,000	294,000	23,280	438,000	442,000	35,040
176,000	178,000	14,080	294,000	297,000	23,520	442,000	446,000	35,360
178,000	180,000	14,240	297,000	300,000	23,760	446,000	450,000	35,680
180,000	182,000	14,400	300,000	303,000	24,000	450,000	454,000	36,000
182,000	184,000	14,560	303,000	306,000	24,240	454,000	458,000	36,320
184,000	186,000	14,720	306,000	309,000	24,480	458,000	462,000	36,640
186,000	188,000	14,880	309,000	312,000	24,720	462,000	466,000	36,960
188,000	190,000	15,040	312,000	315,000	24,960	466,000	470,000	37,280
190,000	192,000	15,200	315,000	318,000	25,200	470,000	474,000	37,600
192,000	194,000	15,360	318,000	321,000	25,440	474,000	478,000	37,920
194,000	196,000	15,520	321,000	324,000	25,680	478,000	482,000	38,240
196,000	198,000	15,680	324,000	327,000	25,920	482,000	486,000	38,560
198,000	200,000	15,840	327,000	330,000	26,160	486,000	490,000	38,880
200,000	202,000	16,000	330,000	333,000	26,400	490,000	494,000	39,200
202,000	204,000	16,160	333,000	336,000	26,640	494,000	498,000	39,520
204,000	206,000	16,320	336,000	339,000	26,880	498,000	502,000	39,840
206,000	208,000	16,480	339,000	342,000	27,120	502,000	506,000	40,200
208,000	210,000	16,640	342,000	345,000	27,360	506,000	510,000	40,600

（三）

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
510,000	514,000	41,000	655,000	660,000	55,500	830,000	835,000	73,000
514,000	518,000	41,400	660,000	665,000	56,000	835,000	840,000	73,500
518,000	522,000	41,800	665,000	670,000	56,500	840,000	845,000	74,000
522,000	526,000	42,200	670,000	675,000	57,000	845,000	850,000	74,500
526,000	530,000	42,600	675,000	680,000	57,500	850,000	855,000	75,000
530,000	534,000	43,000	680,000	685,000	58,000	855,000	860,000	75,500
534,000	538,000	43,400	685,000	690,000	58,500	860,000	865,000	76,000
538,000	542,000	43,800	690,000	695,000	59,000	865,000	870,000	76,500
542,000	546,000	44,200	695,000	700,000	59,500	870,000	875,000	77,000
546,000	550,000	44,600	700,000	705,000	60,000	875,000	880,000	77,500
550,000	554,000	45,000	705,000	710,000	60,500	880,000	885,000	78,000
554,000	558,000	45,400	710,000	715,000	61,000	885,000	890,000	78,500
558,000	562,000	45,800	715,000	720,000	61,500	890,000	895,000	79,000
562,000	566,000	46,200	720,000	725,000	62,000	895,000	900,000	79,500
566,000	570,000	46,600	725,000	730,000	62,500	900,000	905,000	80,000
570,000	574,000	47,000	730,000	735,000	63,000	905,000	910,000	80,500
574,000	578,000	47,400	735,000	740,000	63,500	910,000	915,000	81,000
578,000	582,000	47,800	740,000	745,000	64,000	915,000	920,000	81,500
582,000	586,000	48,200	745,000	750,000	64,500	920,000	925,000	82,000
586,000	590,000	48,600	750,000	755,000	65,000	925,000	930,000	82,500
590,000	594,000	49,000	755,000	760,000	65,500	930,000	935,000	83,000
594,000	598,000	49,400	760,000	765,000	66,000	935,000	940,000	83,500
598,000	602,000	49,800	765,000	770,000	66,500	940,000	945,000	84,000
602,000	606,000	50,200	770,000	775,000	67,000	945,000	950,000	84,500
606,000	610,000	50,600	775,000	780,000	67,500	950,000	955,000	85,000
610,000	614,000	51,000	780,000	785,000	68,000	955,000	960,000	85,500
614,000	618,000	51,400	785,000	790,000	68,500	960,000	965,000	86,000
618,000	622,000	51,800	790,000	795,000	69,000	965,000	970,000	86,500
622,000	626,000	52,200	795,000	800,000	69,500	970,000	975,000	87,000
626,000	630,000	52,600	800,000	805,000	70,000	975,000	980,000	87,500
630,000	635,000	53,000	805,000	810,000	70,500	980,000	985,000	88,000
635,000	640,000	53,500	810,000	815,000	71,000	985,000	990,000	88,500
640,000	645,000	54,000	815,000	820,000	71,500	990,000	995,000	89,000
645,000	650,000	54,500	820,000	825,000	72,000	995,000	1,000,000	89,500
650,000	655,000	55,000	825,000	830,000	72,500	1,000,000円		90,000

（注） この表において「課税山林所得金額」とは、山林所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ　月　額　表

甲　表

(一)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	その月の社会保険料控除後の給与の金額に相当する金額
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
11,300	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
11,300	11,500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
11,500	11,700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	738	
11,700	11,900	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	757	
11,900	12,100	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	776	
12,100	12,300	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	795	
12,300	12,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	815	
12,500	12,700	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	834	
12,700	12,900	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	853	
12,900	13,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	872	
13,100	13,300	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	891	
13,300	13,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	911	
13,500	13,700	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	930	
13,700	13,900	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	949	
13,900	14,100	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	968	
14,100	14,300	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	987	
14,300	14,500	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,007	
14,500	14,700	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,026	
14,700	14,900	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,045	
14,900	15,100	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,064	
15,100	15,300	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,083	
15,300	15,500	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,103	
15,500	15,900	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,122	
15,900	16,300	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,141	
16,300	16,700	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,179	
16,700	17,100	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,239	
17,100	17,500	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,309	
17,500	17,900	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,380	
17,900	18,300	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,462	
18,300	18,700	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,545	
18,700	19,100	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,627	
19,100	19,500	520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,710	
19,500	19,900	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792	
19,900	20,300	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,874	
20,300	20,700	590	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,957	
20,700	21,100	620	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,039	
21,100	21,500	640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,122	
21,500	21,900	670	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,204	
21,900	22,300	700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,286	
22,300	22,700	730	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,365	
22,700	23,100	760	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,441	
23,100	23,500	800	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,517	
23,500	23,900	830	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,593	
23,900	24,300	860	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,669	
24,300	24,700	890	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,745	
24,700	25,100	920	210	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2,821	

イ　月　額　表

甲　表

(二)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
25,100	25,500	960	230	30	0	0	0	0	0	0	0	0	2,973
25,500	25,900	990	260	60	0	0	0	0	0	0	0	0	3,049
25,900	26,300	1,020	280	80	0	0	0	0	0	0	0	0	3,125
26,300	26,700	1,050	310	110	0	0	0	0	0	0	0	0	3,201
26,700	27,100	1,080	330	130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,277
27,100	27,500	1,120	360	160	0	0	0	0	0	0	0	0	3,353
27,500	28,100	1,160	390	190	0	0	0	0	0	0	0	0	3,429
28,100	28,700	1,200	430	230	30	0	0	0	0	0	0	0	3,543
28,700	29,300	1,250	470	270	70	0	0	0	0	0	0	0	3,657
29,300	29,900	1,300	510	310	110	0	0	0	0	0	0	0	3,771
29,900	30,500	1,350	550	350	150	0	0	0	0	0	0	0	3,895
30,500	31,100	1,400	580	380	180	0	0	0	0	0	0	0	4,076
31,100	31,700	1,440	620	420	220	20	0	0	0	0	0	0	4,268
31,700	32,300	1,490	660	460	260	60	0	0	0	0	0	0	4,460
32,300	32,900	1,560	710	500	300	100	0	0	0	0	0	0	4,643
32,900	33,500	1,630	760	540	340	140	0	0	0	0	0	0	4,811
33,500	34,100	1,710	800	580	380	180	0	0	0	0	0	0	4,979
34,100	34,700	1,780	850	620	420	220	20	0	0	0	0	0	5,147
34,700	35,300	1,860	910	660	460	260	60	0	0	0	0	0	5,307
35,300	35,900	1,940	960	710	500	300	100	0	0	0	0	0	5,466
35,900	36,500	2,020	1,020	770	550	350	150	0	0	0	0	0	5,625
36,500	37,100	2,110	1,070	820	590	390	190	0	0	0	0	0	5,784
37,100	37,700	2,190	1,120	870	630	430	230	30	0	0	0	0	5,943
37,700	38,300	2,270	1,180	930	680	480	280	80	0	0	0	0	6,102
38,300	38,900	2,350	1,230	980	730	520	320	120	0	0	0	0	6,261
38,900	39,500	2,430	1,290	1,040	790	560	360	160	0	0	0	0	6,420
39,500	40,100	2,510	1,340	1,090	840	610	410	210	10	0	0	0	6,579
40,100	40,700	2,590	1,390	1,140	890	650	450	250	50	0	0	0	6,738
40,700	41,300	2,670	1,450	1,200	950	700	490	290	90	0	0	0	6,897
41,300	41,900	2,750	1,500	1,250	1,000	750	540	340	140	0	0	0	7,056
41,900	42,500	2,830	1,580	1,310	1,060	810	580	380	180	0	0	0	7,215
42,500	43,100	2,920	1,670	1,360	1,110	860	620	420	220	20	0	0	7,374
43,100	43,700	3,000	1,750	1,410	1,160	910	660	460	260	60	0	0	7,594
43,700	44,300	3,080	1,830	1,470	1,220	970	720	510	310	110	0	0	7,813
44,300	44,900	3,160	1,910	1,530	1,270	1,020	770	550	350	150	0	0	8,032
44,900	45,500	3,240	1,990	1,610	1,330	1,080	830	590	390	190	0	0	8,251
45,500	46,500	3,350	2,100	1,720	1,400	1,150	900	650	450	250	50	0	8,470
46,500	47,500	3,480	2,230	1,860	1,490	1,240	990	740	520	320	120	0	8,835
47,500	48,500	3,620	2,370	1,990	1,620	1,330	1,080	830	600	400	200	0	9,200
48,500	49,500	3,750	2,500	2,130	1,750	1,420	1,170	920	670	470	270	70	9,565
49,500	50,500	3,890	2,640	2,260	1,890	1,510	1,260	1,010	760	540	340	140	9,930
50,500	51,500	4,020	2,770	2,400	2,020	1,650	1,350	1,100	850	610	410	210	10,295
51,500	52,500	4,160	2,910	2,530	2,160	1,780	1,440	1,190	940	690	480	280	10,660
52,500	53,500	4,290	3,040	2,670	2,290	1,920	1,540	1,280	1,030	780	560	360	11,025
53,500	54,500	4,430	3,180	2,800	2,430	2,050	1,680	1,370	1,120	870	630	430	11,390
54,500	55,500	4,560	3,310	2,940	2,560	2,190	1,810	1,460	1,210	960	710	500	11,755
55,500	56,500	4,700	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950	1,570	1,300	1,050	800	570	12,120
56,500	57,500	4,830	3,580	3,210	2,830	2,460	2,080	1,710	1,390	1,140	890	640	12,485
57,500	58,500	4,970	3,720	3,340	2,970	2,590	2,220	1,840	1,480	1,230	980	730	12,850
58,500	59,500	5,100	3,850	3,480	3,100	2,730	2,350	1,980	1,600	1,320	1,070	820	13,215

イ　月　額　表
甲　　表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
59,500	60,500	5,250	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750	1,420	1,170	920	13,608
60,500	61,500	5,450	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,270	1,020	14,034
61,500	62,500	5,650	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050	1,670	1,370	1,120	14,434
62,500	63,500	5,850	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,470	1,220	14,834
63,500	64,500	6,050	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350	1,970	1,600	1,320	15,234
64,500	65,500	6,250	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750	1,420	15,634
65,500	66,500	6,450	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	16,034
66,500	67,500	6,650	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050	1,670	16,434
67,500	68,500	6,850	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	16,834
68,500	69,500	7,050	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350	1,970	17,234
69,500	70,500	7,250	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	17,634
70,500	71,500	7,450	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	18,034
71,500	72,500	7,650	5,980	5,480	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	18,434
72,500	73,500	7,850	6,180	5,680	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	18,834
73,500	74,500	8,050	6,380	5,880	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	19,234
74,500	75,500	8,250	6,580	6,080	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	19,634
75,500	76,500	8,450	6,780	6,280	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	20,034
76,500	78,000	8,700	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710	4,340	3,960	3,590	3,210	20,434
78,000	79,500	9,000	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330	4,940	4,560	4,190	3,810	3,440	21,034
79,500	81,000	9,300	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160	4,790	4,410	4,040	3,660	21,634
81,000	82,500	9,600	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430	5,010	4,640	4,260	3,890	22,234
82,500	84,000	9,900	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730	5,240	4,860	4,490	4,110	22,834
84,000	85,500	10,200	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710	4,340	23,434
85,500	87,000	10,560	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330	4,940	4,560	24,142
87,000	88,500	10,940	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160	4,790	24,817
88,500	90,000	11,310	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430	5,010	25,492
90,000	91,500	11,690	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730	5,240	26,167
91,500	93,000	12,060	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	26,842
93,000	94,500	12,440	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	27,517
94,500	96,000	12,810	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	28,192
96,000	97,500	13,190	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	28,867
97,500	99,000	13,560	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	29,542
99,000	100,500	13,940	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	30,217
100,500	102,000	14,310	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	30,892
102,000	103,500	14,690	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	31,567
103,500	105,000	15,060	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	32,242
105,000	106,500	15,440	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	32,917
106,500	108,000	15,810	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	33,592
108,000	109,500	16,190	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	34,267
109,500	111,000	16,560	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	34,942
111,000	112,500	16,940	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	35,617
112,500	114,000	17,310	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	36,292
114,000	115,500	17,690	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	37,033
115,500	117,000	18,060	15,980	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	37,858
117,000	118,500	18,440	16,350	15,730	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	38,683
118,500	120,000	18,860	16,730	16,100	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	39,500
120,000	122,000	19,380	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670	14,040	13,420	12,790	12,170	11,540	40,250
122,000	124,000	19,980	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170	14,540	13,920	13,290	12,670	12,040	41,250
124,000	126,000	20,580	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670	15,040	14,420	13,790	13,170	12,540	42,250
126,000	128,000	21,180	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170	15,540	14,920	14,290	13,670	13,040	43,250

イ　月　額　表
甲　　表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
128,000	130,000	21,780	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670	16,040	15,420	14,790	14,170	13,540	44,250
130,000	132,000	22,380	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670	14,040	45,250
132,000	134,000	22,980	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170	14,540	46,250
134,000	136,000	23,580	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670	15,040	47,250
136,000	138,000	24,180	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170	15,540	48,250
138,000	140,000	24,780	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670	16,040	49,250
140,000	142,000	25,380	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170	16,540	50,250
142,000	144,000	25,980	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670	17,040	51,250
144,000	146,000	26,580	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170	17,540	52,250
146,000	148,000	27,180	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	18,040	53,250
148,000	150,000	27,780	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,540	54,250
150,000	152,000	28,380	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	55,250
152,000	154,000	28,980	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	56,250
154,000	156,000	29,580	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	57,250
156,000	158,000	30,180	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	58,250
158,000	160,000	30,780	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	59,250
160,000	162,000	31,380	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	60,250
162,000	164,000	31,980	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	61,250
164,000	166,000	32,580	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	62,250
166,000	168,000	33,180	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	63,250
168,000	170,000	33,820	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	64,250
170,000	172,000	34,520	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	65,166
172,000	174,000	35,220	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480	25,730	66,066
174,000	176,000	35,920	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080	26,330	66,966
176,000	178,000	36,620	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680	26,930	67,884
178,000	180,000	37,320	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280	27,530	68,984
180,000	182,000	38,020	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880	28,130	70,084
182,000	184,000	38,720	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480	28,730	71,184
184,000	186,000	39,420	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080	29,330	72,284
186,000	188,000	40,120	37,200	36,320	35,450	34,570	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680	29,930	73,384
188,000	190,000	40,820	37,900	37,020	36,150	35,270	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280	30,530	74,484
190,000	192,000	41,520	38,600	37,720	36,850	35,970	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880	31,130	75,584
192,000	194,000	42,220	39,300	38,420	37,550	36,670	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480	31,730	76,684
194,000	196,000	42,920	40,000	39,120	38,250	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080	32,330	77,784
196,000	198,000	43,620	40,700	39,820	38,950	38,070	37,200	36,320	35,450	34,570	33,700	32,930	78,884
198,000	200,000	44,320	41,400	40,520	39,650	38,770	37,900	37,020	36,150	35,270	34,400	33,530	79,984
200,000円		44,670	41,750	40,870	40,000	39,120	38,250	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	81,084

200,000円をこえ 227,000円に満たない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額	81,084円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに380円を控除した金額）が、その求める税額である。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(一)の(1)の(ロ)及び(ニ)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

甲 表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
227,000円		円 54,120	円 51,200	円 50,320	円 49,450	円 48,570	円 47,700	円 46,820	円 45,950	円 45,070	円 44,200	円 43,320	円 93,234
227,000円をこえ352,000円に満たない金額		227,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち227,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額											93,234円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち227,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額
352,000円		円 104,120	円 101,200	円 100,320	円 99,450	円 98,570	円 97,700	円 96,820	円 95,950	円 95,070	円 94,200	円 93,320	円 155,734
352,000円をこえ519,000円に満たない金額		352,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち352,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額											155,734円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち352,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額
519,000円		円 179,270	円 176,350	円 175,470	円 174,600	円 173,720	円 172,850	円 171,970	円 171,100	円 170,220	円 169,350	円 168,470	円 247,584
519,000円をこえる金額		519,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち519,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額											247,584円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち519,000円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに380円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者（乙表適用者を除く。）については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族（年齢15歳以上の扶養親族をいう。）を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(二) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

イ　月　額　表
乙　　表
(二)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
44,300	44,900	2,280	1,910	1,530	1,270	1,020	770	550	350	150	0
44,900	45,500	2,360	1,990	1,610	1,330	1,080	830	590	390	190	0
45,500	46,500	2,470	2,100	1,720	1,400	1,150	900	650	450	250	50
46,500	47,500	2,610	2,230	1,860	1,490	1,240	990	740	520	320	120
47,500	48,500	2,740	2,370	1,990	1,620	1,330	1,080	830	600	400	200
48,500	49,500	2,880	2,500	2,130	1,750	1,420	1,170	920	670	470	270
49,500	50,500	3,010	2,640	2,260	1,890	1,510	1,260	1,010	760	540	340
50,500	51,500	3,150	2,770	2,400	2,020	1,650	1,350	1,100	850	610	410
51,500	52,500	3,280	2,910	2,530	2,160	1,780	1,440	1,190	940	690	480
52,500	53,500	3,420	3,040	2,670	2,290	1,920	1,540	1,280	1,030	780	560
53,500	54,500	3,550	3,180	2,800	2,430	2,050	1,680	1,370	1,120	870	630
54,500	55,500	3,690	3,310	2,940	2,560	2,190	1,810	1,460	1,210	960	710
55,500	56,500	3,820	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950	1,570	1,300	1,050	800
56,500	57,500	3,960	3,580	3,210	2,830	2,460	2,080	1,710	1,390	1,140	890
57,500	58,500	4,090	3,720	3,340	2,970	2,590	2,220	1,840	1,480	1,230	980
58,500	59,500	4,230	3,850	3,480	3,100	2,730	2,350	1,980	1,600	1,320	1,070
59,500	60,500	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750	1,420	1,170
60,500	61,500	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,270
61,500	62,500	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050	1,670	1,370
62,500	63,500	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,470
63,500	64,500	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350	1,970	1,600
64,500	65,500	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500	2,120	1,750
65,500	66,500	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900
66,500	67,500	5,480	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800	2,420	2,050
67,500	68,500	5,680	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200
68,500	69,500	5,880	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100	2,720	2,350
69,500	70,500	6,080	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250	2,870	2,500
70,500	71,500	6,280	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400	3,020	2,650
71,500	72,500	6,480	5,980	5,480	5,050	4,670	4,300	3,920	3,550	3,170	2,800
72,500	73,500	6,680	6,180	5,680	5,200	4,820	4,450	4,070	3,700	3,320	2,950
73,500	74,500	6,880	6,380	5,880	5,380	4,970	4,600	4,220	3,850	3,470	3,100
74,500	75,500	7,080	6,580	6,080	5,580	5,120	4,750	4,370	4,000	3,620	3,250
75,500	76,500	7,280	6,780	6,280	5,780	5,280	4,900	4,520	4,150	3,770	3,400
76,500	78,000	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710	4,340	3,960	3,590
78,000	79,500	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330	4,940	4,560	4,190	3,810
79,500	81,000	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160	4,790	4,410	4,040
81,000	82,500	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430	5,010	4,640	4,260
82,500	84,000	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730	5,240	4,860	4,490
84,000	85,500	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030	5,530	5,090	4,710
85,500	87,000	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330	5,830	5,330	4,940
87,000	88,500	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630	6,130	5,630	5,160
88,500	90,000	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930	6,430	5,930	5,430
90,000	91,500	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230	6,730	6,230	5,730
91,500	93,000	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530	7,030	6,530	6,030
93,000	94,500	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830	7,330	6,830	6,330
94,500	96,000	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130	7,630	7,130	6,630
96,000	97,500	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430	7,930	7,430	6,930
97,500	99,000	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730	8,230	7,730	7,230
99,000	100,500	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030	8,530	8,030	7,530
100,500	102,000	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330	8,830	8,330	7,830

イ　月　額　表
乙　　表　(控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。)について甲表の甲欄に代えて適用する表)
(一)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
18,700円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,700	19,100	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,100	19,500	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	230	30	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	250	50	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	280	80	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	300	100	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	330	130	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	360	160	0	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	380	180	0	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	410	210	10	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	430	230	30	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	460	260	60	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	480	280	80	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	510	310	110	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	530	330	130	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	560	360	160	0	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	590	390	190	0	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	630	430	230	30	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	670	470	270	70	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	720	510	310	110	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	770	550	350	150	0	0	0	0	0	0
30,500	31,100	810	580	380	180	0	0	0	0	0	0
31,100	31,700	860	620	420	220	20	0	0	0	0	0
31,700	32,300	910	660	460	260	60	0	0	0	0	0
32,300	32,900	960	710	500	300	100	0	0	0	0	0
32,900	33,500	1,010	760	540	340	140	0	0	0	0	0
33,500	34,100	1,050	800	580	380	180	0	0	0	0	0
34,100	34,700	1,100	850	620	420	220	20	0	0	0	0
34,700	35,300	1,160	910	660	460	260	60	0	0	0	0
35,300	35,900	1,210	960	710	500	300	100	0	0	0	0
35,900	36,500	1,270	1,020	770	550	350	150	0	0	0	0
36,500	37,100	1,320	1,070	820	590	390	190	0	0	0	0
37,100	37,700	1,370	1,120	870	630	430	230	30	0	0	0
37,700	38,300	1,430	1,180	930	680	480	280	80	0	0	0
38,300	38,900	1,480	1,230	980	730	520	320	120	0	0	0
38,900	39,500	1,550	1,290	1,040	790	560	360	160	0	0	0
39,500	40,100	1,640	1,340	1,090	840	610	410	210	10	0	0
40,100	40,700	1,720	1,390	1,140	890	650	450	250	50	0	0
40,700	41,300	1,800	1,450	1,200	950	700	490	290	90	0	0
41,300	41,900	1,880	1,500	1,250	1,000	750	540	340	140	0	0
41,900	42,500	1,960	1,580	1,310	1,060	810	580	380	180	0	0
42,500	43,100	2,040	1,670	1,360	1,110	860	620	420	220	20	0
43,100	43,700	2,120	1,750	1,410	1,160	910	660	460	260	60	0
43,700	44,300	2,200	1,830	1,470	1,220	970	720	510	310	110	0

イ 月 額 表
乙 表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
102,000	103,500	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630	9,130	8,630	8,130
103,500	105,000	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930	9,430	8,930	8,430
105,000	106,500	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,730	9,230	8,730
106,500	108,000	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	10,030	9,530	9,030
108,000	109,500	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,830	9,330
109,500	111,000	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,130	9,630
111,000	112,500	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,930
112,500	114,000	15,850	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230
114,000	115,500	16,230	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600
115,500	117,000	16,600	15,980	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980
117,000	118,500	16,980	16,350	15,730	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350
118,500	120,000	17,350	16,730	16,100	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730
120,000	122,000	17,790	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670	14,040	13,420	12,790	12,170
122,000	124,000	18,290	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170	14,540	13,920	13,290	12,670
124,000	126,000	18,830	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670	15,040	14,420	13,790	13,170
126,000	128,000	19,430	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170	15,540	14,920	14,290	13,670
128,000	130,000	20,030	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670	16,040	15,420	14,790	14,170
130,000	132,000	20,630	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170	16,540	15,920	15,290	14,670
132,000	134,000	21,230	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670	17,040	16,420	15,790	15,170
134,000	136,000	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170	17,540	16,920	16,290	15,670
136,000	138,000	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	18,040	17,420	16,790	16,170
138,000	140,000	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,540	17,920	17,290	16,670
140,000	142,000	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,420	17,790	17,170
142,000	144,000	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,290	17,670
144,000	146,000	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,170
146,000	148,000	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680
148,000	150,000	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280
150,000	152,000	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880
152,000	154,000	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480
154,000	156,000	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080
156,000	158,000	28,430	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680
158,000	160,000	29,030	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280
160,000	162,000	29,630	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880
162,000	164,000	30,230	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480
164,000	166,000	30,830	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080
166,000	168,000	31,430	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680
168,000	170,000	32,030	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280	27,530	26,780	26,030	25,280
170,000	172,000	32,630	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880	28,130	27,380	26,630	25,880
172,000	174,000	33,230	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480	28,730	27,980	27,230	26,480
174,000	176,000	33,870	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080	29,330	28,580	27,830	27,080
176,000	178,000	34,570	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680	29,930	29,180	28,430	27,680
178,000	180,000	35,270	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280	30,530	29,780	29,030	28,280
180,000	182,000	35,970	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880	31,130	30,380	29,630	28,880
182,000	184,000	36,670	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480	31,730	30,980	30,230	29,480
184,000	186,000	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080	32,330	31,580	30,830	30,080
186,000	188,000	38,070	37,200	36,320	35,450	34,570	33,700	32,930	32,180	31,430	30,680
188,000	190,000	38,770	37,900	37,020	36,150	35,270	34,400	33,530	32,780	32,030	31,280
190,000	192,000	39,470	38,600	37,720	36,850	35,970	35,100	34,220	33,380	32,630	31,880
192,000	194,000	40,170	39,300	38,420	37,550	36,670	35,800	34,920	34,050	33,230	32,480
194,000	196,000	40,870	40,000	39,120	38,250	37,370	36,500	35,620	34,750	33,870	33,080

587819

イ 月 額 表
乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
196,000	198,000	41,570	40,700	39,820	38,950	38,070	37,200	36,320	35,450	34,570	33,700
198,000	200,000	42,270	41,400	40,520	39,650	38,770	37,900	37,020	36,150	35,270	34,400
200,000円		42,620	41,750	40,870	40,000	39,120	38,250	37,370	36,500	35,620	34,750
200,000円をこえ227,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額									
227,000円		52,070	51,200	50,320	49,450	48,570	47,700	46,820	45,950	45,070	44,200
227,000円をこえ352,000円に満たない金額		227,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち227,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額									
352,000円		102,070	101,200	100,320	99,450	98,570	97,700	96,820	95,950	95,070	94,200
352,000円をこえ519,000円に満たない金額		352,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち352,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額									
519,000円		177,220	176,350	175,470	174,600	173,720	172,850	171,970	171,100	170,220	169,350
519,000円をこえる金額		519,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち519,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

(1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

ロ 日額表
甲　表
(二)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,060	1,080	50	20	15	10	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,080	1,100	50	25	15	10	5	0	0	0	0	0	0	156	0
1,100	1,120	55	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	162	0
1,120	1,140	55	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	167	0
1,140	1,160	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	173	0
1,160	1,180	60	30	20	15	10	0	0	0	0	0	0	178	0
1,180	1,200	65	30	25	15	10	5	0	0	0	0	0	184	0
1,200	1,220	65	35	25	20	10	5	0	0	0	0	0	189	0
1,220	1,240	70	35	25	20	10	5	0	0	0	0	0	194	0
1,240	1,260	70	35	30	20	15	5	0	0	0	0	0	199	0
1,260	1,280	75	40	30	20	15	10	0	0	0	0	0	205	0
1,280	1,300	75	40	30	25	15	10	5	0	0	0	0	210	1
1,300	1,320	80	40	35	25	20	10	5	0	0	0	0	215	2
1,320	1,340	85	45	35	25	20	15	5	0	0	0	0	221	3
1,340	1,360	85	45	35	30	20	15	10	0	0	0	0	226	4
1,360	1,380	90	50	40	30	20	15	10	0	0	0	0	231	6
1,380	1,400	90	50	40	35	25	15	10	5	0	0	0	237	7
1,400	1,440	95	55	45	35	25	20	15	5	0	0	0	242	8
1,440	1,480	100	60	45	40	30	20	15	10	0	0	0	255	11
1,480	1,520	105	65	50	40	35	25	20	10	5	0	0	269	13
1,520	1,560	110	70	55	45	40	30	20	15	10	0	0	284	16
1,560	1,600	115	75	60	50	40	35	25	20	10	5	0	299	19
1,600	1,640	120	80	70	55	45	35	30	20	15	5	0	313	21
1,640	1,680	125	85	75	60	50	40	30	25	15	10	5	328	24
1,680	1,720	135	90	80	65	55	45	35	25	20	15	5	342	27
1,720	1,760	140	95	85	70	60	45	40	30	20	15	10	357	30
1,760	1,800	145	100	90	75	65	50	40	35	25	20	10	372	33
1,800	1,840	150	105	95	80	70	55	45	40	30	20	15	386	37
1,840	1,880	155	115	100	85	75	60	50	40	35	25	20	401	40
1,880	1,920	160	120	105	95	80	70	55	45	35	30	20	415	44
1,920	1,960	165	125	110	100	85	75	60	50	40	30	25	430	48
1,960	2,000	170	130	115	105	90	80	65	55	45	35	25	445	51
2,000	2,040	180	135	120	110	95	85	70	60	50	40	30	461	55
2,040	2,080	185	140	130	115	105	90	80	65	55	45	35	477	58
2,080	2,120	195	145	135	120	110	95	85	70	60	45	40	493	62
2,120	2,160	200	155	140	130	115	105	90	75	65	50	45	509	66
2,160	2,200	210	160	145	135	120	110	95	85	70	60	45	525	70
2,200	2,240	220	165	150	140	125	115	100	90	75	65	50	541	75
2,240	2,280	225	170	160	145	135	120	110	95	85	70	60	557	81
2,280	2,320	235	180	165	150	140	125	115	100	90	75	65	573	86
2,320	2,360	240	185	170	160	145	135	120	105	95	80	70	589	91
2,360	2,400	250	195	180	165	150	140	125	115	100	90	75	605	97
2,400	2,440	260	205	185	170	155	145	130	120	105	95	80	621	102
2,440	2,480	265	210	195	175	165	150	140	125	115	100	90	637	108
2,480	2,520	275	220	200	185	170	155	145	130	120	105	95	653	113
2,520	2,560	280	225	210	195	175	165	150	135	125	110	100	669	118
2,560	2,600	290	235	220	200	185	170	155	145	130	120	105	685	124
2,600	2,640	300	245	225	210	190	175	160	150	135	125	110	701	129
2,640	2,700	310	255	235	220	200	185	170	155	145	130	120	717	135
2,700	2,760	320	265	250	230	215	195	180	165	155	140	130	741	143

別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 日額表
甲　表
(一)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
420円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与の金額に相当する金額	0
420	430	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0
430	440	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
440	450	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
450	460	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
460	470	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
470	480	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
480	490	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
490	500	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0
500	510	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
510	520	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
520	530	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
530	540	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
540	550	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
550	560	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
560	570	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
570	580	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
580	590	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
590	600	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
600	610	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
610	620	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
620	630	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
630	640	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
640	650	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
650	660	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
660	670	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
670	680	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
680	700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
700	720	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
720	740	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0
740	760	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
760	780	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	0
780	800	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0
800	820	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0
820	840	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
840	860	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
860	880	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
880	900	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	107	0
900	920	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	111	0
920	940	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	115	0
940	960	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	118	0
960	980	40	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0
980	1,000	45	15	10	5	0	0	0	0	0	0	0	126	0
1,000	1,020	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,020	1,040	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	137	0
1,040	1,060	45	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	144	0

ロ 日額表
甲 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税額													
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,180	6,260	1,330	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015	990		2,435	903
6,260	6,340	1,360	1,260	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015		2,479	927
6,340	6,420	1,385	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040		2,523	951
6,420	6,500	1,415	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,140	1,115	1,090	1,065		2,567	975
6,500円		1,430	1,330	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,100	1,075		2,611	998
6,500円をこえ7,560円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額												2,611円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	998円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
円 7,560		1,800	1,700	1,675	1,645	1,615	1,585	1,555	1,525	1,495	1,470	1,445		3,088	1,369
7,560円をこえ11,730円に満たない金額		7,560円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,560円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額												3,088円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,560円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,369円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,560円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
円 11,730		3,470	3,370	3,345	3,315	3,285	3,255	3,225	3,195	3,165	3,140	3,115		5,173	3,037
11,730円をこえ17,280円に満たない金額		11,730円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,730円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額												5,173円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,730円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	3,037円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,730円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

ロ 日額表
甲 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税額													
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,760	2,820	330	275	260	245	225	210	195	175	160	150	135		765	152
2,820	2,880	345	290	270	255	240	220	205	190	170	160	145		790	161
2,880	2,940	360	300	285	265	250	235	215	200	185	170	155		818	170
2,940	3,000	375	315	295	280	260	245	230	210	195	180	165		845	179
3,000	3,060	390	325	310	290	275	255	240	225	205	190	175		872	188
3,060	3,120	405	335	320	305	285	270	255	235	220	200	185		899	197
3,120	3,180	420	350	330	315	300	280	265	250	230	215	195		926	206
3,180	3,240	435	365	345	325	310	295	275	260	245	225	210		953	215
3,240	3,300	450	380	360	340	320	305	290	270	255	240	220		980	224
3,300	3,360	465	395	375	355	335	315	300	285	265	250	235		1,007	233
3,360	3,420	480	410	390	370	350	330	315	295	280	260	245		1,034	243
3,420	3,480	495	425	405	385	365	340	325	310	290	275	255		1,061	255
3,480	3,540	510	440	420	400	380	355	335	320	305	285	270		1,088	267
3,540	3,600	525	455	435	415	395	370	350	330	315	300	280		1,115	279
3,600	3,660	540	470	450	430	410	385	365	345	325	310	295		1,142	291
3,660	3,720	555	485	465	445	425	400	380	360	340	320	305		1,169	303
3,720	3,780	570	500	480	460	440	415	395	375	355	335	315		1,196	315
3,780	3,840	585	515	495	475	455	430	410	390	370	350	330		1,223	327
3,840	3,900	600	530	510	490	470	445	425	405	385	365	340		1,256	339
3,900	3,960	615	545	525	505	485	460	440	420	400	380	355		1,289	351
3,960	4,020	630	560	540	520	500	475	455	435	415	395	370		1,322	363
4,020	4,080	650	575	555	535	515	490	470	450	430	410	385		1,352	375
4,080	4,140	670	590	570	550	530	505	485	465	445	425	400		1,382	387
4,140	4,200	685	605	585	565	545	520	500	480	460	440	415		1,412	399
4,200	4,260	705	620	600	580	560	535	515	495	475	455	430		1,442	411
4,260	4,320	720	640	615	595	575	550	530	510	490	470	445		1,472	423
4,320	4,380	740	655	630	610	590	565	545	525	505	485	460		1,502	435
4,380	4,440	760	675	650	625	605	580	560	540	520	500	475		1,532	447
4,440	4,500	775	695	665	640	620	595	575	555	535	515	490		1,562	459
4,500	4,580	795	715	690	665	640	615	595	570	550	530	510		1,592	473
4,580	4,660	820	740	710	685	660	635	615	590	570	550	530		1,632	493
4,660	4,740	845	760	735	710	685	660	635	610	590	570	550		1,672	513
4,740	4,820	870	785	760	735	710	685	660	635	610	590	570		1,712	533
4,820	4,900	895	810	785	760	735	710	685	660	635	610	590		1,752	553
4,900	4,980	915	835	810	785	760	735	710	680	655	630	610		1,792	573
4,980	5,060	940	860	830	805	780	755	730	705	680	655	630		1,832	593
5,060	5,140	965	880	855	830	805	780	755	730	705	680	655		1,872	613
5,140	5,220	990	905	880	855	830	805	780	755	730	705	680		1,912	633
5,220	5,300	1,015	930	905	880	855	830	805	780	755	730	705		1,952	653
5,300	5,380	1,035	955	930	905	880	855	830	800	775	750	725		1,992	673
5,380	5,460	1,060	980	950	925	900	875	850	825	800	775	750		2,032	693
5,460	5,540	1,085	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800	775		2,072	713
5,540	5,620	1,110	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800		2,112	733
5,620	5,700	1,135	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825		2,151	753
5,700	5,780	1,165	1,075	1,050	1,025	1,000	975	950	920	895	870	845		2,187	773
5,780	5,860	1,190	1,100	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895	870		2,223	793
5,860	5,940	1,220	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895		2,259	813
5,940	6,020	1,245	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920		2,303	833
6,020	6,100	1,275	1,180	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945		2,347	855
6,100	6,180	1,305	1,205	1,175	1,145	1,120	1,095	1,070	1,040	1,015	990	965		2,391	879

されている場合を含む。)には、

(イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに12円を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労務者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額（昭和37年4月1日から同年12月31日までの間に支給すべき当該給与については、当該金額から3円を控除した金額）が、その求める税額である。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は100円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(一)の(1)の(ロ)及び(二)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日額表

甲　表

（五）

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
	17,280円	5,965円	5,865円	5,840円	5,810円	5,780円	5,750円	5,720円	5,690円	5,660円	5,635円	5,610円	8,225円	5,534円
17,280円をこえる金額		17,280円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,280円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額											8,225円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,280円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額	5,534円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,280円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに12円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

（注） この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考） 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者（乙表適用者を除く。）については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族（年齢15歳以上の扶養親族をいう。）を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき70円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

(二) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

ロ　日額表
乙　表
(二)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,720	1,760	110	95	85	70	60	45	40	30	20	15
1,760	1,800	115	100	90	75	65	50	40	35	25	20
1,800	1,840	120	105	95	80	70	55	45	40	30	20
1,840	1,880	125	115	100	85	75	60	50	40	35	25
1,880	1,920	130	120	105	95	80	70	55	45	35	30
1,920	1,960	135	125	110	100	85	75	60	50	40	30
1,960	2,000	140	130	115	105	90	80	65	55	45	35
2,000	2,040	145	135	120	110	95	85	70	60	50	40
2,040	2,080	155	140	130	115	105	90	80	65	55	45
2,080	2,120	160	145	135	120	110	95	85	70	60	45
2,120	2,160	165	155	140	130	115	100	90	75	65	50
2,160	2,200	170	160	145	135	120	110	95	85	70	60
2,200	2,240	180	165	150	140	125	115	100	90	75	65
2,240	2,280	185	170	160	145	135	120	110	95	85	70
2,280	2,320	195	180	165	150	140	125	115	100	90	75
2,320	2,360	205	185	170	160	145	130	120	105	95	80
2,360	2,400	210	195	180	165	150	140	125	115	100	90
2,400	2,440	220	200	185	170	155	145	130	120	105	95
2,440	2,480	225	210	195	175	165	150	140	125	115	100
2,480	2,520	235	220	200	185	170	155	145	130	120	105
2,520	2,560	245	225	210	195	175	160	150	135	125	110
2,560	2,600	250	235	220	200	185	170	155	145	130	120
2,600	2,640	260	240	225	210	190	175	160	150	135	125
2,640	2,700	270	250	235	220	200	185	170	155	145	130
2,700	2,760	280	265	250	230	215	195	180	165	155	140
2,760	2,820	295	275	260	245	225	210	190	175	160	150
2,820	2,880	305	290	270	255	240	220	205	190	170	160
2,880	2,940	315	300	285	265	250	235	215	200	185	170
2,940	3,000	330	310	295	280	260	245	230	210	195	180
3,000	3,060	340	325	310	290	275	255	240	225	205	190
3,060	3,120	355	335	320	305	285	270	250	235	220	200
3,120	3,180	370	350	330	315	300	280	265	250	230	215
3,180	3,240	385	365	345	325	310	295	275	260	245	225
3,240	3,300	400	380	360	340	320	305	290	270	255	240
3,300	3,360	415	395	375	355	335	315	300	285	265	250
3,360	3,420	430	410	390	370	345	330	310	295	280	260
3,420	3,480	445	425	405	385	360	340	325	310	290	275
3,480	3,540	460	440	420	400	375	355	335	320	305	285
3,540	3,600	475	455	435	415	390	370	350	330	315	300
3,600	3,660	490	470	450	430	405	385	365	345	325	310
3,660	3,720	505	485	465	445	420	400	380	360	340	320
3,720	3,780	520	500	480	460	435	415	395	375	355	335
3,780	3,840	535	515	495	475	450	430	410	390	370	345
3,840	3,900	550	530	510	490	465	445	425	405	385	360
3,900	3,960	565	545	525	505	480	460	440	420	400	375
3,960	4,020	580	560	540	520	495	475	455	435	415	390
4,020	4,080	595	575	555	535	510	490	470	450	430	405
4,080	4,140	610	590	570	550	525	505	485	465	445	420
4,140	4,200	625	605	585	565	540	520	500	480	460	435
4,200	4,260	645	620	600	580	555	535	515	495	475	450

ロ　日額表
乙　表（控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者（第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。）について甲表の甲欄に代えて適用する表）
(一)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
670円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
680	700	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	720	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	15	10	5	0	0	0	0	0	0	0
900	920	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
920	940	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
940	960	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
960	980	20	15	10	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	25	15	10	5	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	30	20	15	10	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	30	25	15	10	5	0	0	0	0	0
1,100	1,120	35	25	15	10	5	0	0	0	0	0
1,120	1,140	35	25	20	10	5	0	0	0	0	0
1,140	1,160	35	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,160	1,180	40	30	20	15	10	0	0	0	0	0
1,180	1,200	40	30	25	15	10	5	0	0	0	0
1,200	1,220	40	35	25	20	10	5	0	0	0	0
1,220	1,240	45	35	25	20	10	5	0	0	0	0
1,240	1,260	45	35	30	20	15	5	0	0	0	0
1,260	1,280	45	40	30	20	15	10	0	0	0	0
1,280	1,300	50	40	30	25	15	10	5	0	0	0
1,300	1,320	50	40	35	25	20	10	5	0	0	0
1,320	1,340	55	45	35	25	20	15	5	0	0	0
1,340	1,360	55	45	35	30	20	15	10	0	0	0
1,360	1,380	60	45	40	30	20	15	10	0	0	0
1,380	1,400	60	50	40	30	25	15	10	5	0	0
1,400	1,440	65	55	45	35	25	20	15	5	0	0
1,440	1,480	70	60	45	40	30	20	15	10	0	0
1,480	1,520	75	65	50	40	35	25	20	10	5	0
1,520	1,560	80	70	55	45	40	30	20	15	10	0
1,560	1,600	85	75	60	50	40	35	25	15	10	5
1,600	1,640	95	80	70	55	45	35	30	20	15	5
1,640	1,680	100	85	75	60	50	40	30	25	15	10
1,680	1,720	105	90	80	65	55	45	35	25	20	15

ロ 日額表
乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	4,260										
4,260	4,320	665	640	615	595	570	550	530	510	490	465
4,320	4,380	680	655	630	610	585	565	545	525	505	480
4,380	4,440	700	675	650	625	600	580	560	540	520	495
4,440	4,500	715	690	665	640	615	595	575	555	535	510
4,500	4,580	740	715	690	665	640	615	595	570	550	530
4,580	4,660	760	735	710	685	660	635	615	590	570	550
4,660	4,740	785	760	735	710	685	660	635	610	590	570
4,740	4,820	810	785	760	735	710	685	660	635	610	590
4,820	4,900	835	810	785	760	735	710	685	660	635	610
4,900	4,980	860	835	810	785	760	730	705	680	655	630
4,980	5,060	880	855	830	805	780	755	730	705	680	655
5,060	5,140	905	880	855	830	805	780	755	730	705	680
5,140	5,220	930	905	880	855	830	805	780	755	730	705
5,220	5,300	955	930	905	880	855	830	805	780	755	730
5,300	5,380	980	955	930	905	880	850	825	800	775	750
5,380	5,460	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800	775
5,460	5,540	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825	800
5,540	5,620	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850	825
5,620	5,700	1,075	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850
5,700	5,780	1,100	1,075	1,050	1,025	1,000	970	945	920	895	870
5,780	5,860	1,125	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895
5,860	5,940	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920
5,940	6,020	1,180	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945
6,020	6,100	1,205	1,180	1,150	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970
6,100	6,180	1,235	1,205	1,175	1,145	1,120	1,090	1,065	1,040	1,015	990
6,180	6,260	1,265	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015
6,260	6,340	1,290	1,260	1,230	1,205	1,175	1,145	1,115	1,090	1,065	1,040
6,340	6,420	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,145	1,115	1,090	1,065
6,420	6,500	1,345	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,170	1,140	1,115	1,090
6,500円		1,360	1,330	1,300	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,100
6,500円をこえ7,560円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額									
7,560円		円 1,730	円 1,700	円 1,670	円 1,645	円 1,615	円 1,585	円 1,555	円 1,525	円 1,495	円 1,470
7,560円をこえ11,730円に満たない金額		7,560円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,560円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額									
11,730円		円 3,400	円 3,370	円 3,340	円 3,315	円 3,285	円 3,255	円 3,225	円 3,195	円 3,165	円 3,140
11,730円をこえ17,280円に満たない金額		11,730円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,730円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額									

ロ 日額表
乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
17,280円		円 5,895	円 5,865	円 5,835	円 5,810	円 5,780	円 5,750	円 5,720	円 5,690	円 5,660	円 5,635
17,280円をこえる金額		17,280円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,280円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

(1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき70円

(2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第四　賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の規定による賞与の金額に乗ずべき率の表）

賞与の金額に乗ずべき率	甲　第三十八条第一項第七号イの規定の適用がある場合												乙　第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
	扶養親族等の数													
	0人		1人		2人		3人		4人		5人			
	前月の社会保険料控除後の給与の金額												前月の社会保険料控除後の給与の金額	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	9,000円未満		17,300円未満		19,800円未満		22,300円未満		24,800円未満		27,300円未満		2,000円未満	
2	9,000	9,600	17,300	18,500	19,800	21,200	22,300	23,800	24,800	26,500	27,300	28,900		
4	9,600	10,300	18,500	19,800	21,200	22,700	23,800	25,500	26,500	28,300	28,900	30,800		
6	10,300	11,100	19,800	21,300	22,700	24,400	25,500	27,500	28,300	30,100	30,800	32,800		
8	11,100	21,700	21,300	30,000	24,400	31,800	27,500	33,500	30,100	35,700	32,800	38,100		
10	21,700	28,200	30,000	34,800	31,800	37,100	33,500	39,500	35,700	41,800	38,100	44,100		
12	28,200	30,600	34,800	38,400	37,100	40,900	39,500	43,500	41,800	46,100	44,100	48,300		
14	30,600	48,600	38,400	50,700	40,900	50,700	43,500	50,700	46,100	50,700	48,300	52,100		
16	48,600	51,800	50,700	57,400	50,700	59,100	50,700	61,100	50,700	63,200	52,100	65,300		
18	51,800	55,500	57,400	62,100	59,100	64,400	61,100	66,700	63,200	68,900	65,300	71,200		
20	55,500	68,000	62,100	74,700	64,400	76,700	66,700	78,700	68,900	80,700	71,200	82,700		
22	68,000	73,900	74,700	81,200	76,700	83,300	78,700	85,500	80,700	87,700	82,700	89,900		
24	73,900	81,000	81,200	88,900	83,300	91,300	85,500	93,700	87,700	96,000	89,900	98,400		
26	81,000	98,600	88,900	105,600	91,300	107,600	93,700	109,700	96,000	111,800	98,400	113,900		
28	98,600	107,600	105,600	115,200	107,600	117,400	109,700	119,700	111,800	122,000	113,900	124,200		
30	107,600	134,700	115,200	141,300	117,400	143,300	119,700	145,300	122,000	147,300	124,200	149,300		
32	134,700	146,400	141,300	153,600	143,300	155,800	145,300	158,000	147,300	160,100	149,300	162,300		
34	146,400	160,300	153,600	168,300	155,800	170,600	158,000	173,000	160,100	175,400	162,300	177,800		
36	160,300	188,900	168,300	195,800	170,600	197,900	173,000	200,000	175,400	202,100	177,800	204,200		
38	188,900	206,100	195,800	213,600	197,900	215,900	200,000	218,200	202,100	220,500	204,200	222,700		
40	206,100	281,300	213,600	288,000	215,900	290,000	218,200	292,000	220,500	294,000	222,700	296,000		
42	281,300	305,800	288,000	313,000	290,000	315,200	292,000	317,400	294,000	319,600	296,000	321,700		
44	305,800	334,900	313,000	342,900	315,200	345,200	317,400	347,600	319,600	350,000	321,700	352,400		
46	334,900	431,900	342,900	438,900	345,200	441,000	347,600	443,100	350,000	445,100	352,400	447,200		
48	431,900	471,200	438,900	478,800	441,000	481,100	443,100	483,300	445,100	485,600	447,200	487,900		
50	471,200円以上		478,800円以上		481,100円以上		483,300円以上		485,600円以上		487,900円以上			

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一)　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　まず、その者が前月中に支払を受けた給与（賞与を除く。以下同じ。）の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a)　当該給与から控除された社会保険料の金額

(b)　年長扶養親族（年齢15歳以上の扶養親族（乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの）をいう。）を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ロ)　次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(2)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(ロ)　(イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(3)　その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規定により税額を計算する。

(二)　第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、賞与の金額に乗ずべき率を求める。(一)の(3)に準じて計算する。）

甲　第三十八条第一項第七号イの規定の適用がある場合										乙　第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
扶養親族等の数											
6人		7人		8人		9人		10人以上			
前月の社会保険料控除後の給与の金額										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
29,600円未満		31,800円未満		34,000円未満		36,200円未満		38,400円未満		2,000円未満	
29,600	31,300	31,800	33,600	34,000	36,000	36,200	38,400	38,400	40,700	2,000	4,000
31,300	33,200	33,600	35,800	36,000	38,800	38,400	40,800	40,700	43,300	4,000	6,500
33,200	35,500	35,800	38,100	38,800	40,800	40,800	43,500	43,300	46,000	6,500	9,000
35,500	40,600	38,100	43,000	40,800	45,400	43,500	47,700	46,000	49,200	9,000	12,000
40,600	46,400	43,000	48,500	45,400	50,400	47,700	52,400	49,200	54,300	12,000	15,100
46,400	50,100	48,500	52,000	50,400	53,800	52,400	55,700	54,300	57,500	15,100	15,800
50,100	54,100	52,000	56,100	53,800	58,100	55,700	60,300	57,500	62,700	15,800	26,800
54,100	67,400	56,100	69,400	58,100	71,500	60,300	73,600	62,700	75,700	26,800	27,800
67,400	73,500	69,400	75,800	71,500	78,000	73,600	80,300	75,700	82,600	27,800	28,800
73,500	84,700	75,800	86,700	78,000	88,700	80,300	90,700	82,600	92,700	28,800	37,800
84,700	92,000	86,700	94,200	88,700	96,400	90,700	98,600	92,700	100,700	37,800	39,500
92,000	100,800	94,200	103,200	96,400	105,600	98,600	107,900	100,700	110,300	39,500	41,500
100,800	116,000	103,200	118,000	105,600	120,100	107,900	122,200	110,300	124,300	41,500	53,800
116,000	126,500	118,000	128,800	120,100	131,000	122,200	133,300	124,300	135,600	53,800	56,300
126,500	151,300	128,800	153,300	131,000	155,300	133,300	157,300	135,600	159,300	56,300	74,800
151,300	164,500	153,300	166,700	155,300	168,800	157,300	171,000	159,300	173,200	74,800	78,300
164,500	180,200	166,700	182,500	168,800	184,900	171,000	187,300	173,200	189,700	78,300	82,100
180,200	206,300	182,500	208,300	184,900	210,400	187,300	212,500	189,700	214,600	82,100	103,000
206,300	225,000	208,300	227,300	210,400	229,500	212,500	231,800	214,600	234,000	103,000	107,900
225,000	298,000	227,300	300,000	229,500	302,000	231,800	304,000	234,000	306,000	107,900	156,300
298,000	323,900	300,000	326,000	302,000	328,300	304,000	330,400	306,000	332,600	156,300	163,600
323,900	354,800	326,000	357,100	328,300	359,500	330,400	361,900	332,600	364,300	163,600	171,500
354,800	449,300	357,100	451,400	359,500	453,500	361,900	455,600	364,300	457,600	171,500	235,600
449,300	490,200	451,400	492,400	453,500	494,700	455,600	497,000	457,600	499,200	235,600	246,800
490,200円以上		492,400円以上		494,700円以上		497,000円以上		499,200円以上		246,800円以上	

別表第五　退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

（一）

退職控除後の特別所得金額 以上	退職控除後の特別所得金額 未満	税額	退職控除後の特別所得金額 以上	退職控除後の特別所得金額 未満	税額	退職控除後の特別所得金額 以上	退職控除後の特別所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000円未満		0	50,000	51,000	2,000	140,000	142,000	5,600
1,000	2,000	40	51,000	52,000	2,040	142,000	144,000	5,680
2,000	3,000	80	52,000	53,000	2,080	144,000	146,000	5,760
3,000	4,000	120	53,000	54,000	2,120	146,000	148,000	5,840
4,000	5,000	160	54,000	55,000	2,160	148,000	150,000	5,920
5,000	6,000	200	55,000	56,000	2,200	150,000	152,000	6,000
6,000	7,000	240	56,000	57,000	2,240	152,000	154,000	6,080
7,000	8,000	280	57,000	58,000	2,280	154,000	156,000	6,160
8,000	9,000	320	58,000	59,000	2,320	156,000	158,000	6,240
9,000	10,000	360	59,000	60,000	2,360	158,000	160,000	6,320
10,000	11,000	400	60,000	62,000	2,400	160,000	162,000	6,400
11,000	12,000	440	62,000	64,000	2,480	162,000	164,000	6,480
12,000	13,000	480	64,000	66,000	2,560	164,000	166,000	6,560
13,000	14,000	520	66,000	68,000	2,640	166,000	168,000	6,640
14,000	15,000	560	68,000	70,000	2,720	168,000	170,000	6,720
15,000	16,000	600	70,000	72,000	2,800	170,000	172,000	6,800
16,000	17,000	640	72,000	74,000	2,880	172,000	174,000	6,880
17,000	18,000	680	74,000	76,000	2,960	174,000	176,000	6,960
18,000	19,000	720	76,000	78,000	3,040	176,000	178,000	7,040
19,000	20,000	760	78,000	80,000	3,120	178,000	180,000	7,120
20,000	21,000	800	80,000	82,000	3,200	180,000	184,000	7,200
21,000	22,000	840	82,000	84,000	3,280	184,000	188,000	7,360
22,000	23,000	880	84,000	86,000	3,360	188,000	192,000	7,520
23,000	24,000	920	86,000	88,000	3,440	192,000	196,000	7,680
24,000	25,000	960	88,000	90,000	3,520	196,000	200,000	7,840
25,000	26,000	1,000	90,000	92,000	3,600	200,000	204,000	8,000
26,000	27,000	1,040	92,000	94,000	3,680	204,000	208,000	8,200
27,000	28,000	1,080	94,000	96,000	3,760	208,000	212,000	8,400
28,000	29,000	1,120	96,000	98,000	3,840	212,000	216,000	8,600
29,000	30,000	1,160	98,000	100,000	3,920	216,000	220,000	8,800
30,000	31,000	1,200	100,000	102,000	4,000	220,000	224,000	9,000
31,000	32,000	1,240	102,000	104,000	4,080	224,000	228,000	9,200
32,000	33,000	1,280	104,000	106,000	4,160	228,000	232,000	9,400
33,000	34,000	1,320	106,000	108,000	4,240	232,000	236,000	9,600
34,000	35,000	1,360	108,000	110,000	4,320	236,000	240,000	9,800
35,000	36,000	1,400	110,000	112,000	4,400	240,000	244,000	10,000
36,000	37,000	1,440	112,000	114,000	4,480	244,000	248,000	10,200
37,000	38,000	1,480	114,000	116,000	4,560	248,000	252,000	10,400
38,000	39,000	1,520	116,000	118,000	4,640	252,000	256,000	10,600
39,000	40,000	1,560	118,000	120,000	4,720	256,000	260,000	10,800
40,000	41,000	1,600	120,000	122,000	4,800	260,000	264,000	11,000
41,000	42,000	1,640	122,000	124,000	4,880	264,000	268,000	11,200
42,000	43,000	1,680	124,000	126,000	4,960	268,000	272,000	11,400
43,000	44,000	1,720	126,000	128,000	5,040	272,000	276,000	11,600
44,000	45,000	1,760	128,000	130,000	5,120	276,000	280,000	11,800
45,000	46,000	1,800	130,000	132,000	5,200	280,000	284,000	12,000
46,000	47,000	1,840	132,000	134,000	5,280	284,000	288,000	12,200
47,000	48,000	1,880	134,000	136,000	5,360	288,000	292,000	12,400
48,000	49,000	1,920	136,000	138,000	5,440	292,000	296,000	12,600
49,000	50,000	1,960	138,000	140,000	5,520	296,000	300,000	12,800

（二）

退職控除後の特別所得金額 以上	退職控除後の特別所得金額 未満	税額	退職控除後の特別所得金額 以上	退職控除後の特別所得金額 未満	税額	退職控除後の特別所得金額 以上	退職控除後の特別所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
300,000	304,000	13,000	540,000	546,000	28,500	860,000	868,000	52,500
304,000	308,000	13,200	546,000	552,000	28,950	868,000	876,000	53,100
308,000	312,000	13,400	552,000	558,000	29,400	876,000	884,000	53,700
312,000	316,000	13,600	558,000	564,000	29,850	884,000	892,000	54,300
316,000	320,000	13,800	564,000	570,000	30,300	892,000	900,000	54,900
320,000	324,000	14,000	570,000	576,000	30,750	900,000	908,000	55,500
324,000	328,000	14,200	576,000	582,000	31,200	908,000	916,000	56,100
328,000	332,000	14,400	582,000	588,000	31,650	916,000	924,000	56,700
332,000	336,000	14,600	588,000	594,000	32,100	924,000	932,000	57,300
336,000	340,000	14,800	594,000	600,000	32,550	932,000	940,000	57,900
340,000	344,000	15,000	600,000	606,000	33,000	940,000	948,000	58,500
344,000	348,000	15,200	606,000	612,000	33,450	948,000	956,000	59,100
348,000	352,000	15,400	612,000	618,000	33,900	956,000	964,000	59,700
352,000	356,000	15,600	618,000	624,000	34,350	964,000	972,000	60,300
356,000	360,000	15,800	624,000	630,000	34,800	972,000	980,000	60,900
360,000	364,000	16,000	630,000	636,000	35,250	980,000	988,000	61,500
364,000	368,000	16,200	636,000	642,000	35,700	988,000	996,000	62,100
368,000	372,000	16,400	642,000	648,000	36,150	996,000	1,004,000	62,700
372,000	376,000	16,600	648,000	654,000	36,600	1,004,000	1,012,000	63,400
376,000	380,000	16,800	654,000	660,000	37,050	1,012,000	1,020,000	64,200
380,000	384,000	17,000	660,000	666,000	37,500	1,020,000	1,028,000	65,000
384,000	388,000	17,200	666,000	672,000	37,950	1,028,000	1,036,000	65,800
388,000	392,000	17,400	672,000	678,000	38,400	1,036,000	1,044,000	66,600
392,000	396,000	17,600	678,000	684,000	38,850	1,044,000	1,052,000	67,400
396,000	400,000	17,800	684,000	690,000	39,300	1,052,000	1,060,000	68,200
400,000	404,000	18,000	690,000	696,000	39,750	1,060,000	1,068,000	69,000
404,000	408,000	18,300	696,000	702,000	40,200	1,068,000	1,076,000	69,800
408,000	412,000	18,600	702,000	708,000	40,650	1,076,000	1,084,000	70,600
412,000	416,000	18,900	708,000	714,000	41,100	1,084,000	1,092,000	71,400
416,000	420,000	19,200	714,000	720,000	41,550	1,092,000	1,100,000	72,200
420,000	426,000	19,500	720,000	726,000	42,000	1,100,000	1,108,000	73,000
426,000	432,000	19,950	726,000	732,000	42,450	1,108,000	1,116,000	73,800
432,000	438,000	20,400	732,000	738,000	42,900	1,116,000	1,124,000	74,600
438,000	444,000	20,850	738,000	744,000	43,350	1,124,000	1,132,000	75,400
444,000	450,000	21,300	744,000	750,000	43,800	1,132,000	1,140,000	76,200
450,000	456,000	21,750	750,000	756,000	44,250	1,140,000	1,148,000	77,000
456,000	462,000	22,200	756,000	762,000	44,700	1,148,000	1,156,000	77,800
462,000	468,000	22,650	762,000	768,000	45,150	1,156,000	1,164,000	78,600
468,000	474,000	23,100	768,000	774,000	45,600	1,164,000	1,172,000	79,400
474,000	480,000	23,550	774,000	780,000	46,050	1,172,000	1,180,000	80,200
480,000	486,000	24,000	780,000	788,000	46,500	1,180,000	1,188,000	81,000
486,000	492,000	24,450	788,000	796,000	47,100	1,188,000	1,196,000	81,800
492,000	498,000	24,900	796,000	804,000	47,700	1,196,000	1,204,000	82,600
498,000	504,000	25,350	804,000	812,000	48,300	1,204,000	1,212,000	83,400
504,000	510,000	25,800	812,000	820,000	48,900	1,212,000	1,220,000	84,200
510,000	516,000	26,250	820,000	828,000	49,500	1,220,000	1,228,000	85,000
516,000	522,000	26,700	828,000	836,000	50,100	1,228,000	1,236,000	85,800
522,000	528,000	27,150	836,000	844,000	50,700	1,236,000	1,244,000	86,600
528,000	534,000	27,600	844,000	852,000	51,300	1,244,000	1,252,000	87,400
534,000	540,000	28,050	852,000	860,000	51,900	1,252,000	1,260,000	88,200

別表第六　年末調整のための簡易税額表（第四十条の規定による所得税額表）

（一）

課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
500円	未満	0	25,000	25,500	2,000	70,000	71,000	5,600	150,000	152,000	13,000
500	1,000	40	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680	152,000	154,000	13,200
1,000	1,500	80	26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760	154,000	156,000	13,400
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840	156,000	158,000	13,600
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920	158,000	160,000	13,800
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000	160,000	162,000	14,000
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080	162,000	164,000	14,200
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160	164,000	166,000	14,400
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240	166,000	168,000	14,600
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320	168,000	170,000	14,800
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400	170,000	172,000	15,000
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480	172,000	174,000	15,200
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560	174,000	176,000	15,400
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640	176,000	178,000	15,600
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720	178,000	180,000	15,800
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800	180,000	182,000	16,000
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880	182,000	184,000	16,200
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960	184,000	186,000	16,400
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040	186,000	188,000	16,600
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120	188,000	190,000	16,800
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200	190,000	192,000	17,000
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360	192,000	194,000	17,200
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520	194,000	196,000	17,400
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680	196,000	198,000	17,600
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840	198,000	200,000	17,800
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000	200,000	202,000	18,000
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,200	202,000	204,000	18,300
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,400	204,000	206,000	18,600
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,600	206,000	208,000	18,900
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,800	208,000	210,000	19,200
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	9,000	210,000	213,000	19,500
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	9,200	213,000	216,000	19,950
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,400	216,000	219,000	20,400
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,600	219,000	222,000	20,850
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,800	222,000	225,000	21,300
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	10,000	225,000	228,000	21,750
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	10,200	228,000	231,000	22,200
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	10,400	231,000	234,000	22,650
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,600	234,000	237,000	23,100
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,800	237,000	240,000	23,550
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	11,000	240,000	243,000	24,000
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	11,200	243,000	246,000	24,450
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	11,400	246,000	249,000	24,900
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	11,600	249,000	252,000	25,350
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,800	252,000	255,000	25,800
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	12,000	255,000	258,000	26,250
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	12,200	258,000	261,000	26,700
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	12,400	261,000	264,000	27,150
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	12,600	264,000	267,000	27,600
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	12,800	267,000	270,000	28,050

（三）

退職所得の特別控除後の金額 以上	退職所得の特別控除後の金額 未満	税額	退職所得の特別控除後の金額 以上	退職所得の特別控除後の金額 未満	税額	退職所得の特別控除後の金額 以上	退職所得の特別控除後の金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,260,000	1,268,000	89,000	1,700,000	1,710,000	135,500	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別控除後の金額に20%を乗じて算出した金額から352,000円を控除した金額
1,268,000	1,276,000	89,800	1,710,000	1,720,000	136,750			
1,276,000	1,284,000	90,600	1,720,000	1,730,000	138,000			
1,284,000	1,292,000	91,400	1,730,000	1,740,000	139,250			
1,292,000	1,300,000	92,200	1,740,000	1,750,000	140,500			
1,300,000	1,310,000	93,000	1,750,000	1,760,000	141,750	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別控除後の金額に22.5%を乗じて算出した金額から552,000円を控除した金額
1,310,000	1,320,000	94,000	1,760,000	1,770,000	143,000			
1,320,000	1,330,000	95,000	1,770,000	1,780,000	144,250			
1,330,000	1,340,000	96,000	1,780,000	1,790,000	145,500			
1,340,000	1,350,000	97,000	1,790,000	1,800,000	146,750			
1,350,000	1,360,000	98,000	1,800,000	1,810,000	148,000	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別控除後の金額に25%を乗じて算出した金額から852,000円を控除した金額
1,360,000	1,370,000	99,000	1,810,000	1,820,000	149,250			
1,370,000	1,380,000	100,000	1,820,000	1,830,000	150,500			
1,380,000	1,390,000	101,000	1,830,000	1,840,000	151,750			
1,390,000	1,400,000	102,000	1,840,000	1,850,000	153,000			
1,400,000	1,410,000	103,000	1,850,000	1,860,000	154,250	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別控除後の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,352,000円を控除した金額
1,410,000	1,420,000	104,000	1,860,000	1,870,000	155,500			
1,420,000	1,430,000	105,000	1,870,000	1,880,000	156,750			
1,430,000	1,440,000	106,000	1,880,000	1,890,000	158,000			
1,440,000	1,450,000	107,000	1,890,000	1,900,000	159,250			
1,450,000	1,460,000	108,000	1,900,000	1,910,000	160,500	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別控除後の金額に30%を乗じて算出した金額から2,352,000円を控除した金額
1,460,000	1,470,000	109,000	1,910,000	1,920,000	161,750			
1,470,000	1,480,000	110,000	1,920,000	1,930,000	163,000			
1,480,000	1,490,000	111,000	1,930,000	1,940,000	164,250			
1,490,000	1,500,000	112,000	1,940,000	1,950,000	165,500			
1,500,000	1,510,000	113,000	1,950,000	1,960,000	166,750	60,000,000	90,000,000	退職所得の特別控除後の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,852,000円を控除した金額
1,510,000	1,520,000	114,000	1,960,000	1,970,000	168,000			
1,520,000	1,530,000	115,000	1,970,000	1,980,000	169,250			
1,530,000	1,540,000	116,000	1,980,000	1,990,000	170,500			
1,540,000	1,550,000	117,000	1,990,000	2,000,000	171,750			
1,550,000	1,560,000	118,000	2,000,000	2,400,000	退職所得の特別控除後の金額に12.5%を乗じて算出した金額から77,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得の特別控除後の金額に35%を乗じて算出した金額から6,102,000円を控除した金額
1,560,000	1,570,000	119,000						
1,570,000	1,580,000	120,000						
1,580,000	1,590,000	121,000						
1,590,000	1,600,000	122,000						
1,600,000	1,610,000	123,000	2,400,000	3,600,000	退職所得の特別控除後の金額に15%を乗じて算出した金額から137,000円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得の特別控除後の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,102,000円を控除した金額
1,610,000	1,620,000	124,250						
1,620,000	1,630,000	125,500						
1,630,000	1,640,000	126,750						
1,640,000	1,650,000	128,000						
1,650,000	1,660,000	129,250	3,600,000	5,000,000	退職所得の特別控除後の金額に17.5%を乗じて算出した金額から227,000円を控除した金額			
1,660,000	1,670,000	130,500						
1,670,000	1,680,000	131,750						
1,680,000	1,690,000	133,000						
1,690,000	1,700,000	134,250						

（注）　この表において「退職所得の特別控除後の金額」とは、退職所得の収入金額から、第九条第一項第六号イからハまでの規定により計算した金額又は第三十八条の二第三項に規定する退職所得の特別控除額を控除した金額をいう。

（備考）　税額を求めるには、まず、退職所得の特別控除後の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

(二)

課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
270,000	273,000	28,500	430,000	434,000	52,500	630,000	635,000	89,000	880,000	885,000	143,000
273,000	276,000	28,950	434,000	438,000	53,100	635,000	640,000	90,000	885,000	890,000	144,250
276,000	279,000	29,400	438,000	442,000	53,700	640,000	645,000	91,000	890,000	895,000	145,500
279,000	282,000	29,850	442,000	446,000	54,300	645,000	650,000	92,000	895,000	900,000	146,750
282,000	285,000	30,300	446,000	450,000	54,900	650,000	655,000	93,000	900,000	905,000	148,000
285,000	288,000	30,750	450,000	454,000	55,500	655,000	660,000	94,000	905,000	910,000	149,250
288,000	291,000	31,200	454,000	458,000	56,100	660,000	665,000	95,000	910,000	915,000	150,500
291,000	294,000	31,650	458,000	462,000	56,700	665,000	670,000	96,000	915,000	920,000	151,750
294,000	297,000	32,100	462,000	466,000	57,300	670,000	675,000	97,000	920,000	925,000	153,000
297,000	300,000	32,550	466,000	470,000	57,900	675,000	680,000	98,000	925,000	930,000	154,250
300,000	303,000	33,000	470,000	474,000	58,500	680,000	685,000	99,000	930,000	935,000	155,500
303,000	306,000	33,450	474,000	478,000	59,100	685,000	690,000	100,000	935,000	940,000	156,750
306,000	309,000	33,900	478,000	482,000	59,700	690,000	695,000	101,000	940,000	945,000	158,000
309,000	312,000	34,350	482,000	486,000	60,300	695,000	700,000	102,000	945,000	950,000	159,250
312,000	315,000	34,800	486,000	490,000	60,900	700,000	705,000	103,000	950,000	955,000	160,500
315,000	318,000	35,250	490,000	494,000	61,500	705,000	710,000	104,000	955,000	960,000	161,750
318,000	321,000	35,700	494,000	498,000	62,100	710,000	715,000	105,000	960,000	965,000	163,000
321,000	324,000	36,150	498,000	502,000	62,700	715,000	720,000	106,000	965,000	970,000	164,250
324,000	327,000	36,600	502,000	506,000	63,400	720,000	725,000	107,000	970,000	975,000	165,500
327,000	330,000	37,050	506,000	510,000	64,200	725,000	730,000	108,000	975,000	980,000	166,750
330,000	333,000	37,500	510,000	514,000	65,000	730,000	735,000	109,000	980,000	985,000	168,000
333,000	336,000	37,950	514,000	518,000	65,800	735,000	740,000	110,000	985,000	990,000	169,250
336,000	339,000	38,400	518,000	522,000	66,600	740,000	745,000	111,000	990,000	995,000	170,500
339,000	342,000	38,850	522,000	526,000	67,400	745,000	750,000	112,000	995,000	1,000,000	171,750
342,000	345,000	39,300	526,000	530,000	68,200	750,000	755,000	113,000			
345,000	348,000	39,750	530,000	534,000	69,000	755,000	760,000	114,000	1,000,000	1,200,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から77,000円を控除した金額
348,000	351,000	40,200	534,000	538,000	69,800	760,000	765,000	115,000			
351,000	354,000	40,650	538,000	542,000	70,600	765,000	770,000	116,000			
354,000	357,000	41,100	542,000	546,000	71,400	770,000	775,000	117,000			
357,000	360,000	41,550	546,000	550,000	72,200	775,000	780,000	118,000			
360,000	363,000	42,000	550,000	554,000	73,000	780,000	785,000	119,000	1,200,000	1,800,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から137,000円を控除した金額
363,000	366,000	42,450	554,000	558,000	73,800	785,000	790,000	120,000			
366,000	369,000	42,900	558,000	562,000	74,600	790,000	795,000	121,000			
369,000	372,000	43,350	562,000	566,000	75,400	795,000	800,000	122,000			
372,000	375,000	43,800	566,000	570,000	76,200	800,000	805,000	123,000			
375,000	378,000	44,250	570,000	574,000	77,000	805,000	810,000	124,250	1,800,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から227,000円を控除した金額
378,000	381,000	44,700	574,000	578,000	77,800	810,000	815,000	125,500			
381,000	384,000	45,150	578,000	582,000	78,600	815,000	820,000	126,750			
384,000	387,000	45,600	582,000	586,000	79,400	820,000	825,000	128,000			
387,000	390,000	46,050	586,000	590,000	80,200	825,000	830,000	129,250			
390,000	394,000	46,500	590,000	594,000	81,000	830,000	835,000	130,500	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から352,000円を控除した金額
394,000	398,000	47,100	594,000	598,000	81,800	835,000	840,000	131,750			
398,000	402,000	47,700	598,000	602,000	82,600	840,000	845,000	133,000			
402,000	406,000	48,300	602,000	606,000	83,400	845,000	850,000	134,250			
406,000	410,000	48,900	606,000	610,000	84,200	850,000	855,000	135,500			
410,000	414,000	49,500	610,000	614,000	85,000	855,000	860,000	136,750	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から552,000円を控除した金額
414,000	418,000	50,100	614,000	618,000	85,800	860,000	865,000	138,000			
418,000	422,000	50,700	618,000	622,000	86,600	865,000	870,000	139,250			
422,000	426,000	51,300	622,000	626,000	87,400	870,000	875,000	140,500			
426,000	430,000	51,900	626,000	630,000	88,200	875,000	880,000	141,750			

(三)

課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額
円	円		円	円		円	円	
6,000,000	10,000,000	与額を算金額を50%じたから控除した額 852,000円を課税所得に乗じた額	20,000,000	30,000,000	与額を算金額を60%じたから控除した額 2,352,000円を課税所得に乗じた額	45,000,000	60,000,000	与額を算金額を70%じたから控除した額 6,102,000円を課税所得に乗じた額
10,000,000	20,000,000	与額を算金額を55%じたから控除した額 1,352,000円を課税所得に乗じた額	30,000,000	45,000,000	与額を算金額を65%じたから控除した額 3,852,000円を課税所得に乗じた額	60,000,000円以上		与額を算金額を75%じたから控除した額 9,102,000円を課税所得に乗じた額

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、次の金額を控除した金額を求める。

(1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

(3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額(その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額(その金額が35,000円をこえるときは、35,000円)の2分の1に相当する金額との合計額)

(二) 次に、(一)により求めた金額から、

(1) 申告された控除対象配偶者がある場合において、

(イ) 申告された扶養親族があるときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額、第十一条の九第一項第一号の規定による扶養控除額及び基礎控除額の合計額を控除し、

(ロ) 申告された扶養親族がないときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

(2) 申告された控除対象配偶者がない場合において、

(イ) 申告された扶養親族があるときは、

(a) (b)に該当するときを除くほか、第十一条の九第一項第二号の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

(b) 第十一条の九第二項の規定の適用を受ける旨の申告があるときは、同条第一項第一号に掲げる金額に相当する扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

(ロ) 申告された扶養親族がないときは、基礎控除額を控除し、

それぞれその残額を求める。

(三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から6,000円を控除した金額)が、その求める税額である。

(四) (一)から(三)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が1,000,000円以上の者の当該残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（経過規定の原則）

第二条　この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十七年分以後の所得税について適用し、昭和三十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（昭和三十七年分の所得税の税額算定等に係る特例）

第三条　昭和三十七年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条　項	読み替えられる規定	読み替える規定
第八条第七項第一号及び第十一条の三第二項第四号	十万円	九万七千五百円
第十一条の七	三万五千円	三万円
第十一条の八及び第十二条	十万円	九万七千五百円
第三十八条の二第一項各号	別表第五	所得税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第四十四号）附則別表第三
第四十条第一項第二号	別表第六に掲げる税額	所得税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第四十四号）附則別表第四に掲げる税額

2　昭和三十七年分の所得税については、新法第十三条に規定する税率を適用して計算する税額及び新法第十五条の規定による税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税額によるものとする。

一　総所得金額（新法第十四条の規定の適用がある場合には、調整所得金額）に対するもの　課税総所得金額又は調整所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

二　山林所得の金額に対するもの　課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める税額

三　退職所得の金額に対するもの　イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる税額

イ　新法第十五条第三項の規定に該当する場合　退職所得の収入金額に応じ附則別表第三に定める税額

ロ　新法第十五条第四項の規定に該当する場合　課税退職所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

（所得税法の施行地に源泉がある所得に係る経過規定）

第四条　新法第一条第三項第三号（同号に掲げる生命保険契約に基づき受ける年金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第五号（同号に規定する人的役務の提供を主たる内容とする事業の所得で、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第一条第二項第五号に規定する所得に該当しないものに係る部分に限る。以下この条において同じ。）及び第七号

並びに同条第九項後段の規定並びにこれらの規定に係る同条第六項、新法第十七条第一項、第十八条第二項及び第四項、第二十九条第七項、第四十一条第一項から第三項まで及び第五項から第九項まで並びに第六十一条第二項第三号の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払を受けるべき新法第一条第三項第三号、第五号及び第七号に掲げる所得並びに同条第九項後段のこの法律の施行地に源泉があるものとされた所得について適用し、同日前に支払を受けるべきこれらの所得については、なお従前の例による。

（非永住者の判定等に係る経過規定）

第五条　新法第二条第二項及び第六項の規定は、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（被災事業用資産に係る経過規定）

第六条　新法第九条の四第三項（同項の被災事業用資産に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十七年一月一日以後において生じた同条第六項に規定する損失について適用し、同日前に生じた当該損失については、なお従前の例による。

（譲渡代金の貸倒れの場合等の所得計算の特例に係る経過規定）

第七条　新法第十条の六及び第二十七条第七項から第十項まで（新法第二十九条第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条第三項（新法第三十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四十七条第三項及び第四十八条第一項（新法第二十七条第七項に規定する事由が生じたことによる更正に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十七年一月一日以後に新法第十条の六の規定に該当する事実又は新法第二十七条第七項に規定する事由が生じた場合について、同年五月三十一日以前に同項に規定する事由が生じたときは、同項に規定する新法第二十七条第六項の規定により準用する新法第二十七条第五項（新法第二十九条第五項において準用する場合を含む。）において準用する新法第二十七条第六項の規定による更正の請求は、同項の規定にかかわらず、同年六月三十日まで、することができる。

（非居住者又は法人に対する特別税率に係る経過規定）

第八条　新法第十七条第一項、第十八条第四項及び第四十一条第三項（新法第一条第八項第二号若しくは第三号に掲げる事業を有する非居住者又は法人で同項第一号に掲げる事業を有しないものの新法第十七条第一項、第十八条第四項及び第四十一条第三項に規定する事業に帰せられる所得及び通常当該事業に帰せられるべき所得に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払を受けるべきこれらの所得について適用し、同日前に支払を受けるべきこれらの所得については、なお従前の例による。

2　新法第十八条第三項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に行なわれる同項の支払、配当又は分配に係る利子所得及び配当所得について適用し、同日前に行なわれた当該支払、配当又は分配に係る利子所得及び配当所得については、なお従前の例による。

（昭和三十七年分及び昭和三十八年分の予定納税基準額の計算の特例）

第九条　昭和三十七年分の所得税については、新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が六千円に満たないときは、予定納税基準額がな

いものとする。

一　納税義務者の昭和三十六年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額（同年中に譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第二十一条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの所得の金額を除外して計算したところによる。）から当該納税義務者の同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた事実に基づき、政令で定めるところにより、旧法の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額及び扶養控除額並びに附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八及び第十二条の規定による配偶者控除額及び基礎控除額を控除し、その残額について、附則別表第一により計算した税額から、同年分の所得税額の計算の基礎となつた事実に基づき、新法の規定により計算した障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額及び配当控除額並びに旧法の規定による外国税控除額を控除した金額

二　納税義務者が旧法第四十条に規定する給与の支払者から受けた昭和三十六年中の支給に係る給与所得について、政令で定めるところにより、同条第一項第二号に掲げる税額の計算の基礎となつた事実に基づいて求めた附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第四十条第一項第二号に掲げる税額

三　前号に規定する給与所得以外の昭和三十六年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四　昭和三十六年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額（旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。）

2　昭和三十六年分の所得税の総所得金額の計算について旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者で、その同項に規定する青色事業専従者のうちに同年十二月三十一日における年齢が十九歳から二十四歳までであつた者があるものについては、当該納税義務者の前項に定める昭和三十七年分の予定納税基準額の計算の基礎となる同項第一号に規定する総所得金額並びに配偶者控除額及び扶養控除額は、次項及び第四項に定めるところに従つて計算した金額によることができるものとする。

3　前項の規定の適用を受けようとする納税義務者は、昭和三十七年五月一日の現況により、同月十五日まで（新法第七条の二に規定する特別農業所得者にあつては、同年九月一日の現況により、同月十五日まで）に、政令で定めるところにより、その同年分の見積りに係る新法第十一条の二第二項の規定による青色専従者給与額のその前年において旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた金額に対する増加額その他必要な事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　前項の申請書の提出があつた場合における第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、当該申請書に記載されたところ（その記載されたところが新法第十一条の二第二項の規定に従つていないときは、同項の規定に従つて税務署長が修正したところ）に従い、第二項第一号の総所得金額は、同号の規定により計算した金額から前項の青色専従者給与額の増加額に相当する金額を控除した金額によるものとし、同号の配偶者控除額又は扶養控除額は、それぞれ当該青色専従者給与額の増加の基因となつた青色事業専従者が前年において当該増加額に相当する給与の支給を受けていたものとみなして附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八及び第十二条の規定による配偶者控除額

5　税務署長は、前項の場合において、第三項の申請書に記載されたところを修正して予定納税基準額を計算したときは、新法第二十一条の四第一項の規定による通知をする書面に、その修正したところを附記しなければならない。

6　第一項の規定は、昭和三十八年分の予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条項	読み替えられる規定	読み替える規定
第一号	昭和三十六年 旧法 及び扶養控除額並びに附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の八及び第十二条の規定による配偶者控除額	昭和三十七年 新法 、配偶者控除額、扶養控除額
第二号	旧法 税控除額	新法 、寄附金控除額、配当控除額及び外国税控除額
第三号	昭和三十六年 旧法	昭和三十七年 新法
第四号	昭和三十六年 旧法 退職所得	昭和三十七年 新法 退職所得、一時所得

7　前年分の所得税につき旧法第十一条の三又は新法第十一条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十七年分及び昭和三十八年分の新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額の計算については、政令で定める。

（出国等の場合の申告に係る経過規定）

第十条　新法第二十九条第二項及び第三項後段並びにこれらの規定に係る同条第四項の規定並びに第三十四条第二項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に新法第二十九条第二項又は第三項後段の規定に該当する事実が生ずる場合について適用し、同日前に旧法第二十九条第二項又は第三項後段の規定に該当する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（昭和三十七年分及び昭和三十八年分の純損失の繰戻の特例）

第十一条　昭和三十七年において純損失の金額がある場合における新法第三十六条の規定の適用については、同条第一項の規定による還付金の計算の基礎となる税額は、旧法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額による。

2　前項の規定は、昭和三十八年において純損失の金額がある場合における新法第三十六条の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「旧法第十三条から第十五条まで」とあるのは、「附則第三条第二項」と読み替えるものとする。

（給与所得等に対する源泉徴収に係る経過規定）

第十二条　新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び第四は、昭和三十七年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用し、同日前に支給すべき給与所得については、なお従前の例による。

2　昭和三十七年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支給すべき新法第三十八条第一項第六号に規定する給与については、同号に掲げる税額から三円を控除した金額に相当する金額をもつて同号に掲げる税額とみなす。

3　附則第三条第一項の規定による読み替えられた新法第三十八条の二の規定及び附則別表第三は、昭和三十七年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支給すべき退職所得で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4　附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第四十条の規定及び附則別表第四は、昭和三十七年中に支給すべき給与所得でその最後に支払をする日が同年四月一日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が同月一日前である場合については、なお従前の例による。

5　新法第四十一条第三項（新法第一条第三項第五号に掲げる所得で附則第四条第一項の規定の適用を受けるものに係る部分を除く。）の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支払を受けるべきこれらの所得について適用する。

6　新法第四十二条第一項（同項に規定する賞金に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する所得について適用する。

（賞金等の支払調書に係る経過規定）

第十三条　新法第六十一条第一項第四号（同号に規定する賞金に係る部分に限る。）又は第五号の規定は、昭和三十七年四月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する賞金又は保険金その他これに類する給付について適用する。

（納税地に係る経過規定）

第十四条　新法第六十五条の規定は、昭和三十七年四月一日から適用し、同日前における所得税の納税地については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にされた旧法第六十五条第一項ただし書の申告は、新法第六十五条第一項第一号の申告とみなす。

3　この法律の施行の際旧法第六十五条第二項前段の申告により納税地が定められている場合には、その納税地として定められている場所は、新法第六十五条第一項の規定による納税地とみなす。ただし、この法律の施行地に住所若しくは居所を有することとなつたとき、又は同項の規定による納税地によりたい旨を当該場所の所轄税務署長に届け出たときは、その有することとなつた日又はその届出があつた日以後は、この限りでない。

4　この法律の施行の際旧法第六十五条第二項後段の規定による指定により納税地が定められている場合において、その指定に係る納税地が新法第六十五条第一項の規定による納税地と異なるときは、当該指定は、同条第二項の規定による指定とみなす。

（罰則に係る経過規定）

第十五条　この法律の施行前にした所得税に係る違反行為及び附則第二条の規定により従前の例によることとされる所得税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行日前に出国した者に係る更正の請求）

第十六条　昭和三十七年四月一日前に昭和三十七年分の所得税につき旧法第二十九条第二項又は第三項後段の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき旧法第四十四条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に旧法第四十四条第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

2　前項の規定による更正の請求は、新法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第八項及び第九項、新法第三十二条第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、同項において準用する新法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十七年四月一日」とする。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第十七条　昭和三十七年中に支給すべき退職所得で同年一月一日から三月三十一日までの間に支払われたものにつき旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二の規定を適用した場合において徴収すべきこととなる所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

2　前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十七年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職所得に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものに対する附則第三条

第一項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職所得について旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3　税務署長は、第一項の規定による還付の請求により所得税額の還付をする場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当する。

（資産再評価法の一部改正）

第十八条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「基準日」の下に「（昭和三十六年十二月三十一日以前に到来するものに限る。以下第十条までにおいて同じ。）」を加え、同条第二項中「基準日以後」の下に「昭和三十六年十二月三十一日までの間」を加える。

第九条中「基準日以後」の下に「昭和三十六年十二月三十一日までの間」を加える。

第十条第一項中「同日後」の下に「昭和三十六年十二月三十一日までの間」を加え、同条第三項中「遺贈があつたとき」の下に「（当該譲渡、贈与又は遺贈が昭和三十六年十二月三十一日以前にあつたときに限る。）」を加える。

第十六条第二項中「十月三十一日後である」を「十月三十一日後昭和三十六年十二月三十一日までの間に到来する」に改める。

第四十二条第三項中「第十条の五」を「第十条の四第一項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額（課税山林所得金額が百五十万円をこえる場合にあつては、当該課税山林所得金額の五分の一の金額を同表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる当該金額を同表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる当該金額を同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額）の合計額によつて課する。

百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円をこえる金額	百分の四

第三十六条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、課税総所得金額が百五十万円以下である場合においては、適用しない。

第三十七条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「同条の規定」を「同項の規定」に改め、「及び別表第二」を削る。

第七百三十四条第三項中

百分の二・八
百分の四・二
百分の五・六
百分の七・〇
百分の八・四
百分の九・八
百分の十一・二
百分の十二・六

を

百分の十四・〇
百分の十五・四
百分の十六・八
百分の十八・二
百分の十九・六

に改める。

附則第九項を附則第十一項とし、附則第五項から附則第八項までを二項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の二項を加える。

（個人の道府県民税の税額控除の特例）

5　道府県は、当分の間、所得割の納税義務者に所得税法第十一条の二第二項に規定する青色事業専従者（第三十四条第三項の規定の適用がある場合における青色事業専従者を除く。）がある場合においては当該青色事業専従者一人について四百八十円を、所得割の納税義務者に第三十二条第四項に規定する事業専従者がある場合又は第三十四条の規定により扶養控除額の控除の対象とされる扶養親族（以下「扶養親族」という。）のうち年齢十五歳以上である者（配偶者を除く。）がある場合においては当該事業専従者又は年齢十五歳以上である者一人について二百四十円を、所得割の納税義務者に扶養親族である配偶者がある場合においては当該配偶者について二百四十円を、所得割の納税義務者に前年の合計所得金額が五万円をこえる配偶者があり、かつ、当該所得割の納税義務者の扶養親族のすべてが年齢十五歳未満である場合においては当該扶養親族のうち一人について二百四十円を、それぞれその者の第三十五条から第三十七条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

6　前項の規定によつて所得割の額から控除すべき金額の合計額が当該所得割の額をこえることとなる場合においては、当該所得割の額から控除すべき金額は、同項の規定にかかわらず、当該所得割の額に相当する金額とする。

（地方税法の一部改正に伴う措置）

第二十条　前条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）中個人の道府県民税に関する規定は、昭和三十七年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の道府県民

百分の十四
百分の十五
百分の十六
百分の十七
百分の十八

百分の四
百分の五
百分の六
百分の七
百分の八
百分の十一
百分の十二
百分の十三

に改める。

税については、なお従前の例による。

第二十一条 新地方税法第三十五条第一項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の道府県民税に限り、同項中「標準税率によつて定めた率」とあるのは、「率」とする。

第二十二条 市町村長は、昭和三十七年度分の道府県民税の所得割に限り、昭和三十六年分の所得税について課税総所得金額（課税給与所得金額を含む。以下同じ。）、課税退職所得金額（旧法第三十八条の二第一項に規定する退職所得の収入金額又はその合計額から退職所得の特別控除額を控除した金額を含む。）又は課税山林所得金額があつた者で、昭和三十七年分の所得税について課税総所得金額、課税退職所得金額（新法第三十八条の二第一項に規定する退職所得の収入金額又はその合計額から退職所得の特別控除額を控除した金額を含む。）又は課税山林所得金額がいずれもないものについては、その者の新地方税法第三十五条から第三十七条まで、第三十七条の二第一項、附則第五項及び附則第六項の規定を適用した場合の道府県民税の所得割の額から附則第十九条の規定による改正前の地方税法第三十五条から第三十七条まで及び新地方税法第三十七条の二第一項の規定を適用した場合の道府県民税の所得割の額を控除して得た金額を、その者の新地方税法第三十五条から第三十七条まで、第三十七条の二第一項、附則第五項及び附則第六項の規定を適用した場合の道府県民税の所得割の額から減額するものとする。

2 前項の規定は、昭和三十八年六月一日から同月三十日（同月一日以後において同項の規定の適用を受けることとなつた者については当該適用を受けることとなつた日から一月を経過した日の前日）までに、当該納税義務者の昭和三十七年度分の道府県民税の所得割を課した市町村の長に対して、文書による申請がない場合においては、適用しない。ただし、当該申請が当該申請期限までにされなかつたことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

3 前項の申請を受理した市町村長は、遅滞なく第一項の規定による減額の処分をしなければならない。この場合において、すでに徴収された道府県民税の所得割の額が当該処分により減額された後の道府県民税の所得割の額をこえることとなるときは、市町村長は、遅滞なく当該こえることとなる額に相当する金額を還付しなければならない。

4 前項後段の規定により還付した金額は、新地方税法第四十七条第一項第三号に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。

第二十三条 新地方税法第七百三十四条第三項において準用する同法第三百十四条の三第一項の規定の適用については、昭和三十七年度分の個人の都民税に限り、同項中「区分及び当該区分に応じて順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率に準じて市町村の条例で金額の区分及び率を定め、当該区分」とあるのは「区分」と、「当該率」とあるのは「同表の下欄に掲げる率」とする。

第二十四条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

（地方債の制限に関する普通税の範囲の特例）

第三十三条 第五条第一項第五号の規定の適用については、昭和三十七年度に限り、同号中「道府県たばこ消費税」とあるのは、「道府県民税の所得割、道府県たばこ消費税」とする。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十五条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項中「第一条第二項第五号に規定する」を「第一条第三項第五号に掲げる」に改める。

（租税条約関係法律の一部改正）

第二十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十七条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第七条」の下に「第一項」を加える。

第二十八条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第二十九条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

第三十条 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一条第五項」を「第一条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

（接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正）

第三十二条 接収貴金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第十条の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号」を「第十条の五第三項第二号に規定する命令で定めるところにより計算した金額若しくは同条第四項第一号」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第三十三条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第四項中「第十五条の六及び第十五条の八」を「第十五条の七及び第十五条の九」に改める。

第二条中「第一条第五項」を「第一条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附則別表第一　昭和37年分の所得税の税額表（附則第三条第二項の規定により新法第十三条又は第十五条第一項若しくは第四項の規定に代えて適用される所得税額表）

（一）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
500	円未満	0	0	25,000	25,500	2,000	8	70,000	71,000	5,600	8
500	1,000	40	8	25,500	26,000	2,040	8	71,000	72,000	5,680	8
1,000	1,500	80	8	26,000	26,500	2,080	8	72,000	73,000	5,760	8
1,500	2,000	120	8	26,500	27,000	2,120	8	73,000	74,000	5,840	8
2,000	2,500	160	8	27,000	27,500	2,160	8	74,000	75,000	5,920	8
2,500	3,000	200	8	27,500	28,000	2,200	8	75,000	76,000	6,000	8
3,000	3,500	240	8	28,000	28,500	2,240	8	76,000	77,000	6,080	8
3,500	4,000	280	8	28,500	29,000	2,280	8	77,000	78,000	6,160	8
4,000	4,500	320	8	29,000	29,500	2,320	8	78,000	79,000	6,240	8
4,500	5,000	360	8	29,500	30,000	2,360	8	79,000	80,000	6,320	8
5,000	5,500	400	8	30,000	31,000	2,400	8	80,000	81,000	6,400	8
5,500	6,000	440	8	31,000	32,000	2,480	8	81,000	82,000	6,480	8
6,000	6,500	480	8	32,000	33,000	2,560	8	82,000	83,000	6,560	8
6,500	7,000	520	8	33,000	34,000	2,640	8	83,000	84,000	6,640	8
7,000	7,500	560	8	34,000	35,000	2,720	8	84,000	85,000	6,720	8
7,500	8,000	600	8	35,000	36,000	2,800	8	85,000	86,000	6,800	8
8,000	8,500	640	8	36,000	37,000	2,880	8	86,000	87,000	6,880	8
8,500	9,000	680	8	37,000	38,000	2,960	8	87,000	88,000	6,960	8
9,000	9,500	720	8	38,000	39,000	3,040	8	88,000	89,000	7,040	8
9,500	10,000	760	8	39,000	40,000	3,120	8	89,000	90,000	7,120	8
10,000	10,500	800	8	40,000	41,000	3,200	8	90,000	92,000	7,200	8
10,500	11,000	840	8	41,000	42,000	3,280	8	92,000	94,000	7,360	8
11,000	11,500	880	8	42,000	43,000	3,360	8	94,000	96,000	7,520	8
11,500	12,000	920	8	43,000	44,000	3,440	8	96,000	98,000	7,680	8
12,000	12,500	960	8	44,000	45,000	3,520	8	98,000	100,000	7,840	8
12,500	13,000	1,000	8	45,000	46,000	3,600	8	100,000	102,000	8,000	8
13,000	13,500	1,040	8	46,000	47,000	3,680	8	102,000	104,000	8,200	8
13,500	14,000	1,080	8	47,000	48,000	3,760	8	104,000	106,000	8,400	8
14,000	14,500	1,120	8	48,000	49,000	3,840	8	106,000	108,000	8,600	8
14,500	15,000	1,160	8	49,000	50,000	3,920	8	108,000	110,000	8,800	8
15,000	15,500	1,200	8	50,000	51,000	4,000	8	110,000	112,000	9,000	8
15,500	16,000	1,240	8	51,000	52,000	4,080	8	112,000	114,000	9,200	8
16,000	16,500	1,280	8	52,000	53,000	4,160	8	114,000	116,000	9,400	8
16,500	17,000	1,320	8	53,000	54,000	4,240	8	116,000	118,000	9,600	8
17,000	17,500	1,360	8	54,000	55,000	4,320	8	118,000	120,000	9,800	8
17,500	18,000	1,400	8	55,000	56,000	4,400	8	120,000	122,000	10,000	8
18,000	18,500	1,440	8	56,000	57,000	4,480	8	122,000	124,000	10,200	8
18,500	19,000	1,480	8	57,000	58,000	4,560	8	124,000	126,000	10,400	8
19,000	19,500	1,520	8	58,000	59,000	4,640	8	126,000	128,000	10,600	8
19,500	20,000	1,560	8	59,000	60,000	4,720	8	128,000	130,000	10,800	8
20,000	20,500	1,600	8	60,000	61,000	4,800	8	130,000	132,000	11,000	8
20,500	21,000	1,640	8	61,000	62,000	4,880	8	132,000	134,000	11,200	8
21,000	21,500	1,680	8	62,000	63,000	4,960	8	134,000	136,000	11,400	8
21,500	22,000	1,720	8	63,000	64,000	5,040	8	136,000	138,000	11,600	8
22,000	22,500	1,760	8	64,000	65,000	5,120	8	138,000	140,000	11,800	8
22,500	23,000	1,800	8	65,000	66,000	5,200	8	140,000	142,000	12,000	8
23,000	23,500	1,840	8	66,000	67,000	5,280	8	142,000	144,000	12,200	8
23,500	24,000	1,880	8	67,000	68,000	5,360	8	144,000	146,000	12,400	8
24,000	24,500	1,920	8	68,000	69,000	5,440	8	146,000	148,000	12,600	8
24,500	25,000	1,960	8	69,000	70,000	5,520	8	148,000	150,000	12,800	8

（二）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
150,000	152,000	13,000	8	270,000	273,000	29,000	10	430,000	434,000	53,300	12
152,000	154,000	13,220	8	273,000	276,000	29,450	10	434,000	438,000	53,940	12
154,000	156,000	13,440	8	276,000	279,000	29,900	10	438,000	442,000	54,580	12
156,000	158,000	13,660	8	279,000	282,000	30,350	10	442,000	446,000	55,220	12
158,000	160,000	13,880	8	282,000	285,000	30,800	10	446,000	450,000	55,860	12
160,000	162,000	14,100	8	285,000	288,000	31,250	10	450,000	454,000	56,500	12
162,000	164,000	14,320	8	288,000	291,000	31,700	11	454,000	458,000	57,140	12
164,000	166,000	14,540	8	291,000	294,000	32,150	11	458,000	462,000	57,780	12
166,000	168,000	14,760	8	294,000	297,000	32,600	11	462,000	466,000	58,420	12
168,000	170,000	14,980	8	297,000	300,000	33,050	11	466,000	470,000	59,060	12
170,000	172,000	15,200	8	300,000	303,000	33,500	11	470,000	474,000	59,700	12
172,000	174,000	15,420	8	303,000	306,000	33,950	11	474,000	478,000	60,340	12
174,000	176,000	15,640	8	306,000	309,000	34,400	11	478,000	482,000	60,980	12
176,000	178,000	15,860	9	309,000	312,000	34,850	11	482,000	486,000	61,620	12
178,000	180,000	16,080	9	312,000	315,000	35,300	11	486,000	490,000	62,260	12
180,000	182,000	16,300	9	315,000	318,000	35,750	11	490,000	494,000	62,900	12
182,000	184,000	16,520	9	318,000	321,000	36,200	11	494,000	498,000	63,540	12
184,000	186,000	16,740	9	321,000	324,000	36,650	11	498,000	502,000	64,180	12
186,000	188,000	16,960	9	324,000	327,000	37,100	11	502,000	506,000	64,900	12
188,000	190,000	17,180	9	327,000	330,000	37,550	11	506,000	510,000	65,700	12
190,000	192,000	17,400	9	330,000	333,000	38,000	11	510,000	514,000	66,500	13
192,000	194,000	17,620	9	333,000	336,000	38,450	11	514,000	518,000	67,300	13
194,000	196,000	17,840	9	336,000	339,000	38,900	11	518,000	522,000	68,100	13
196,000	198,000	18,060	9	339,000	342,000	39,350	11	522,000	526,000	68,900	13
198,000	200,000	18,280	9	342,000	345,000	39,800	11	526,000	530,000	69,700	13
200,000	202,000	18,500	9	345,000	348,000	40,250	11	530,000	534,000	70,500	13
202,000	204,000	18,800	9	348,000	351,000	40,700	11	534,000	538,000	71,300	13
204,000	206,000	19,100	9	351,000	354,000	41,150	11	538,000	542,000	72,100	13
206,000	208,000	19,400	9	354,000	357,000	41,600	11	542,000	546,000	72,900	13
208,000	210,000	19,700	9	357,000	360,000	42,050	11	546,000	550,000	73,700	13
210,000	213,000	20,000	9	360,000	363,000	42,500	11	550,000	554,000	74,500	13
213,000	216,000	20,450	9	363,000	366,000	42,950	11	554,000	558,000	75,300	13
216,000	219,000	20,900	9	366,000	369,000	43,400	11	558,000	562,000	76,100	13
219,000	222,000	21,350	9	369,000	372,000	43,850	11	562,000	566,000	76,900	13
222,000	225,000	21,800	9	372,000	375,000	44,300	11	566,000	570,000	77,700	13
225,000	228,000	22,250	9	375,000	378,000	44,750	11	570,000	574,000	78,500	13
228,000	231,000	22,700	9	378,000	381,000	45,200	11	574,000	578,000	79,300	13
231,000	234,000	23,150	10	381,000	384,000	45,650	11	578,000	582,000	80,100	13
234,000	237,000	23,600	10	384,000	387,000	46,100	12	582,000	586,000	80,900	13
237,000	240,000	24,050	10	387,000	390,000	46,550	12	586,000	590,000	81,700	13
240,000	243,000	24,500	10	390,000	394,000	47,000	12	590,000	594,000	82,500	13
243,000	246,000	24,950	10	394,000	398,000	47,600	12	594,000	598,000	83,300	14
246,000	249,000	25,400	10	398,000	402,000	48,200	12	598,000	602,000	84,100	14
249,000	252,000	25,850	10	402,000	406,000	48,820	12	602,000	606,000	84,900	14
252,000	255,000	26,300	10	406,000	410,000	49,460	12	606,000	610,000	85,700	14
255,000	258,000	26,750	10	410,000	414,000	50,100	12	610,000	614,000	86,500	14
258,000	261,000	27,200	10	414,000	418,000	50,740	12	614,000	618,000	87,300	14
261,000	264,000	27,650	10	418,000	422,000	51,380	12	618,000	622,000	88,100	14
264,000	267,000	28,100	10	422,000	426,000	52,020	12	622,000	626,000	88,900	14
267,000	270,000	28,550	10	426,000	430,000	52,660	12	626,000	630,000	89,700	14

附則別表第二　昭和37年分の山林所得に対する所得税の税額表（附則第三条第二項の規定により新法第十三条又は第十五条第二項の規定に代えて適用される所得税額表）

（一）

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
500円未満		0	25,000	25,500	2,000	70,000	71,000	5,600
500	1,000	40	25,500	26,000	2,040	71,000	72,000	5,680
1,000	1,500	80	26,000	26,500	2,080	72,000	73,000	5,760
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,120	73,000	74,000	5,840
2,000	2,500	160	27,000	27,500	2,160	74,000	75,000	5,920
2,500	3,000	200	27,500	28,000	2,200	75,000	76,000	6,000
3,000	3,500	240	28,000	28,500	2,240	76,000	77,000	6,080
3,500	4,000	280	28,500	29,000	2,280	77,000	78,000	6,160
4,000	4,500	320	29,000	29,500	2,320	78,000	79,000	6,240
4,500	5,000	360	29,500	30,000	2,360	79,000	80,000	6,320
5,000	5,500	400	30,000	31,000	2,400	80,000	81,000	6,400
5,500	6,000	440	31,000	32,000	2,480	81,000	82,000	6,480
6,000	6,500	480	32,000	33,000	2,560	82,000	83,000	6,560
6,500	7,000	520	33,000	34,000	2,640	83,000	84,000	6,640
7,000	7,500	560	34,000	35,000	2,720	84,000	85,000	6,720
7,500	8,000	600	35,000	36,000	2,800	85,000	86,000	6,800
8,000	8,500	640	36,000	37,000	2,880	86,000	87,000	6,880
8,500	9,000	680	37,000	38,000	2,960	87,000	88,000	6,960
9,000	9,500	720	38,000	39,000	3,040	88,000	89,000	7,040
9,500	10,000	760	39,000	40,000	3,120	89,000	90,000	7,120
10,000	10,500	800	40,000	41,000	3,200	90,000	92,000	7,200
10,500	11,000	840	41,000	42,000	3,280	92,000	94,000	7,360
11,000	11,500	880	42,000	43,000	3,360	94,000	96,000	7,520
11,500	12,000	920	43,000	44,000	3,440	96,000	98,000	7,680
12,000	12,500	960	44,000	45,000	3,520	98,000	100,000	7,840
12,500	13,000	1,000	45,000	46,000	3,600	100,000	102,000	8,000
13,000	13,500	1,040	46,000	47,000	3,680	102,000	104,000	8,160
13,500	14,000	1,080	47,000	48,000	3,760	104,000	106,000	8,320
14,000	14,500	1,120	48,000	49,000	3,840	106,000	108,000	8,480
14,500	15,000	1,160	49,000	50,000	3,920	108,000	110,000	8,640
15,000	15,500	1,200	50,000	51,000	4,000	110,000	112,000	8,800
15,500	16,000	1,240	51,000	52,000	4,080	112,000	114,000	8,960
16,000	16,500	1,280	52,000	53,000	4,160	114,000	116,000	9,120
16,500	17,000	1,320	53,000	54,000	4,240	116,000	118,000	9,280
17,000	17,500	1,360	54,000	55,000	4,320	118,000	120,000	9,440
17,500	18,000	1,400	55,000	56,000	4,400	120,000	122,000	9,600
18,000	18,500	1,440	56,000	57,000	4,480	122,000	124,000	9,760
18,500	19,000	1,480	57,000	58,000	4,560	124,000	126,000	9,920
19,000	19,500	1,520	58,000	59,000	4,640	126,000	128,000	10,080
19,500	20,000	1,560	59,000	60,000	4,720	128,000	130,000	10,240
20,000	20,500	1,600	60,000	61,000	4,800	130,000	132,000	10,400
20,500	21,000	1,640	61,000	62,000	4,880	132,000	134,000	10,560
21,000	21,500	1,680	62,000	63,000	4,960	134,000	136,000	10,720
21,500	22,000	1,720	63,000	64,000	5,040	136,000	138,000	10,880
22,000	22,500	1,760	64,000	65,000	5,120	138,000	140,000	11,040
22,500	23,000	1,800	65,000	66,000	5,200	140,000	142,000	11,200
23,000	23,500	1,840	66,000	67,000	5,280	142,000	144,000	11,360
23,500	24,000	1,880	67,000	68,000	5,360	144,000	146,000	11,520
24,000	24,500	1,920	68,000	69,000	5,440	146,000	148,000	11,680
24,500	25,000	1,960	69,000	70,000	5,520	148,000	150,000	11,840

（三）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ） 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円		%
630,000	635,000	90,500	14	855,000	860,000	139,250	16	1,800,000	2,500,000	（イ）の金額に35%を乗じて算出した金額から219,500円を控除した金額	
635,000	640,000	91,500	14	860,000	865,000	140,500	16				
640,000	645,000	92,500	14	865,000	870,000	141,750	16				
645,000	650,000	93,500	14	870,000	875,000	143,000	16				
650,000	655,000	94,500	14	875,000	880,000	144,250	16				
655,000	660,000	95,500	14	880,000	885,000	145,500	16	2,500,000	4,000,000	（イ）の金額に40%を乗じて算出した金額から344,500円を控除した金額	
660,000	665,000	96,500	14	885,000	890,000	146,750	16				
665,000	670,000	97,500	14	890,000	895,000	148,000	16				
670,000	675,000	98,500	14	895,000	900,000	149,250	16				
675,000	680,000	99,500	14	900,000	905,000	150,500	16				
680,000	685,000	100,500	14	905,000	910,000	151,750	16	4,000,000	6,000,000	（イ）の金額に45%を乗じて算出した金額から544,500円を控除した金額	
685,000	690,000	101,500	14	910,000	915,000	153,000	16				
690,000	695,000	102,500	14	915,000	920,000	154,250	16				
695,000	700,000	103,500	14	920,000	925,000	155,500	16				
700,000	705,000	104,500	14	925,000	930,000	156,750	16				
705,000	710,000	105,550	14	930,000	935,000	158,000	16	6,000,000	10,000,000	（イ）の金額に50%を乗じて算出した金額から844,500円を控除した金額	
710,000	715,000	106,600	15	935,000	940,000	159,250	17				
715,000	720,000	107,650	15	940,000	945,000	160,500	17				
720,000	725,000	108,700	15	945,000	950,000	161,750	17				
725,000	730,000	109,750	15	950,000	955,000	163,000	17				
730,000	735,000	110,800	15	955,000	960,000	164,250	17	10,000,000	20,000,000	（イ）の金額に55%を乗じて算出した金額から1,344,500円を控除した金額	
735,000	740,000	111,850	15	960,000	965,000	165,500	17				
740,000	745,000	112,900	15	965,000	970,000	166,750	17				
745,000	750,000	113,950	15	970,000	975,000	168,000	17				
750,000	755,000	115,000	15	975,000	980,000	169,250	17				
755,000	760,000	116,050	15	980,000	985,000	170,500	17	20,000,000	30,000,000	（イ）の金額に60%を乗じて算出した金額から2,344,500円を控除した金額	
760,000	765,000	117,100	15	985,000	990,000	171,750	17				
765,000	770,000	118,150	15	990,000	995,000	173,000	17				
770,000	775,000	119,200	15	995,000	1,000,000	174,250	17				
775,000	780,000	120,250	15								
780,000	785,000	121,300	15	1,000,000	1,200,000	（イ）の金額に26%を乗じて算出した金額から84,500円を控除した金額		30,000,000	45,000,000	（イ）の金額に65%を乗じて算出した金額から3,844,500円を控除した金額	
785,000	790,000	122,350	15								
790,000	795,000	123,400	15								
795,000	800,000	124,450	15								
800,000	805,000	125,500	15								
805,000	810,000	126,750	15	1,200,000	1,500,000	（イ）の金額に30%を乗じて算出した金額から132,500円を控除した金額		45,000,000	60,000,000	（イ）の金額に70%を乗じて算出した金額から6,094,500円を控除した金額	
810,000	815,000	128,000	15								
815,000	820,000	129,250	15								
820,000	825,000	130,500	15								
825,000	830,000	131,750	15								
830,000	835,000	133,000	16	1,500,000	1,800,000	（イ）の金額に31%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額		60,000,000円以上		（イ）の金額に75%を乗じて算出した金額から9,094,500円を控除した金額	
835,000	840,000	134,250	16								
840,000	845,000	135,500	16								
845,000	850,000	136,750	16								
850,000	855,000	138,000	16								

（注）　この表において、「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額（附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第十一条の七の規定による控除額をいう。以下同じ。）、配偶者控除額（同項の規定により読み替えられた新法第十一条の八の規定による控除額をいう。以下同じ。）、扶養控除額及び基礎控除額（同項の規定により読み替えられた新法第十二条の規定による控除額をいう。以下同じ。）を控除した後の金額をいい、「調整所得金額」とは、新法第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

(二)

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
150,000	152,000	12,000	270,000	273,000	21,600	430,000	434,000	34,400
152,000	154,000	12,160	273,000	276,000	21,840	434,000	438,000	34,720
154,000	156,000	12,320	276,000	279,000	22,080	438,000	442,000	35,040
156,000	158,000	12,480	279,000	282,000	22,320	442,000	446,000	35,360
158,000	160,000	12,640	282,000	285,000	22,560	446,000	450,000	35,680
160,000	162,000	12,800	285,000	288,000	22,800	450,000	454,000	36,000
162,000	164,000	12,960	288,000	291,000	23,040	454,000	458,000	36,320
164,000	166,000	13,120	291,000	294,000	23,280	458,000	462,000	36,640
166,000	168,000	13,280	294,000	297,000	23,520	462,000	466,000	36,960
168,000	170,000	13,440	297,000	300,000	23,760	466,000	470,000	37,280
170,000	172,000	13,600	300,000	303,000	24,000	470,000	474,000	37,600
172,000	174,000	13,760	303,000	306,000	24,240	474,000	478,000	37,920
174,000	176,000	13,920	306,000	309,000	24,480	478,000	482,000	38,240
176,000	178,000	14,080	309,000	312,000	24,720	482,000	486,000	38,560
178,000	180,000	14,240	312,000	315,000	24,960	486,000	490,000	38,880
180,000	182,000	14,400	315,000	318,000	25,200	490,000	494,000	39,200
182,000	184,000	14,560	318,000	321,000	25,440	494,000	498,000	39,520
184,000	186,000	14,720	321,000	324,000	25,680	498,000	502,000	39,840
186,000	188,000	14,880	324,000	327,000	25,920	502,000	506,000	40,200
188,000	190,000	15,040	327,000	330,000	26,160	506,000	510,000	40,600
190,000	192,000	15,200	330,000	333,000	26,400	510,000	514,000	41,000
192,000	194,000	15,360	333,000	336,000	26,640	514,000	518,000	41,400
194,000	196,000	15,520	336,000	339,000	26,880	518,000	522,000	41,800
196,000	198,000	15,680	339,000	342,000	27,120	522,000	526,000	42,200
198,000	200,000	15,840	342,000	345,000	27,360	526,000	530,000	42,600
200,000	202,000	16,000	345,000	348,000	27,600	530,000	534,000	43,000
202,000	204,000	16,160	348,000	351,000	27,840	534,000	538,000	43,400
204,000	206,000	16,320	351,000	354,000	28,080	538,000	542,000	43,800
206,000	208,000	16,480	354,000	357,000	28,320	542,000	546,000	44,200
208,000	210,000	16,640	357,000	360,000	28,560	546,000	550,000	44,600
210,000	213,000	16,800	360,000	363,000	28,800	550,000	554,000	45,000
213,000	216,000	17,040	363,000	366,000	29,040	554,000	558,000	45,400
216,000	219,000	17,280	366,000	369,000	29,280	558,000	562,000	45,800
219,000	222,000	17,520	369,000	372,000	29,520	562,000	566,000	46,200
222,000	225,000	17,760	372,000	375,000	29,760	566,000	570,000	46,600
225,000	228,000	18,000	375,000	378,000	30,000	570,000	574,000	47,000
228,000	231,000	18,240	378,000	381,000	30,240	574,000	578,000	47,400
231,000	234,000	18,480	381,000	384,000	30,480	578,000	582,000	47,800
234,000	237,000	18,720	384,000	387,000	30,720	582,000	586,000	48,200
237,000	240,000	18,960	387,000	390,000	30,960	586,000	590,000	48,600
240,000	243,000	19,200	390,000	394,000	31,200	590,000	594,000	49,000
243,000	246,000	19,440	394,000	398,000	31,520	594,000	598,000	49,400
246,000	249,000	19,680	398,000	402,000	31,840	598,000	602,000	49,800
249,000	252,000	19,920	402,000	406,000	32,160	602,000	606,000	50,200
252,000	255,000	20,160	406,000	410,000	32,480	606,000	610,000	50,600
255,000	258,000	20,400	410,000	414,000	32,800	610,000	614,000	51,000
258,000	261,000	20,640	414,000	418,000	33,120	614,000	618,000	51,400
261,000	264,000	20,880	418,000	422,000	33,440	618,000	622,000	51,800
264,000	267,000	21,120	422,000	426,000	33,760	622,000	626,000	52,200
267,000	270,000	21,360	426,000	430,000	34,080	626,000	630,000	52,600

(三)

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	
630,000	635,000	53,000	905,000	910,000	82,050	7,500,000	9,000,000	課税山林所得金額に31%を乗じて算出した金額から737,500円を控除した金額
635,000	640,000	53,500	910,000	915,000	82,600			
640,000	645,000	54,000	915,000	920,000	83,150			
645,000	650,000	54,500	920,000	925,000	83,700			
650,000	655,000	55,000	925,000	930,000	84,250			
655,000	660,000	55,500	930,000	935,000	84,800	9,000,000	12,500,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,097,500円を控除した金額
660,000	665,000	56,000	935,000	940,000	85,350			
665,000	670,000	56,500	940,000	945,000	85,900			
670,000	675,000	57,000	945,000	950,000	86,450			
675,000	680,000	57,500	950,000	955,000	87,000			
680,000	685,000	58,000	955,000	960,000	87,550	12,500,000	20,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から1,722,500円を控除した金額
685,000	690,000	58,500	960,000	965,000	88,100			
690,000	695,000	59,000	965,000	970,000	88,650			
695,000	700,000	59,500	970,000	975,000	89,200			
700,000	705,000	60,000	975,000	980,000	89,750			
705,000	710,000	60,500	980,000	985,000	90,300	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から2,722,500円を控除した金額
710,000	715,000	61,000	985,000	990,000	90,850			
715,000	720,000	61,500	990,000	995,000	91,400			
720,000	725,000	62,000	995,000	1,000,000	91,950			
725,000	730,000	62,500						
730,000	735,000	63,000	1,000,000	2,000,000	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から57,500円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,222,500円を控除した金額
735,000	740,000	63,500						
740,000	745,000	64,000						
745,000	750,000	64,500						
750,000	755,000	65,000						
755,000	760,000	65,550	2,000,000	2,500,000	課税山林所得金額に16%を乗じて算出した金額から77,500円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から6,722,500円を控除した金額
760,000	765,000	66,100						
765,000	770,000	66,650						
770,000	775,000	67,200						
775,000	780,000	67,750						
780,000	785,000	68,300	2,500,000	3,500,000	課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から177,500円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から11,722,500円を控除した金額
785,000	790,000	68,850						
790,000	795,000	69,400						
795,000	800,000	69,950						
800,000	805,000	70,500						
805,000	810,000	71,050	3,500,000	4,000,000	課税山林所得金額に21%を乗じて算出した金額から212,500円を控除した金額	150,000,000	225,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から19,222,500円を控除した金額
810,000	815,000	71,600						
815,000	820,000	72,150						
820,000	825,000	72,700						
825,000	830,000	73,250						
830,000	835,000	73,800	4,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に25%を乗じて算出した金額から372,500円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,472,500円を控除した金額
835,000	840,000	74,350						
840,000	845,000	74,900						
845,000	850,000	75,450						
850,000	855,000	76,000						
855,000	860,000	76,550	5,000,000	6,000,000	課税山林所得金額に26%を乗じて算出した金額から422,500円を控除した金額	300,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,472,500円を控除した金額
860,000	865,000	77,100						
865,000	870,000	77,650						
870,000	875,000	78,200						
875,000	880,000	78,750						
880,000	885,000	79,300	6,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から662,500円を控除した金額			
885,000	890,000	79,850						
890,000	895,000	80,400						
895,000	900,000	80,950						
900,000	905,000	81,500						

(注) この表において「課税山林所得金額」とは、山林所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。